

長野県市町村国保アンケート結果

2021年11月

長野県保険医協会

保険証交付等市町村アンケート結果

2021 年 4 月 長野県保険医協会調査

1、保険証交付状況（2021 年 1 月）（P4～）

- ① 交付対象世帯は 277,152 世帯（前年 280,658 世帯）で減少を続けている。
- ② うち、未交付世帯が 784 世帯（前年 1,123 世帯）で全世帯の 0.3%。長野市 308 世帯、千曲市 113 世帯、池田町 45 世帯の順に多い。
- ③ 滞納世帯は全世帯の 16%で 36,518 世帯（前年 28,229 世帯 12.2%）。
*滞納数が未回答の市町村等は集計から除外した。
全世帯のうち 2 割以上の世帯に滞納がある市町村は長野市（22%）、松本市（28.9%）、塩尻市（28.7%）、川上村（21%）、朝日村（38.6%）。
*滞納数が未回答の市町村等は集計から除外した。
- ④ 1 年以上滞納世帯は 12,713 世帯（前回 13,858 世帯）、滞納世帯の 37.2%であった。（前回 52.9%）
*未回答の市町村等は集計から除外した。

2、窓口留保分の内訳・留保理由（2021 年 1 月）（P6～）

- ① 保険証の窓口留置きは交付対象世帯の 0.28%の 785 世帯（前回の 997 世帯 0.36%）
- ② 留保理由として最も多いのは滞納で 49.8%を占める。住居不明は 9.4%。

3、国保料法定減免世帯の状況（2018 年度実績）（P8～）

- *交付対象世帯は 2020 年 1 月現在の世帯数を使用した。減免状況について回答がなかった市町村を除いて集計した。
- ① 法定減免の対象となっている世帯は全交付世帯の 57.3%（前回 56.9%）であった。
 - ② 7 割減免が交付対象世帯の 28.5%。
 - ③ 5 割減免が 16.6%。
 - ④ 2 割減免が 12.2%。

4、長野県の短期被保険者証の状況（2021 年 1 月）（P10～）

- （1）短期被保険者証の発行状況
- ① 2020 年 1 月現在で 6,391 世帯（前回 7,522 世帯）。
 - ② 全世帯に対する短期被保険者証の発行率は 2.3%で昨年の 2.7%から微減。
 - ③ 滞納世帯に対する発行率は 17.5%で昨年度の 26.6%から大きく減少した。なお、駒ヶ根市、豊丘村は滞納世帯への短期証発行率が 100%である。
 - ④ 大町市、豊丘村、王滝村、白馬村、小谷村、小布施町ではすべての短期保険証が有効期限 1 ヶ月としている。（前回は小諸市、立科町、宮田村、豊丘村、王滝村、

朝日村、白馬村、小谷村、小布施町)

- ⑤ 上田市は短期保険証の発行数が県内で最も多く 1,430 世帯（前回 1,661 世帯）。次に多いのが松本市の 1,088 世帯（前回 1,258 世帯）、3 番目は佐久市の 611 世帯。滞納世帯が最も多いのは長野市だが、短期保険証の発行世帯数は 21 世帯で滞納世帯の 0.2%に留まる。上田市、松本市、佐久市で長野県全体の短期保険証の発行世帯の 52.3%を占めている。

（２）短期保険証の窓口留置の状況

- ① 市部で窓口留置のあった 8 市のうち、駒ヶ根市が 28 世帯と最も多い。大町市では有効期限が 1 か月の短期保険証のみを発行しているが、留置きはない。長野市は短期証の発行世帯数は 21 と少ないが、すべてが留置きとなっている。
- ② 町村部で短期保険証の留置き率が高いのは池田町 100%、南木曾町 38.9%、山ノ内町 28.3%、信濃町 25.6%の順。
- ③ 2021 年 1 月現在、短期被保険者証が市町村の窓口で留置とされた世帯は全県で 233 世帯（前回 372 世帯）。これは短期被保険者証発行世帯の 3.7%（前回 4.9%）にあたる。2019 年の 686 世帯（8.7%）からは大きく減少し、ここ数年留置き世帯数は減少傾向が続いている。

（３）短期保険証の有効期限 （2021 年 1 月）

有効期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
発行世帯	1,082	304	1,073	143	58	3,581	150
割合	16.9%	4.8%	16.8%	2.2%	0.9%	56.0%	2.3%
前回割合	19.7%	2.6%	19.0%	1.1%	2.1%	55.3%	0.2%

- ① 短期保険証の有効期間の内訳では 6 ヶ月の短期証が最も多く 56.0%。
- ② 1 ヶ月の短期証は 16.9%で昨年の 19.7%からは減少した。
- ③ 3 ヶ月以内の短期証を合計すると全体の 38.5%（前回 41.3%）になる。

（４）有効期間別の窓口留置の割合

有効期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
留置世帯	102	19	55	8		49	
留置割合	43.8%	8.2%	23.6%	3.4%	0.0%	21.0%	

* 短期被保険者証のうち窓口留置となった世帯数を有効期間別に集計

* 留置になった 233 世帯の構成割合を留置割合として有効期間別に示した。

- ① 窓口留保となった 372 世帯のうち有効期間が 1 か月のものが 43.8%を占める。

5、後期高齢者の短期証発行数と留置率（P15～）

- ① 後期高齢者の短期証の発行数は全県で 221 世帯（昨年 262 世帯）で 41 世帯減少。長野市（73 世帯）、上田市（33 世帯）、松本市（20 世帯）の順に多い。
- ② 後期高齢者の短期証のうち最も多く発行されているのは 6 ヶ月（56.1%）。3 ヶ月以内の短期証は約 43.9%。
- ④ 後期高齢者の短期証発行世帯における窓口留置率は全県では 16.3%で昨年の 13.7%から微増した。

6、資格証明書発行状況（2021 年 1 月）（P17～）

- ① 全県では 207 世帯に資格証明書が交付されたが、昨年の 252 世帯からは減少した。
- ② 発行数としては安曇野市が最も多く、87 世帯 125 人に資格証明書が発行されている。安曇野市に次いで発行数が多いのは、白馬村 23 世帯、御代田町 22 世帯、佐久穂町 20 世帯と続く。
- ③ 資格証明書の窓口留保は全県で 7 世帯。

7、国保法 44 条減免の窓口負担の申請減免状況（2019 年度実績）（P19～）

- ① 2019 年度実績は、申請が全県で 1849 人、うち長野市が 1649 人で 89.1%を占める。その他中野市 89 人、佐久市 88 人、小布施町 34 人と例年に比べて多いが、いずれも台風 19 号災害の影響と思われる。

8、一般会計からの法定外繰入及び基金残高（P20～）

- ① 令和 2 年度末見込みで法定外繰入を行う予定の市町村が 21。令和 3 年度予算でも 21 市町村が繰入を予定している。伊那市は令和元年度決算ではゼロだったが 1 億円積み立てる見込み。
- ② 令和元年度基金残高決算では、市部で基金残高がないのは伊那市、大町市と安曇野市。16 市の平均は 5 億 176 万円。10 億円以上の積立があるのは長野市、上田市と佐久市。町村部では基金の積み立てがないのは 6 町村。積立のある町村の基金残高の平均は 1 億 710 万円。御代田町、木曽町、小布施町では 3 億円以上の基金残高。
- ③ 令和元年度基金残高決算において各市町村の国保世帯数から 1 世帯当たりの基金残高を算出すると、一世帯平均は 55,088 円。10 万円以上となるのが 32 市町村。市部では佐久市が 124,818 円で最も多い。町村部では 50 万円超えるところも散見される。

＊世帯数は令和 3 年 1 月現在、基金残高がある市町村のみ集計。

9、新型コロナウイルスと国保の対応（P26～）

- ①保険料の減免は全県で 3,280 世帯。長野市 669 世帯、松本市 519 世帯、上田市 255 世帯、佐久市 219 世帯の順。
- ②傷病手当金の実績は全県で 21 人。（諏訪市は非公開）

保険証交付状況 世帯(2021/01)

CODE	市町村	交付対象	未交付	交付済	滞納	割合	一年以上滞納	割合
1	長野市	46,348	308		10,210	22.0	4,625	45.3
2	松本市	30,386	0	30,386	8,771	28.9	1,805	20.6
3	上田市	20,620	0	20,620		-		-
4	岡谷市	6,047	27	6,020	1,038	17.2	379	36.5
5	飯田市	12,649	1	12,648		-		-
6	諏訪市	6,554	15	6,539	1,231	18.8	570	46.3
7	須坂市	6,777	0	6,777	601	8.9	212	35.3
8	小諸市	6,388	36	6,352	1,039	16.3	322	31.0
9	伊那市	8,791	6	8,785	1,124	12.8	378	33.6
10	駒ヶ根市	4,017	28	3,989	111	2.8	16	14.4
11	中野市	6,411	20	6,391	422	6.6	314	74.4
12	大町市	3,998	0	3,998	440	11.0		-
13	飯山市	2,989	3	2,986	17	0.6	5	29.4
14	茅野市	7,100	0	7,100	1,017	14.3	255	25.1
15	塩尻市	8,807	11	8,796	2,526	28.7	901	35.7
16	千曲市	7,459	113	7,346	401	5.4	275	68.6
17	佐久市	13,258	7	13,251	1,859	14.0		-
18	東御市	4,196	4	4,192	719	17.1	633	88.0
19	安曇野市	13,190	0	13,190		-		-
20	小海町	740	0	740	48	6.5	0	0.0
21	川上村	926	18	908	194	21.0	0	0.0
22	南牧村	753	0	753	20	2.7	9	45.0
23	南相木村	189	0	189	11	5.8	2	18.2
24	北相木村	112	0	112	1	0.9	1	100.0
25	佐久穂町	1,628	0	1,628	54	3.3	53	98.1
26	軽井沢町	3,763	32	3,731	716	19.0	0	0.0
27	御代田町	2,264	0	2,264	275	12.1	89	32.4
28	立科町	1,106	0	1,106	61	5.5	24	39.3
29	青木村	621	0	624	56	9.0	40	71.4
30	長和町	1,004	8	996	53	5.3	0	0.0
31	下諏訪町	2,551	0	2,551	384	15.1	194	50.5
32	富士見町	2,084	0	2,084	72	3.5	14	19.4
33	原村	1,368	0	1,368	68	5.0	10	14.7
34	辰野町	2,678	0	2,678	96	3.6	29	30.2
35	箕輪町	3,013	0	3,013	121	4.0	57	47.1
36	飯島町	1,297	0	1,297	75	5.8	41	54.7
37	南箕輪村	1,804	8	1,796	0	0.0	0	-
38	中川村	674	0	674	18	2.7	18	100.0
39	宮田村	1,034	0	1,034	10	1.0	7	70.0
40	松川町	1,786	0	1,786	92	5.2	77	83.7
41	高森町	1,560	5	1,555	106	6.8	57	53.8
42	阿南町	588	7	581	56	9.5	27	48.2
43	阿智村	817	6	811	92	11.3	26	28.3
44	平谷村	59	0	59	10	16.9	9	90.0
45	根羽村	151	0	151	0	0.0	0	-
46	下條村	444	0	444	0	0.0	0	-
47	売木村	93	0	93	0	0.0	0	-
48	天龍村	189	0	189	17	9.0	15	88.2
49	泰阜村	213	0	213	0	0.0	0	-
50	喬木村	745	0	745	38	5.1	23	60.5
51	豊丘村	825	0	825	7	0.8	5	71.4
52	大鹿村	180	0	180	0	0.0	0	-
53	上松町	612	2	610	67	10.9	67	100.0
54	南木曽町	528	7	521	33	6.3	22	66.7
55	木祖村	404	0	404	20	5.0	14	70.0
56	王滝村	107	3	104	5	4.7	5	100.0
57	大桑村	484	0	484	10	2.1	10	100.0
58	木曽町	1,510	0	1,510	160	10.6	0	0.0
59	麻績村	389	0	389	3	0.8	2	66.7
60	生坂村	287	0	287	28	9.8	23	82.1

保険証交付状況 世帯(2021/01)

CODE	市町村	交付対象	未交付	交付済	滞納	割合	一年以上滞納	割合
61	山形村	1,167	0	1,167	76	6.5	59	77.6
62	朝日村	611	0	611	236	38.6	98	41.5
63	筑北村	742	0	742	12	1.6	11	91.7
64	池田町	1,506	45	1,461	158	10.5	76	48.1
65	松川村	1,345	0	1,345		-		-
66	白馬村	1,730	0	1,559	274	15.8	125	45.6
67	小谷村	501	0	501	69	13.8	40	58.0
68	坂城町	1,936	7	1,929	193	10.0	143	74.1
69	小布施町	1,564	0	1,564	62	4.0	335	540.3
70	高山村	1,009	0	1,009	174	17.2	114	65.5
71	山ノ内町	2,094	28	2,066	379	18.1	223	58.8
72	木島平村	869	6	863	36	4.1	4	11.1
73	野沢温泉村	598	13	585	13	2.2	13	100.0
74	信濃町	1,491	10	1,481	109	7.3	65	59.6
75	飯綱町	1,740	0	1,740	116	6.7	13	11.2
76	小川村	374	0	374	8	2.1	2	25.0
77	栄村	310	0	310		-		-
	合計	277,152	784	230,160	36,518	13.2	12,713	37.2

保険証未交付割合(世帯) 0.28%
 滞納世帯割合 16.0%(滞納世帯が把握できないものを除く)
 1年以上滞納割合(世帯) 37.2%(滞納世帯のうち1年以上滞納の割合)

網掛け部分は、該当データを把握していない又は未回答のもの
 回答は2021年1月1日現在の数字だが、例外あり。
 滞納世帯 長野市、東御市 3月末 木島平、大桑村4月末 朝日村5月末

CODE	市町村	保険証交付 対象世帯	留保世帯	留保理由			割合		
				滞納	住居不明	その他	滞納	住居不明	その他
1	長野市	46,348	308	21	27	260	6.82	8.77	84.42
2	松本市	30,386	0	0	0	0	-	-	-
3	上田市	20,620	0	0	0	0	-	-	-
4	岡谷市	6,047	27	0	2	25	0.0	7.4	92.6
5	飯田市	12,649	1	0	1	0	0.0	100.0	0.0
6	諏訪市	6,554	15	0	15	0	0.0	100.0	0.0
7	須坂市	6,777	0	0	0	0	-	-	-
8	小諸市	6,388	36	0	2	34	0.0	5.6	94.4
9	伊那市	8,791	6	0	6	0	0.0	100.0	0.0
10	駒ヶ根市	4,017	28	28	0	0	100.0	0.0	0.0
11	中野市	6,411	20	20	0	0	100.0	0.0	0.0
12	大田市	3,998	0	0	0	0	-	-	-
13	飯山市	2,989	3	3	0	0	100.0	0.0	0.0
14	茅野市	7,100	0	0	0	0	-	-	-
15	塩尻市	8,807	11	0	11	0	0.0	100.0	0.0
16	千曲市	7,459	113	113	0	0	100.0	0.0	0.0
17	佐久市	13,258	7	0	7	0	0.0	100.0	0.0
18	東御市	4,196	0	0	0	0	-	-	-
19	安曇野市	13,190	0	0	0	0	-	-	-
20	小海町	740	0	0	0	0	-	-	-
21	川上村	926	18	18	0	0	100.0	0.0	0.0
22	南牧村	753	0	0	0	0	-	-	-
23	南相木村	189	0	0	0	0	-	-	-
24	北相木村	112	0	0	0	0	-	-	-
25	佐久穂町	1,628	0	0	0	0	-	-	-
26	軽井沢町	3,763	32	31	1	0	96.9	3.1	0.0
27	御代田町	2,264	0	0	0	0	-	-	-
28	立科町	1,106	0	0	0	0	-	-	-
29	青木村	621	0	0	0	0	-	-	-
30	長和町	1,004	8	8	0	0	100.0	0.0	0.0
31	下諏訪町	2,551	0	0	0	0	-	-	-
32	富士見町	2,084	0	0	0	0	-	-	-
33	原村	1,368	0	0	0	0	-	-	-
34	辰野町	2,678	0	0	0	0	-	-	-
35	箕輪町	3,013	0	0	0	0	-	-	-
36	飯島町	1,297	0	0	0	0	-	-	-
37	南箕輪村	1,804	8	6	2	0	75.0	25.0	0.0
38	中川村	674	0	0	0	0	-	-	-
39	宮田村	1,034	0	0	0	0	-	-	-
40	松川町	1,786	0	0	0	0	-	-	-
41	高森町	1,560	5	5	0	0	100.0	0.0	0.0
42	阿南町	588	7	7	0	0	100.0	0.0	0.0
43	阿智村	817	6	6	0	0	100.0	0.0	0.0
44	平谷村	59	0	0	0	0	-	-	-
45	根羽村	151	0	0	0	0	-	-	-
46	下條村	444	0	0	0	0	-	-	-
47	売木村	93	0	0	0	0	-	-	-
48	天龍村	189	0	0	0	0	-	-	-
49	泰阜村	213	0	0	0	0	-	-	-
50	喬木村	745	0	0	0	0	-	-	-
51	豊丘村	825	0	0	0	0	-	-	-
52	大鹿村	180	0	0	0	0	-	-	-
53	上松町	612	2	1	0	1	50.0	0.0	50.0
54	南木曽町	528	7	7	0	0	100.0	0.0	0.0
55	木祖村	404	0	0	0	0	-	-	-
56	王滝村	107	3	3	0	0	100.0	0.0	0.0

CODE	市町村	保険証交付 対象世帯	留保世帯	留保理由			割合		
				滞納	住居不明	その他	滞納	住居不明	その他
57	大桑村	484	0	0	0	0	-	-	-
58	木曽町	1,510	0	0	0	0	-	-	-
59	麻績村	389	0	0	0	0	-	-	-
60	生坂村	287	0	0	0	0	-	-	-
61	山形村	1,167	0	0	0	0	-	-	-
62	朝日村	611	0	0	0	0	-	-	-
63	筑北村	742	12	12	0	0	100.0	0.0	0.0
64	池田町	1,506	40	40	0	0	100.0	0.0	0.0
65	松川村	1,345	0	0	0	0	-	-	-
66	白馬村	1,730	0	0	0	0	-	-	-
67	小谷村	501	0	0	0	0	-	-	-
68	坂城町	1,936	5	5	0	0	100.0	0.0	0.0
69	小布施町	1,564	0	0	0	0	-	-	-
70	高山村	1,009	0	0	0	0	-	-	-
71	山ノ内町	2,094	28	28	0	0	100.0	0.0	0.0
72	木島平村	869	6	6	0	0	100.0	0.0	0.0
73	野沢温泉村	598	13	13	0	0	100.0	0.0	0.0
74	信濃町	1,491	10	10	0	0	100.0	0.0	0.0
75	飯綱町	1,740	0	0	0	0	-	-	-
76	小川村	374	0	0	0	0	-	-	-
77	栄村	310	0	0	0	0	-	-	-
	計	277,152	785	391	74	320	49.8	9.4	40.8

窓口留保割合(世帯) 0.28%

保険料減免状況

(令和元年度実績)

CODE	市町村	7割・6割減免			5割・4割減免			2割減免			申請減免			交付対象	減免世帯	比率
		割	世帯	被保険者	割	世帯	被保険者	割	世帯	被保険者	申請世帯	減免世帯	申請減免			
1	長野市	7割	11,909	15,666	5割	7,268	12,914	2割一律	5,377	10065	0	0	0	46,348	24,554	53.0
2	松本市	7割	8,512	11,175	5割	4,720	8,252	2割一律	3,537	6515	20	20	20	30,386	16,769	55.2
3	上田市	7割	6,517	8,476	5割	3,665	6,289	2割一律	2,614	4664	9	9	12	20,620	12,796	62.1
4	岡谷市	7割	1,632	2,130	5割	1,127	1,856	2割一律	750	1305	0	0	0	6,047	3,509	58.0
5	飯田市	7割	4,097	5,284	5割	2,235	3,815	2割一律	1,578	2841	70	66	0	12,649	7,910	62.5
6	諏訪市	7割	1,751	2,271	5割	940	1,613	2割一律	712	1245	0	0	0	6,554	3,403	51.9
7	須坂市	7割	1,733	2,303	5割	1,074	1,920	2割一律	805	1501	114	114	0	6,777	3,612	53.3
8	小諸市	7割	2,041	2,721	5割	1,044	1,848	2割一律	705	1346	0	0	0	6,388	3,790	59.3
9	伊那市	7割	2,191	2,947	5割	1,311	2,255	2割一律	1,026	1848	2	2	5	8,791	4,528	51.5
10	駒ヶ根市	7割	1,069	1,367	5割	650	1,094	2割一律	538	976	0	0	0	4,017	2,257	56.2
11	中野市	7割	1,735	2,394	5割	977	1,823	2割一律	737	1428	0	0	0	6,411	3,449	53.8
12	大田市	7割	1,206	1,587	5割	748	1,340	2割一律	468	859	0	0	0	3,998	2,422	60.6
13	飯山市	7割	913	1,244	5割	520	922	2割一律	402	749	49	49	73	2,989	1,835	61.4
14	茅野市	7割	1,780	2,441	5割	1,190	2,031	2割一律	870	1554	0	0	0	7,100	3,840	54.1
15	塩尻市	7割	2,343	3,104	5割	1,447	2,550	2割一律	1,031	1880	8	8	8	8,807	4,821	54.7
16	千曲市	7割	1,989	2,517	5割	1,319	2,196	2割一律	1,028	1861	76	127	76	7,459	4,336	58.1
17	佐久市	7割	3,789	4,973	5割	2,227	3,988	2割一律	1,607	3017	64	64	0	13,258	7,623	57.5
18	東御市	7割	1,167	1,584	5割	738	1,329	2割一律	541	985	80	80	80	4,196	2,446	58.3
19	安曇野市	7割	3,435	4,526	5割	2,128	3,695	2割一律	1,614	2925	7	7	7	13,190	7,177	54.4
20	小海町	7割	227	278	5割	114	199	2割一律	63	107	0	0	0	740	404	54.6
21	川上村	7割	1,394	1,448	5割	51	93	2割一律	60	82	0	0	0	926	1,505	162.5
22	南牧村	7割	360	407	5割	51	99	2割一律	51	85	0	0	0	753	462	61.4
23	南相木村	7割	48	63	5割	24	50	2割一律	15	28	0	0	0	189	87	46.0
24	北相木村	7割	45	54	5割	11	18	2割一律	11	23	0	0	0	112	67	59.8
25	佐久穂町	7割	491	673	5割	310	539	2割一律	212	414	0	0	0	1,628	1,013	62.2
26	軽井沢町	7割	1,322	1,770	5割	447	877	2割一律	333	649	0	0	0	3,763	2,102	55.9
27	御代田町	7割	610	806	5割	364	640	2割一律	248	454	12	12	12	2,264	1,222	54.0
28	立科町	7割	310	449	5割	202	358	2割一律	144	265	9	9	9	1,106	656	59.3
29	青木村	7割	179	243	5割	116	224	2割一律	82	142	0	0	0	621	377	60.7
30	長和町	7割	362	477	5割	204	348	2割一律	141	253	0	0	0	1,004	707	70.4
31	下諏訪町	7割	664	851	5割	411	685	2割一律	325	574	0	0	0	2,551	1,400	54.9
32	富士見町	7割	494	636	5割	341	582	2割一律	253	447	0	0	0	2,084	1,088	52.2
33	原村	7割	368	497	5割	193	384	2割一律	136	258	0	0	0	1,368	697	51.0
34	辰野町	7割	681	905	5割	556	959	2割一律	357	624	0	0	0	2,678	1,594	59.5
35	箕輪町	7割	792	1,074	5割	554	1,004	2割一律	392	742	0	0	0	3,013	1,738	57.7
36	飯島町	7割	292	373	5割	231	415	2割一律	153	287	0	0	0	1,297	676	52.1
37	南箕輪村	7割	509	690	5割	305	582	2割一律	213	431	1	1	1	1,804	1,027	56.9
38	中川村	7割	146	190	5割	103	185	2割一律	76	150	0	0	0	674	325	48.2
39	宮田村	7割	258	318	5割	187	313	2割一律	152	282	0	0	0	1,034	597	57.7
40	松川町	7割	513	610	5割	316	410	2割一律	246	310	25	25	0	1,786	1,075	60.2
41	高森町	7割	331	446	5割	234	444	2割一律	205	405	0	0	0	1,560	770	49.4

保険料減免状況

(令和元年度実績)

CODE	市町村	7割・6割減免			5割・4割減免			2割減免			申請減免			交付対象	減免世帯	比率
		割	世帯	被保険者	割	世帯	被保険者	割	世帯	被保険者	申請世帯	減免世帯	申請減免			
42	阿南町	7割	117	273	5割	96	142	2割一律	64	102	0	0	0	588	277	47.1
43	阿智村	7割	206	292	5割	128	238	2割一律	121	226	0	0	0	817	455	55.7
44	平谷村	7割	19	25	5割	11	29	2割一律	9	17	0	0	0	59	39	66.1
45	根羽村	7割	40	49	5割	27	42	2割一律	16	20	0	0	0	151	83	55.0
46	下條村	7割	108	145	5割	75	133	2割一律	71	151	0	0	0	444	254	57.2
47	売木村	7割	31	40	5割	14	26	2割一律	12	22	0	0	0	93	57	61.3
48	大龍村	7割	78	91	5割	33	47	2割一律	26	43	0	0	0	189	137	72.5
49	泰阜村	7割	84	115	5割	44	71	2割一律	29	53	0	0	0	213	157	73.7
50	蕎木村	7割	211	295	5割	139	248	2割一律	106	216	0	0	0	745	456	61.2
51	豊丘村	7割	196	292	5割	120	236	2割一律	133	234	0	0	0	825	449	54.4
52	大鹿村	7割	75	120	5割	35	76	2割一律	19	38	0	0	0	180	129	71.7
53	上松町	7割	188	221	5割	108	177	2割一律	74	114	3	3	4	612	370	60.5
54	南木曽町	7割	144	163	5割	102	153	2割一律	74	117	0	0	0	528	320	60.6
55	木祖村	7割	119	147	5割	70	117	2割一律	55	104	0	0	0	404	244	60.4
56	王滝村	7割	29	37	5割	19	28	2割一律	15	27	0	0	0	107	63	58.9
57	大桑村	7割	124	0	5割	64	0	2割一律	59	0	0	0	0	484	247	51.0
58	木曽町	7割	417	511	5割	229	357	2割一律	169	293	0	0	0	1,510	815	54.0
59	麻績村	7割	140	191	5割	83	142	2割一律	48	92	0	0	0	389	271	69.7
60	生坂村	7割	0	0	5割	0	0	2割一律	0	0	0	0	0	287	0	0.0
61	山形村	7割	231	317	5割	175	333	2割一律	141	264	0	0	0	1,167	547	46.9
62	朝日村	7割	141	183	5割	80	155	2割一律	69	149	0	0	0	611	290	47.5
63	筑北村	7割	270	338	5割	143	256	2割一律	116	192	0	0	0	742	529	71.3
64	池田町	7割	429	551	5割	291	498	2割一律	184	317	0	0	0	1,506	904	60.0
65	松川村	7割	321	424	5割	246	420	2割一律	154	273	0	0	0	1,345	721	53.6
66	白馬村	7割	647	847	5割	287	471	2割一律	235	366	71	56	0	1,730	1,169	67.6
67	小谷村	7割	181	252	5割	73	145	2割一律	50	104	0	0	0	501	304	60.7
68	坂城町	7割	476	624	5割	326	543	2割一律	250	438	53	53	82	1,936	1,052	54.3
69	小布施町	7割	336	455	5割	230	445	2割一律	195	381	0	0	0	1,564	761	48.7
70	高山村	7割	208	298	5割	153	293	2割一律	136	265	0	0	0	1,009	497	49.3
71	山ノ内町	7割	608	801	5割	326	602	2割一律	248	479	14	14	14	2,094	1,182	56.4
72	木島平村	7割	194	260	5割	119	209	2割一律	101	185	0	0	0	869	414	47.6
73	野沢温泉村	7割	265	343	5割	93	182	2割一律	87	172	0	0	0	598	445	74.4
74	信濃町	7割	434	588	5割	279	501	2割一律	187	348	0	0	0	1,491	900	60.4
75	飯綱町	7割	529	687	5割	315	526	2割一律	239	453	0	0	0	1,740	1,083	62.2
76	小川村	7割	136	176	5割	65	107	2割一律	37	75	0	0	0	374	238	63.6
77	栄村	7割	84	99	5割	43	76	2割一律	20	36	1	1	3	310	127	41.0
			78,021	100,661		45,294	78,281		33,357	60,266	688	720	406	277,152	156,652	56.5

7割減免世帯割合
5割減免世帯割合
2割減免世帯割合
減免世帯割合

28.2%
16.3%
12.0%
56.5%

国保保険証交付対象は、令和3年1月1日時点の対象世帯数。
減免状況は令和元年実績で調査しているため、減免世帯割合は参考数値。
なお、川上村は夏季のみ農業実習生(前年度所得がないため7割減額対象)があり、1月1日時点の交付対象より減免世帯が多い。

CODE	市町村	被保険者証交付状況(世帯)				短期被保険者証発行				
		交付対象	未交付	交付済	滞納世帯	発行世帯	発行率1	発行率2	留保	留置率
1	長野市	46,348	308	0	10,210	21	0.0	0.2	21	100.0
2	松本市	30,386	0	30,386	8,771	1,088	3.6	12.4	0	0.0
3	上田市	20,620	0	20,620		1,641	8.0		0	0.0
4	岡谷市	6,047	27	6,020	1,038	28	0.5	2.7	0	0.0
5	飯田市	12,649	1	12,648		110	0.9		0	0.0
6	諏訪市	6,554	15	6,539	1,231	0	0.0	0.0	0	-
7	須坂市	6,777	0	6,777	601	175	2.6	29.1	0	0.0
8	小諸市	6,388	36	6,352	1,039	293	4.6	28.2	26	8.9
9	伊那市	8,791	6	8,785	1,124	114	1.3	10.1	0	0.0
10	駒ヶ根市	4,017	28	3,989	111	111	2.8	100.0	28	25.2
11	中野市	6,411	20	6,391	422	252	3.9	59.7	20	7.9
12	大町市	3,998	0	3,998	440	90	2.3	20.5	0	0.0
13	飯山市	2,989	3	2,986	17	12	0.4	70.6	3	25.0
14	茅野市	7,100	0	7,100	1,017	131	1.8	12.9	0	0.0
15	塩尻市	8,807	11	8,796	2,526	113	1.3	4.5	2	1.8
16	千曲市	7,459	113	7,346	401	110	1.5	27.4	0	0.0
17	佐久市	13,258	7	13,251	1,859	611	4.6	32.9	7	1.1
18	東御市	4,196	4	4,192	719	150	3.6	20.9	0	0.0
19	安曇野市	13,190	0	13,190		183	1.4		1	0.5
20	小海町	740	0	740	48	18	2.4	37.5	0	0.0
21	川上村	926	18	908	194	18	1.9	9.3	0	0.0
22	南牧村	753	0	753	20	2	0.3	10.0	0	0.0
23	南相木村	189	0	189	11	0	0.0	0.0	0	-
24	北相木村	112	0	112	1	0	0.0	0.0	0	-
25	佐久穂町	1,628	0	1,628	54	31	1.9	57.4	0	0.0
26	軽井沢町	3,763	32	3,731	716	48	1.3	6.7	0	0.0
27	御代田町	2,264	0	2,264	275	53	2.3	19.3	0	0.0
28	立科町	1,106	0	1,106	61	27	2.4	44.3	0	0.0
29	青木村	621	0	624	56	15	2.4	26.8	0	0.0
30	長和町	1,004	8	996	53	43	4.3	81.1	8	18.6
31	下諏訪町	2,551	0	2,551	384	108	4.2	28.1	0	0.0
32	富士見町	2,084	0	2,084	72	19	0.9	26.4	0	0.0
33	原村	1,368	0	1,368	68	14	1.0	20.6	0	0.0
34	辰野町	2,678	0	2,678	96	42	1.6	43.8	0	0.0
35	箕輪町	3,013	0	3,013	121	91	3.0	75.2	0	0.0
36	飯島町	1,297	0	1,297	75	28	2.2	37.3	0	0.0
37	南箕輪村	1,804	8	1,796	0	84	4.7	-	8	9.5
38	中川村	674	0	674	18	9	1.3	50.0	0	0.0
39	宮田村	1,034	0	1,034	10	8	0.8	80.0	0	0.0
40	松川町	1,786	0	1,786	92	0	0.0	0.0	0	-
41	高森町	1,560	5	1,555	106	23	1.5	21.7	0	0.0
42	阿南町	588	7	581	56	25	4.3	44.6	0	0.0
43	阿智村	817	6	811	92	25	3.1	27.2	11	44.0
44	平谷村	59	0	59	10	0	0.0	0.0	0	-
45	根羽村	151	0	151	0	0	0.0	-	0	-
46	下條村	444	0	444	0	0	0.0	-	0	-
47	売木村	93	0	93	0	0	0.0	-	0	-
48	天龍村	189	0	189	17	3	1.6	17.6	0	0.0
49	泰阜村	213	0	213	0	0	0.0	-	0	-
50	喬木村	745	0	745	38	3	0.4	7.9	0	0.0
51	豊丘村	825	0	825	7	7	0.8	100.0	0	0.0
52	大鹿村	180	0	180	0	0	0.0	-	0	-
53	上松町	612	2	610	67	12	2.0	17.9	1	8.3
54	南木曽町	528	7	521	33	18	3.4	54.5	7	38.9
55	木祖村	404	0	404	20	11	2.7	55.0	0	0.0
56	王滝村	107	3	104	5	2	1.9	40.0	1	50.0
57	大桑村	484	0	484	10	7	1.4	70.0	0	0.0

CODE	市町村	被保険者証交付状況(世帯)				短期被保険者証発行				
		交付対象	未交付	交付済	滞納世帯	発行世帯	発行率1	発行率2	留保	留置率
58	木曽町	1,510	0	1,510	160	10	0.7	6.3	0	0.0
59	麻績村	389	0	389	3	1	0.3	33.3	0	0.0
60	生坂村	287	0	287	28	4	1.4	14.3	0	0.0
61	山形村	1,167	0	1,167	76	5	0.4	6.6	0	0.0
62	朝日村	611	0	611	236	0	0.0	0.0	0	-
63	筑北村	742	0	742	12	4	0.5	33.3	0	0.0
64	池田町	1,506	45	1,461	158	45	3.0	28.5	45	100.0
65	松川村	1,345	0	1,345	0	26	1.9	-	0	0.0
66	白馬村	1,730	0	1,559	274	16	0.9	5.8	0	0.0
67	小谷村	501	0	501	69	4	0.8	5.8	0	0.0
68	坂城町	1,936	7	1,929	193	27	1.4	14.0	0	0.0
69	小布施町	1,564	0	1,564	62	23	1.5	37.1	0	0.0
70	高山村	1,009	0	1,009	174	19	1.9	10.9	0	0.0
71	山ノ内町	2,094	28	2,066	379	99	4.7	26.1	28	28.3
72	木島平村	869	6	863	36	16	1.8	44.4	6	37.5
73	野沢温泉村	598	13	585	13	8	1.3	61.5	0	0.0
74	信濃町	1,491	10	1,481	109	39	2.6	35.8	10	25.6
75	飯綱町	1,740	0	1,740	116	17	1.0	14.7	0	0.0
76	小川村	374	0	374	8	1	0.3	12.5	0	0.0
77	栄村	310	0	310	0	0	0.0	-	0	-
	合計	277,152	784	230,160	36,518	6,391	2.3	17.5	233	3.6

*発行率1は交付対象世帯に対する短期保険証の発行率

*発行率2は滞納世帯数に対する短期保険証の発行率

(上田市、飯田市、安曇野市は滞納世帯未回答のため集計から除外)

短期保険証（世帯）有効期限別

(2021/01)

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
CODE	市町村	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯
1	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	0	0	21	21
2	松本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,074	0	14	0	1,088	0
3	上田市	10	0	52	0	38	0	57	0	53	1,430	0	1	0	1,641	0
4	岡谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	28	0
5	飯田市	0	0	35	0	4	0	10	0	1	11	0	49	0	110	0
6	諏訪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	須坂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	175	0	0	0	175	0
8	小諸市	247	26	0	0	2	0	0	0	1	0	0	43	0	293	26
9	伊那市	66	0	28	0	15	0	4	0	0	1	0	0	0	114	0
10	駒ヶ根市	0	0	0	0	111	28	0	0	0	0	0	0	0	111	28
11	中野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252	20	0	0	252	20
12	大田市	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
13	飯山市	3	2	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	12	3
14	茅野市	0	0	0	0	118	0	0	0	0	13	0	0	0	131	0
15	塩尻市	0	0	0	0	18	1	0	0	0	95	1	0	0	113	2
16	千曲市	7	0	5	0	68	0	0	0	0	7	0	23	0	110	0
17	佐久市	132	3	0	0	477	4	0	0	0	2	0	0	0	611	7
18	東御市	0	0	87	0	49	0	2	0	0	3	0	9	0	150	0
19	安曇野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	183	1	0	0	183	1
20	小海町	11	0	1	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	18	0
21	川上村	1	0	3	0	2	0	0	0	0	3	0	9	0	18	0
22	南牧村	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
23	南相木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	北相木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	佐久穂町	23	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	31	0
26	軽井沢町	47	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
27	御代田町	28	0	0	0	14	0	0	0	0	11	0	0	0	53	0
28	立科町	9	0	0	0	4	0	0	0	0	14	0	0	0	27	0
29	青木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	15	0
30	長和町	0	0	0	0	39	8	0	0	0	4	0	0	0	43	8
31	下諏訪町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	0	0	0	108	0
32	富士見町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	18	0	0	0	19	0
33	原村	0	0	0	0	11	0	0	0	0	3	0	0	0	14	0
34	辰野町	34	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	42	0
35	箕輪町	75	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	91	0
36	飯島町	26	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	28	0
37	南箕輪村	68	8	2	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	84	8

短期保険証（世帯）有効期限別

(2021/01)

CODE	市町村	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
		世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保
38	中川村	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	0
39	宮田村	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
40	松川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	高森町	4	0	12	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	23	0
42	阿南町	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
43	阿智村	9	5	0	0	5	6	0	0	0	0	11	0	0	0	25	11
44	平谷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	根羽村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	下條村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	売木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	天龍村	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
49	秦阜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	喬木村	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
51	豊丘村	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
52	大鹿村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	上松町	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	12	1
54	南木曽町	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	18	7
55	木祖村	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
56	王滝村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
57	大桑村	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
58	木曽町	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
59	麻績村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
60	生坂村	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
61	山形村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
62	朝日村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	筑北村	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
64	池田町	39	39	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	45	45
65	松川村	18	0	0	0	3	0	0	0	3	0	2	0	0	0	26	0
66	白馬村	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0
67	小谷村	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
68	坂城町	21	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	27	0
69	小布施町	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0
70	高山村	13	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0
71	山ノ内町	0	0	37	14	0	0	31	8	0	0	31	6	0	0	99	28
72	木島平村	0	0	0	0	16	6	0	0	0	0	0	0	0	0	16	6
73	野沢温泉村	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
74	信濃町	0	10	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	39	10

短期保険証(世帯)有効期限別

(2021/01)

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
CODE	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保
75 市町村	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	10	0	0	0	17	0
76 飯綱町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
77 小川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77 栄村	1,082	102	304	19	1,073	55	143	8	58	0	3,581	49	150	0	6,391	233
合計	1,484	199	193	29	1,431	69	84	11	156	3	4,156	61	18	0	7,522	372

2020年度

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
短期構成	16.9		4.8		16.8		2.2		0.9		56.0		2.3		100.0	
留保割合		9.4		6.3		5.1		5.6		0.0		1.4		0.0		3.6
留保構成		43.8		8.2		23.6		3.4		0.0		21.0		0.0		100.0

* 短期構成は短期証発行数に占める有効期間別の構成割合

* 留保割合は有効期間別の短期証の留置き割合

* 留保構成は留置全体に対する有効期間別の構成割合

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
短期構成	19.7		2.6		19.0		1.1		2.1		55.3		0.2		100.0	
留保割合		13.4		15.0		4.8		13.1		1.9		1.5		0.0		4.9
留保構成		53.5		7.8		18.5		3.0		0.8		16.4		0.0		100.0

CODE	市町村	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
		世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保
1	長野市	6	6	0	0	30	7	0	0	0	0	37	5	0	0	73	18
2	松本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	20	0
3	上田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	33	0
4	岡谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	飯田市	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
6	諏訪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	須坂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
8	小諸市	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
9	伊那市	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
10	駒ヶ根市	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
11	中野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	4	2
12	大田市	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4
13	飯山市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
14	茅野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	塩尻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
16	千曲市	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
17	佐久市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
18	東御市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
19	安曇野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	0
20	小海町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
22	南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	南相木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	北相木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	佐久穂町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
26	軽井沢町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
27	御代田町	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
28	立科町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	青木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	長和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	下諏訪町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0
32	富士見町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
33	原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	辰野町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
35	箕輪町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
36	飯島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	南箕輪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	中川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

後期高齢者短期証発行状況

CODE	市町村	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月～1年		合計	
		世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保	世帯	留保
39	宮田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	松川町	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
41	高森町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
42	阿南町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
43	阿智村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	平谷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	根羽村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	下條村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	売木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	天龍村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	泰阜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	喬木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	豊丘村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	大鹿村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	上松町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	南木曽町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
55	木祖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	王滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	大桑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	木曽町	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
59	麻績村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	生坂村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	山形村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	朝日村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	筑北村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	松川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	白馬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	小谷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	坂城町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	小布施町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	高山村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
71	山ノ内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
72	木島平村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	信濃町	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
75	飯綱町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
76	小川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	栄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		36	18	15	2	46	9	0	0	0	0	124	7	0	0	221	36
2020年度		52	12	8	4	64	9	0	0	0	0	138	11	0	0	262	36

資格証明書の発行状況

(2021/01)

資格証明書 2021年1月現在

CODE	市町村	世帯		被保険者	
		交付	留保	交付	留保
1	長野市	5	5	5	5
2	松本市	1	0	3	0
3	上田市	1	0	1	0
4	岡谷市	1	0	1	0
5	飯田市	0	0	0	0
6	諏訪市	0	0	0	0
7	須坂市	17	0	28	0
8	小諸市	0	0	0	0
9	伊那市	0	0	0	0
10	駒ヶ根市	0	0	0	0
11	中野市	0	0	0	0
12	大町市	0	0	0	0
13	飯山市	4	0	7	0
14	茅野市	0	0	0	0
15	塩尻市	0	0	0	0
16	千曲市	0	0	0	0
17	佐久市	0	0	0	0
18	東御市	0	0	0	0
19	安曇野市	87	0	125	0
20	小海町	0	0	0	0
21	川上村	0	0	0	0
22	南牧村	2	0	2	0
23	南相木村	0	0	0	0
24	北相木村	0	0	0	0
25	佐久穂町	20	0	32	0
26	軽井沢町	0	0	68	0
27	御代田町	22	0	26	0
28	立科町	4	0	4	0
29	青木村	0	0	0	0
30	長和町	0	0	0	0
31	下諏訪町	0	0	0	0
32	富士見町	0	0	0	0
33	原村	0	0	0	0
34	辰野町	0	0	0	0
35	箕輪町	2	0	2	0
36	飯島町	0	0	0	0
37	南箕輪村	0	0	0	0
38	中川村	0	0	0	0
39	宮田村	0	0	0	0
40	松川町	0	0	0	0
41	高森町	0	0	0	0
42	阿南町	0	0	0	0
43	阿智村	0	0	0	0
44	平谷村	0	0	0	0
45	根羽村	0	0	0	0
46	下條村	0	0	0	0
47	売木村	0	0	0	0
48	天龍村	0	0	0	0
49	泰阜村	0	0	0	0
50	喬木村	0	0	0	0
51	豊丘村	0	0	0	0
52	大鹿村	0	0	0	0
53	上松町	10	2	12	2
54	南木曽町	0	0	0	0
55	木祖村	0	0	0	0
56	王滝村	0	0	0	0

資格証明書 2020年1月現在

CODE	市町村	世帯		被保険者	
		交付	留保	交付	留保
1	長野市	4	2	4	2
2	松本市	3	0	3	0
3	上田市	1	0	1	0
4	岡谷市	1	0	1	0
5	飯田市	0	0	0	0
6	諏訪市	0	0	0	0
7	須坂市	22	0	34	0
8	小諸市	0	0	0	0
9	伊那市	0	0	0	0
10	駒ヶ根市	0	0	0	0
11	中野市	0	0	0	0
12	大町市	0	0	0	0
13	飯山市	4	0	10	0
14	茅野市	14	0	17	0
15	塩尻市	0	0	0	0
16	千曲市	0	0	0	0
17	佐久市	0	0	0	0
18	東御市	0	0	0	0
19	安曇野市	95	2	116	2
20	小海町	0	0	0	0
21	川上村	0	0	0	0
22	南牧村	2	0	2	0
23	南相木村	0	0	0	0
24	北相木村	0	0	0	0
25	佐久穂町	27	0	36	0
26	軽井沢町	0	0	1	0
27	御代田町	28	0	34	0
28	立科町	7	0	9	0
29	青木村	0	0	0	0
30	長和町	0	0	0	0
31	下諏訪町	0	0	0	0
32	富士見町	0	0	0	0
33	原村	0	0	0	0
34	辰野町	0	0	0	0
35	箕輪町	4	0	4	0
36	飯島町	0	0	0	0
37	南箕輪村	0	0	0	0
38	中川村	1	0	1	0
39	宮田村	0	0	0	0
40	松川町	0	0	0	0
41	高森町	0	0	0	0
42	阿南町	0	0	0	0
43	阿智村	1	0	1	0
44	平谷村	0	0	0	0
45	根羽村	0	0	0	0
46	下條村	0	0	0	0
47	売木村	0	0	0	0
48	天龍村	0	0	0	0
49	泰阜村	0	0	0	0
50	喬木村	0	0	0	0
51	豊丘村	0	0	0	0
52	大鹿村	0	0	0	0
53	上松町	0	0	0	0
54	南木曽町	0	0	0	0
55	木祖村	0	0	0	0
56	王滝村	0	0	0	0

資格証明書の発行状況

(2021/01)

資格証明書 2021年1月現在

CODE	市町村	世帯		被保険者	
		交付	留保	交付	留保
57	大桑村	0	0	0	0
58	木曾町	0	0	0	0
59	麻績村	0	0	0	0
60	生坂村	0	0	0	0
61	山形村	0	0	0	0
62	朝日村	0	0	0	0
63	筑北村	0	0	0	0
64	池田町	0	0	0	0
65	松川村	0	0	0	0
66	白馬村	23	0	24	0
67	小谷村	0	0	0	0
68	坂城町	2	0	3	0
69	小布施町	0	0	0	0
70	高山村	0	0	0	0
71	山ノ内町	5	0	6	0
72	木島平村	0	0	0	0
73	野沢温泉村	0	0	0	0
74	信濃町	1	0	1	0
75	飯綱町	0	0	0	0
76	小川村	0	0	0	0
77	栄村	0	0	0	0
		207	7	350	7
2020年度		252	15	315	18

資格証明書 2020年1月現在

世帯		被保険者	
交付	留保	交付	留保
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	0	1	0
0	0	0	0
0	0	0	0
27	0	30	0
0	0	0	0
3	11	3	14
0	0	0	0
0	0	0	0
4	0	4	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3	0	3	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
252	15	315	18

国保44条申請減免

(2019年度実績)

CODE	市町村	申請者	減免者
1	長野市	1649	1649
2	松本市	2	1
3	上田市	0	0
4	岡谷市	0	0
5	飯田市	1	1
6	諏訪市	0	0
7	須坂市	0	0
8	小諸市	0	0
9	伊那市	0	0
10	駒ヶ根市	1	0
11	中野市	89	89
12	大町市	0	0
13	飯山市	0	0
14	茅野市	0	0
15	塩尻市	0	0
16	千曲市	0	0
17	佐久市	88	88
18	東御市	3	3
19	安曇野市	0	0
20	小海町	0	0
21	川上村	0	0
22	南牧村	0	0
23	南相木村	0	0
24	北相木村	0	0
25	佐久穂町	0	0
26	軽井沢町	0	0
27	御代田町	0	0
28	立科町	0	0
29	青木村	0	0
30	長和町	0	0
31	下諏訪町	0	0
32	富士見町	0	0
33	原村	0	0
34	辰野町	0	0
35	箕輪町	0	0
36	飯島町	0	0
37	南箕輪村	0	0
38	中川村	0	0
39	宮田村	0	0
40	松川町	0	0
41	高森町	0	0
42	阿南町	0	0
43	阿智村	0	0
44	平谷村	0	0
45	根羽村	0	0
46	下條村	0	0
47	売木村	0	0
48	天龍村	0	0
49	泰阜村	0	0
50	喬木村	0	0
51	豊丘村	0	0
52	大鹿村	0	0
53	上松町	0	0
54	南木曽町	0	0
55	木祖村	0	0
56	王滝村	0	0
57	大桑村	0	0
58	木曽町	0	0
59	麻績村	0	0
60	生坂村	0	0
61	山形村	0	0
62	朝日村	0	0

CODE	市町村	申請者	減免者
63	筑北村	0	0
64	池田町	0	0
65	松川村	0	0
66	白馬村	0	0
67	小谷村	0	0
68	坂城町	0	0
69	小布施町	16	34
70	高山村	0	0
71	山ノ内町	0	0
72	木島平村	0	0
73	野沢温泉村	0	0
74	信濃町	0	0
75	飯綱町	0	0
76	小川村	0	0
77	栄村	0	0
		1849	1865

一般会計からの法定外繰入

CODE	市町村	法定外繰入決算(R1)	法定外繰入決算見込(R2)	法定外繰入予算(R3)
1	長野市	750,000,000	0	300,000,000
2	松本市	3,704,283	3,809,309	4,506,000
3	上田市	1,840,000	1,673,000	1,226,000
4	岡谷市	13,812,500	13,151,000	6,843,000
5	飯田市	0	0	0
6	諏訪市	0	0	0
7	須坂市	2,107,610	2,934,331	3,043,000
8	小諸市	0	0	0
9	伊那市	97,555,000	1,793,687	90,000,000
10	駒ヶ根市	454,000	350,000	430,000
11	中野市	0	0	0
12	大町市	0	0	0
13	飯山市	0	0	0
14	茅野市	657,000	660,000	840,000
15	塩尻市	0	0	0
16	千曲市	525,000	616,000	664,000
17	佐久市	2,512,000	2,163,000	1,948,000
18	東御市	0	0	0
19	安曇野市	19,737,162	19,452,009	21,000,000
20	小海町	0	0	0
21	川上村	0	0	0
22	南牧村	0	0	0
23	南相木村	0	0	0
24	北相木村	0	0	0
25	佐久穂町	6,805,388	5,997,388	7,257,000
26	軽井沢町	45,763,000	0	0
27	御代田町	11,436	2,306,000	2,822,000
28	立科町	4,166,046	2,484,257	5,112,000
29	青木村	0	0	0
30	長和町	0	0	0
31	下諏訪町	0	0	0
32	富士見町	356,031	322,270	2,921,030
33	原村	0	0	0
34	辰野町	0	0	0
35	箕輪町	747,803	648,743	612,183
36	飯島町	0	0	0
37	南箕輪村	0	0	0
38	中川村	0	0	0
39	宮田村	0	0	0
40	松川町	6,236,000	5,370,000	10,470,000
41	高森町	0	0	0
42	阿南町	0	0	0
43	阿智村	0	0	0
44	平谷村	0	0	0
45	根羽村	0	0	0
46	下條村	0	0	0
47	売木村	0	0	0
48	天龍村	0	0	0
49	泰阜村	0	0	0
50	喬木村	0	0	0
51	豊丘村	0	0	0
52	大鹿村	0	0	0
53	上松町	0	0	0
54	南木曽町	0	0	0
55	木祖村	0	0	0
56	王滝村	0	0	0
57	大桑村	0	0	0
58	木曽町	0	0	0
59	麻績村	0	0	0
60	生坂村	71,776	86,091	114,841

一般会計からの法定外繰入

CODE	市町村	法定外繰入決算(R1)	法定外繰入決算見込(R2)	法定外繰入予算(R3)
61	山形村	0	0	0
62	朝日村	0	0	0
63	筑北村	0	0	0
64	池田町	0	0	0
65	松川村	4,599,000	4,331,000	6,592,000
66	白馬村	469,905	414,837	380,000
67	小谷村	0	0	0
68	坂城町	0	0	0
69	小布施町	0	0	0
70	高山村	0	0	0
71	山ノ内町	0	0	0
72	木島平村	0	0	0
73	野沢温泉村	0	0	0
74	信濃町	32,710,000	24,000,000	100,000
75	飯綱町	0	0	0
76	小川村	0	0	0
77	栄村	0	0	0

基金残高および積立

CODE	市町村	基金残高決算(R1)	基金残高決算見込(R2)	増減(R2-R1)	基金積立予算(R3)
1	長野市	1,223,712,000	未定	#VALUE!	1,471,000
2	松本市	631,397,978	632,193,485	795,507	632,894,000
3	上田市	1,182,074,400	1,182,148,400	74,000	87,000
4	岡谷市	90,174,824	90,209,614	34,790	10,000,000
5	飯田市	624,811,053	628,218,698	3,407,645	1,687,400
6	諏訪市	296,578,646	348,158,737	51,580,091	-82,125,000
7	須坂市	439,674,000	490,276,000	50,602,000	10,000
8	小諸市	200,295,000	200,380,000	85,000	0
9	伊那市	0	100,696,000	100,696,000	71,036,000
10	駒ヶ根市	344,723,884	362,723,884	18,000,000	0
11	中野市	53,060,386	72,402,386	19,342,000	55,215,386
12	大町市	0	0	0	0
13	飯山市	50,165,412	110,178,198	60,012,786	15,000
14	茅野市	159,963,341	160,091,311	127,970	161,000
15	塩尻市	389,971,405	430,678,405	40,707,000	800,000
16	千曲市	312,887,967	413,691,472	100,803,505	20,000
17	佐久市	1,654,833,000	1,655,721,000	888,000	1,000
18	東御市	373,829,000	366,760,000	-7,069,000	50,267,000
19	安曇野市	0	0	0	0
20	小海町	24,020,000	24,021,000	1,000	10,000
21	川上村	180,469,198	160,469,198	-20,000,000	78,239
22	南牧村	115,847,167	81,847,167	-34,000,000	0
23	南相木村	19,718,000	16,762,000	-2,956,000	10,000
24	北相木村	0	0	0	0
25	佐久穂町	8,000,000	20,000,000	12,000,000	0
26	軽井沢町	64,285,000	70,368,000	6,083,000	7,000
27	御代田町	300,000,000	300,000,000	0	0
28	立科町	100,496,255	105,568,354	5,072,099	56,000
29	青木村	19,000,000	19,000,000	0	0
30	長和町	118,083,624	132,083,624	14,000,000	0
31	下諏訪町	16,740,946	16,503,817	-237,129	0
32	富士見町	33,684,362	33,745,362	61,000	33,808,362
33	原村	110,456,580	110,787,440	330,860	279,000
34	辰野町	197,800,829	197,800,829	0	0
35	箕輪町	62,038,620	112,866,899	50,828,279	2,000
36	飯島町	198,734,398	198,774,689	40,291	41,000
37	南箕輪村	53,731,989	53,731,989	0	0
38	中川村	0	0	0	0
39	宮田村	86,648,821	96,778,793	10,129,972	77,928,793
40	松川町	140,232,318	113,732,318	-26,500,000	20,000
41	高森町	179,097,612	179,599,085	501,473	448,768
42	阿南町	114,041,095	114,837,216	796,121	196,121
43	阿智村	0	0	0	0
44	平谷村	41,884,687	41,939,682	54,995	0
45	根羽村	107,698,000	103,000,000	-4,698,000	103,000,000
46	下條村	110,000,000	106,500,000	-3,500,000	5,184,000
47	売木村	123,448,000	123,478,000	30,000	45,000
48	天龍村	49,472,000	49,477,000	5,000	4,000
49	泰阜村	68,199,788	65,184,329	-3,015,459	133,000

基金残高および積立

CODE	市町村	基金残高決算(R1)	基金残高決算見込(R2)	増減(R2-R1)	基金積立予算(R3)
50	喬木村	90,251,174	110,376,073	20,124,899	61,000
51	豊丘村	0	0	0	0
52	大鹿村	10,865,699	106,661,702	95,796,003	0
53	上松町	155,260,429	170,275,481	15,015,052	0
54	南木曽町	78,018,944	88,020,344	10,001,400	0
55	木祖村	52,676,405	44,354,405	-8,322,000	0
56	王滝村	67,203,879	3,397,000	-63,806,879	70,600,879
57	大桑村	38,925,488	39,775,488	850,000	0
58	木曽町	308,947,787	304,779,555	-4,168,232	3,000
59	麻績村	54,004,000	65,004,000	11,000,000	1,000
60	生坂村	72,203,236	77,433,488	5,230,252	10,000
61	山形村	78,767,000	70,000,000	-8,767,000	50,000
62	朝日村	44,251,000	44,251,000	0	0
63	筑北村	51,170,463	57,426,626	6,256,163	8,164,887
64	池田町	218,810,000	216,810,000	-2,000,000	41,000,000
65	松川村	147,624,628	148,800,000	1,175,372	60,000
66	白馬村	182,408,624	未定	#VALUE!	11,990,000
67	小谷村	111,103,594	111,192,868	89,274	0
68	坂城町	84,598,839	97,755,839	13,157,000	968,000
69	小布施町	347,593,000	340,271,000	-7,322,000	0
70	高山村	121,716,000	126,739,000	5,023,000	50,000
71	山ノ内町	258,938,331	245,903,000	-13,035,331	182,000
72	木島平村	25,390,062	25,390,062	0	20,000
73	野沢温泉村	123,890,000	13,264,000	-110,626,000	25,000
74	信濃町	0	0	0	0
75	飯綱町	145,565,025	145,565,025	0	0
76	小川村	0	0	0	0
77	栄村	58,006,606	58,006,606	0	0

基金残高および積立

CODE	市町村	基金残高決算(R1)	世帯数	1世帯当たり
1	長野市	1,223,712,000	46,348	26,403
2	松本市	631,397,978	30,386	20,779
3	上田市	1,182,074,400	20,620	57,327
4	岡谷市	90,174,824	6,047	14,912
5	飯田市	624,811,053	12,649	49,396
6	諏訪市	296,578,646	6,554	45,252
7	須坂市	439,674,000	6,777	64,877
8	小諸市	200,295,000	6,388	31,355
9	伊那市	0	0	0
10	駒ヶ根市	344,723,884	4,017	85,816
11	中野市	53,060,386	6,411	8,276
12	大町市	0	0	0
13	飯山市	50,165,412	2,989	16,783
14	茅野市	159,963,341	7,100	22,530
15	塩尻市	389,971,405	8,807	44,280
16	千曲市	312,887,967	7,459	41,948
17	佐久市	1,654,833,000	13,258	124,818
18	東御市	373,829,000	4,196	89,092
19	安曇野市	0	0	0
20	小海町	24,020,000	740	32,459
21	川上村	180,469,198	926	194,891
22	南牧村	115,847,167	753	153,847
23	南相木村	19,718,000	189	104,328
24	北相木村	0	0	0
25	佐久穂町	8,000,000	1,628	4,914
26	軽井沢町	64,285,000	3,763	17,083
27	御代田町	300,000,000	2,264	132,509
28	立科町	100,496,255	1,106	90,865
29	青木村	19,000,000	621	30,596
30	長和町	118,083,624	1,004	117,613
31	下諏訪町	16,740,946	2,551	6,563
32	富士見町	33,684,362	2,084	16,163
33	原村	110,456,580	1,368	80,743
34	辰野町	197,800,829	2,678	73,861
35	箕輪町	62,038,620	3,013	20,590
36	飯島町	198,734,398	1,297	153,226
37	南箕輪村	53,731,989	1,804	29,785
38	中川村	0	0	0
39	宮田村	86,648,821	1,034	83,800
40	松川町	140,232,318	1,786	78,518
41	高森町	179,097,612	1,560	114,806
42	阿南町	114,041,095	588	193,947
43	阿智村	0	0	0
44	平谷村	41,884,687	59	709,910
45	根羽村	107,698,000	151	713,232
46	下條村	110,000,000	444	247,748
47	売木村	123,448,000	93	1,327,398
48	天龍村	49,472,000	189	261,757
49	泰阜村	68,199,788	213	320,187

基金残高および積立

CODE	市町村	基金残高決算(R1)	世帯数	1世帯当たり
50	喬木村	90,251,174	745	121,143
51	豊丘村	0	0	0
52	大鹿村	10,865,699	180	60,365
53	上松町	155,260,429	612	253,694
54	南木曽町	78,018,944	528	147,763
55	木祖村	52,676,405	404	130,387
56	王滝村	67,203,879	107	628,074
57	大桑村	38,925,488	484	80,425
58	木曽町	308,947,787	1,510	204,601
59	麻績村	54,004,000	389	138,828
60	生坂村	72,203,236	287	251,579
61	山形村	78,767,000	1,167	67,495
62	朝日村	44,251,000	611	72,424
63	筑北村	51,170,463	742	68,963
64	池田町	218,810,000	1,506	145,292
65	松川村	147,624,628	1,345	109,758
66	白馬村	182,408,624	1,730	105,439
67	小谷村	111,103,594	501	221,764
68	坂城町	84,598,839	1,936	43,698
69	小布施町	347,593,000	1,564	222,246
70	高山村	121,716,000	1,009	120,630
71	山ノ内町	258,938,331	2,094	123,657
72	木島平村	25,390,062	869	29,218
73	野沢温泉村	123,890,000	598	207,174
74	信濃町	0	0	0
75	飯綱町	145,565,025	1,740	83,658
76	小川村	0	0	0
77	栄村	58,006,606	310	187,118

新型コロナ対応

CODE	市町村	新型コロナ保険料減免	新型コロナ傷病手当金
1	長野市	669	8
2	松本市	519	2
3	上田市	255	1
4	岡谷市	33	0
5	飯田市	110	0
6	諏訪市	35	非公開
7	須坂市	44	0
8	小諸市	70	0
9	伊那市	87	1
10	駒ヶ根市	32	0
11	中野市	51	1
12	大町市	102	0
13	飯山市	33	0
14	茅野市	87	1
15	塩尻市	80	0
16	千曲市	65	0
17	佐久市	219	0
18	東御市	60	0
19	安曇野市	99	0
20	小海町	8	0
21	川上村	3	0
22	南牧村	3	0
23	南相木村	0	0
24	北相木村	0	0
25	佐久穂町	13	0
26	軽井沢町	66	0
27	御代田町	33	0
28	立科町	28	0
29	青木村	6	0
30	長和町	5	0
31	下諏訪町	16	0
32	富士見町	31	0
33	原村	12	0
34	辰野町	23	0
35	箕輪町	30	0
36	飯島町	3	0
37	南箕輪村	15	0
38	中川村	4	0
39	宮田村	10	0
40	松川町	12	0
41	高森町	11	0
42	阿南町	5	0
43	阿智村	7	0
44	平谷村	0	0
45	根羽村	0	0
46	下條村	3	0
47	売木村	0	0
48	天龍村	0	0
49	泰阜村	0	0
50	喬木村	3	0
51	豊丘村	1	0
52	大鹿村	3	0
53	上松町	4	0
54	南木曽町	19	0
55	木祖村	2	0
56	王滝村	2	0
57	大桑村	5	0
58	木曽町	0	1
59	麻績村	14	0
60	生坂村	2	0

新型コロナ対応

CODE	市町村	新型コロナ保険料減免	新型コロナ傷病手当金
61	山形村	17	1
62	朝日村	0	0
63	筑北村	5	0
64	池田町	14	0
65	松川村	30	0
66	白馬村	52	0
67	小谷村	22	0
68	坂城町	9	0
69	小布施町	13	0
70	高山村	1	0
71	山ノ内町	16	0
72	木島平村	5	5
73	野沢温泉村	6	0
74	信濃町	25	0
75	飯綱町	16	0
76	小川村	4	0
77	栄村	2	0
		3,289	21

長野県の令和3年度市町村国保料（税）

（１）令和3年度保険料（税）率 P30～

- ①全ての料率を据え置いた市町村は52。
- ②資産割を廃止又は引き下げの市町村が多いが、その分所得割、均等割、平等割を引き上げる傾向がみられる。
- ③資産割を廃止した市町村は3増え全体で37市町村が3方式となった。2017年には3方式は3市町村のみだったが、増加している。
- ④医療分で所得割が最も高いのは松本市で9.1%、長野市8.2%、小川村7.9%と続く。一方低いのは下伊那地区の根羽村3.0%、売木村3.5%、平谷村3.7%など。
- ⑤医療分の均等割は御代田町で27,000円が最も高く、筑北村26,000円、南牧村25,200円。平等割も御代田町が27,000円で最も高く、青木村、南牧村が25,000円。一方均等割りが一番低いのは大鹿村で9,000円、平等割は売木村の8,900円。

（２）保険料試算

（A）試算の前提

ケース1 夫婦2人（40歳以上）、子ども1人で所得210万円、固定資産税3万円

ケース2 65歳以上2人世帯で所得200万円（年金収入夫240万円、妻180万円）、固定資産税3万円の世帯

税制に変更があったため昨年度の保険料（税）との比較は、ケース1では所得割の賦課標準額167万円、ケース2では114万円で比較をしている。

また、国保財政の都道府県単位化前の2017年度の保険料（税）との比較、協会けんぽ保険料との比較も行った。

（B）試算結果の概要

一、前年（2020年度）との比較

① 夫婦、子ども1人で所得210万円世帯の場合 P35～

1. 保険料（税）の据え置きは52市町村、引き上げ14市町村、引き下げ11市町村。
2. 引き上げ幅が大きいのは、南相木村（23,380円）、岡谷市（15,303円）、根羽村（12,380円）
3. 引き下げ幅が大きいのは麻績村（▲29,290円）、喬木村（▲26,840円）、南木曽町（▲16,950円）
4. 保険料（税）は高い順から松本市（374,330円）、飯山市（365,745円）、佐久市（365,650円）、低い順から根羽村（191,520円）、大鹿村（220,985円）、平谷村（223,025円）で松本市と根羽村で格差は1.95倍、松本市は対所得比で17.8%。

② 65歳以上夫婦のみ年金所得200万円世帯の場合 P38～

1. 保険料（税）の据え置きは54市町村、引き上げ13市町村、引き下げ10市町村。
2. 引き上げ幅が大きいのは、南相木村（15,960円）、岡谷市（12,936円）、坂城町（6,320円）
3. 引き下げ幅が大きいのは喬木村（▲13,720円）、南木曽町（▲12,450円）、小谷村（▲7,200円）
4. 保険料（税）は高い順から松本市（220,920円）、御代田町（218,970円）、麻績村（218,750円）、低い順から根羽村（106,520円）、売木村（122,000円）、大鹿村（126,390円）で松本市

と根羽村で格差は 2.07 倍。なお 65 歳以上の世帯のため第一号介護保険料が別途負担する。

二、2017 年度との比較（夫婦で所得 210 万円世帯） P41～

1. 都道府県単位化前の 2017 年度と比較して、保険料（税）を据え置いているのは 18 市町村、引き上げが 39 市町村、引き下げが 20 市町村で、半数の 50.6%の市町村がこれまで引き上げを行っている。
2. 引き上げ幅が大きいのは、飯山市（51,785 円）、中野市（48,440 円）、伊那市（48,250 円）。
3. 引き下げ幅が大きいのは阿南町（▲60,279 円）、須坂市（▲50,000 円）、小布施町（▲49,010 円）。

三、協会けんぽ保険料との比較 所得 210 万円夫婦（40 歳）と子ども一人の世帯 P44

1. 協会けんぽと市町村国保料（税）の比較を行った。国保は所得 210 万円で固定資産税 3 万円、協会けんぽは給与所得控除後の所得が 210 万 4 千円となる年間給与収入 312 万円を賞与 4.32 月分として給与月額を 191,176 円と算出し標準報酬月額 190000 円、長野県の保険料率 11.51%（健康保険料率 9.71%、介護保険料率 1.8%）で計算した。
2. 松本市、飯山市、御代田町、青木村の国保料（税）は協会けんぽ保険料の 2 倍以上であり、1.7 倍以上の市町村が 62 と全体の 8 割を占める。格差が小さいのは根羽村（1.07 倍）、大鹿村（1.24 倍）、平谷村（1.25 倍）

令和3年度 保険料(税)率														前年度増減																									
医療分					支援分					介護分					医療分			支援分			介護分																		
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割																
71	山ノ内町	4.80	15.50	23,000	21,400	2.10	7.50	10,000	8,200	1.70	6.50	11,800	6,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
72	木島平村	6.50	15.50	20,700	22,100	2.60	6.00	7,900	8,500	1.90	5.80	7,600	5,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
73	野沢温泉村	6.90	19.40	17,800	18,000	2.80	7.60	6,000	6,700	2.70	4.80	6,900	5,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
74	信濃町	6.80		20,800	20,800	2.40		7,200	7,100	2.20		6,700	6,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
75	飯綱町	6.60		22,000	23,000	2.30		8,000	8,000	1.80		8,000	6,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
76	小川村	7.90		20,000	22,000	2.60		6,500	5,500	2.80		7,000	5,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
77	栄村	5.90	41.30	12,270	15,040	2.80	19.30	5,430	6,660	1.70	10.30	5,080	4,060	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
平均														6.36	10.84	19,546	19,928	2.45	3.85	7,934	7,037	2.04	3.49	8,288	6,123	(医療)						(支援)			(介護)				
3方式																												引上げ			引上げ			引上げ			引上げ		
4方式																												引下げ			引下げ			引下げ			引下げ		
計																												据置			据置			据置			据置		

参考: 令和2年度国保料(税)率

		令和2年度 保険料(税)率											
		医療分				支援分				介護分			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
57	王滝村	5.50		18,000	17,000	2.10		8,000	7,000	2.00		8,500	6,000
58	大桑村	6.50	21.00	19,500	20,200	2.20	5.40	7,000	6,300	2.00	6.00	6,900	5,700
53	木曾町	5.80		21,000	21,000	2.40		9,000	8,000	2.20		9,000	7,000
60	麻績村	7.00	50.00	24,000	23,000	2.20	16.00	8,700	9,000	2.80	16.00	11,500	7,300
61	生坂村	6.80	39.00	23,000	20,800	2.20	14.20	7,400	6,500	1.80	11.00	8,000	5,300
62	山形村	7.00	20.00	20,000	22,000	2.00	10.00	6,000	6,000	1.80	5.00	6,000	6,000
63	朝日村	6.70	17.40	20,000	21,000	2.60	5.40	9,000	8,000	1.88	5.00	8,000	7,000
59	筑北村	7.20	41.00	26,000	22,500	1.95	12.00	7,000	6,800	1.25	14.00	8,500	6,000
64	池田町	6.30		19,000	18,500	2.60		9,000	7,000	1.90		7,000	5,000
65	松川村	6.20		23,500	23,500	2.10		8,000	7,500	2.00		9,000	7,000
66	白馬村	4.60		15,900	12,000	3.90		13,300	10,000	2.40		11,000	6,100
67	小谷村	6.20	14.00	11,000	24,000	2.80	10.00	7,700	8,600	1.60	7.70	8,600	7,200
68	坂城町	6.50	8.00	20,600	20,600	2.30	1.70	8,000	8,000	2.40	1.50	7,700	7,700
69	小布施町	6.25		23,000	18,000	2.40		9,100	6,700	2.15		9,600	5,000
70	高山村	7.80	22.20	21,700	21,200	2.10	7.10	5,800	5,800	2.40	6.70	8,000	7,000
71	山ノ内町	4.80	15.50	23,000	21,400	2.10	7.50	10,000	8,200	1.70	6.50	11,800	6,400
72	木島平村	6.50	15.50	20,700	22,100	2.60	6.00	7,900	8,500	1.90	5.80	7,600	5,600
73	野沢温泉村	6.90	19.40	17,800	18,000	2.70	4.80	6,900	5,500	2.80	7.60	6,000	6,700
74	信濃町	6.80		20,800	20,800	2.40		7,200	7,100	2.20		6,700	6,500
75	飯綱町	6.60		22,000	23,000	2.30		8,000	8,000	1.80		8,000	6,000
76	小川村	7.90		20,000	22,000	2.60		6,500	5,500	2.80		7,000	5,500
77	栄村	5.90	41.30	12,270	15,040	2.80	19.30	5,430	6,660	1.70	10.30	5,080	4,060
平均		6.31	12.89	19,509	19,885	2.43	4.93	7,887	6,995	2.05	4.29	8,358	6,112

保険料(上位3市町村・下位3市町村)

	所得割の賦課標準額1670000円、資産30000円、大人2人、子ども1人世帯							
	医療・支援分		介護分		合計			
	試算額	順位	試算額	順位	試算額	対所得	順位	前年増減
松本市	311,410	1	62,920	22	374,330	17.8%	1	0
飯山市	299,395	5	66,350	13	365,745	17.4%	2	-1,380
御代田町	304,760	2	60,890	29	365,650	17.4%	3	1,150
平谷村	189,595	74	33,430	77	223,025	10.6%	75	8,065
大鹿村	175,763	75	45,222	71	220,985	10.5%	76	9,485
根羽村	148,810	77	42,710	74	191,520	9.1%	77	12,380

令和3年度所得210万
令和2年度所得200万

	所得割の賦課標準額2170000円、資産30000円、大人2人、子ども1人世帯							
	医療・支援分		介護分		合計			
	試算額	順位	試算額	順位	試算額	対所得	順位	前年増減
松本市	372,910	1	75,920	18	448,830	17.3%	1	0
飯山市	351,145	4	79,350	13	430,495	16.6%	2	-1,380
佐久市	342,485	7	83,845	4	426,330	16.4%	3	-9,710
大鹿村	207,813	75	52,222	71	260,035	10.0%	75	11,035
平谷村	218,845	74	37,930	77	256,775	9.9%	76	11,815
根羽村	170,310	77	49,210	74	219,520	8.4%	77	16,880

令和3年度所得260万
令和2年度所得250万

	所得の賦課標準額2670000円、資産30000円、大人2人、子ども1人世帯							
	医療・支援分		介護分		合計			
	試算額	順位	試算額	順位	試算額	対所得	順位	前年増減
松本市	434,410	1	88,920	18	523,330	16.9%	1	0
飯山市	402,895	3	92,350	13	495,245	16.0%	2	-1,380
佐久市	392,735	6	97,595	4	490,330	15.8%	3	-11,210
大鹿村	239,863	75	59,222	71	299,085	9.6%	75	12,585
平谷村	248,095	74	42,430	76	290,525	9.4%	76	15,565
根羽村	191,810	77	55,710	73	247,520	8.0%	77	21,380

令和3年度所得310万
令和2年度所得300万

[illegible]

	65歳以上2人世帯:所得200万円(年金収入240万+180万)(所得割の賦課標準額114万)、固定資産税3万円							
	医療・支援分		介護分		合計			
	試算額	順位	試算額	順位	試算額	対所得	順位	前年増減
松本市	220,920	1			220,920	11.0%	1	0
御代田町	218,970	2			218,970	10.9%	2	3,990
麻績村	218,750	3			218,750	10.9%	3	-3,330
大鹿村	126,390	75			126,390	6.3%	75	5,110
売木村	122,000	76			122,000	6.1%	76	4,500
根羽村	106,520	77			106,520	5.3%	77	3,890

1人目:年金収入240万円
2人目:年金収入180万円
計:420万円

	65歳以上2人世帯:所得130万円(年金収入240万+80万)(所得割の賦課標準額87万)、固定資産税3万円、2割減額対象							
	医療・支援分		介護分		合計			
	試算額	順位	試算額	順位	試算額	対所得	順位	前年増減
麻績村	174,430	1			174,430	13.4%	1	-3,330
御代田町	172,260	2			172,260	13.3%	2	2,520
筑北村	171,745	3			171,745	13.2%	3	0
大鹿村	99,603	75			99,603	7.7%	75	3,803
売木村	95,080	76			95,080	7.3%	76	3,600
根羽村	83,410	77			83,410	6.4%	77	1,570

1人目:年金収入240万円
2人目:年金収入80万円
計320万円
2割減額

	65歳以上2人世帯:所得70万円(年金収入180万+80万)(所得割の賦課標準額27万)、固定資産税3万円、5割減額対象							
	医療・支援分		介護分		合計			
	試算額	順位	試算額	順位	試算額	対所得	順位	前年増減
麻績村	90,010	1			90,010	12.9%	1	-3,330
筑北村	88,255	2			88,255	12.6%	2	0
生坂村	84,310	3			84,310	12.0%	3	0
大鹿村	46,923	75			46,923	6.7%	75	1,433
売木村	43,000	76			43,000	6.1%	76	2,250
根羽村	40,360	77			40,360	5.8%	77	-3,080

1人目:年金収入180万円
2人目:年金収入80万円
計260万円
5割減額

2017年度との保険料(税)比較 *所得割の賦課標準額が同額のケースで比較

		2021年度										2017年度																																		
		所得2100000円(所得割の賦課標準額1670000円)、 資産30000円、大人2人子ども1人世帯										所得2000000円(所得割の賦課標準額1670000円)、 資産30000円、大人2人子ども1人世帯																																		
		医療・支援分					介護分					合計					医療・支援分					介護分					合計					医療分					支援分					介護分				
		試算額	順位	増減	所	資	均	平	所	資	均	平	所	資	均	平	所	資	均	平	所	資	均	平	所	資	均	平	所	資	均	平														
73	野沢温泉	266,190	35	0	266,190	30	332,020	16	65,830	27	65,830	18	332,020	28	266,190	30	332,020	16	65,830	27	65,830	18	332,020	28	266,190	30	332,020	16	65,830	27	65,830	18	332,020	28												
74	信濃町	265,540	36	11,810	265,540	44	322,180	42	56,640	37	54,000	49	310,370	44	256,370	37	54,000	49	310,370	44	256,370	37	54,000	49	310,370	44	256,370	37	54,000	49	310,370	44	256,370	37	54,000	49	310,370	44								
75	飯綱町	269,630	34	37,380	269,630	45	321,690	61	52,060	54	39,520	72	284,310	64	244,790	54	39,520	72	284,310	64	244,790	54	39,520	72	284,310	64	244,790	54	39,520	72	284,310	64	244,790	54	39,520	72	284,310	64								
76	小川村	282,350	15	10,500	282,350	10	348,610	14	66,260	25	71,060	11	338,110	18	267,050	25	71,060	11	338,110	18	267,050	25	71,060	11	338,110	18	267,050	25	71,060	11	338,110	18	267,050	25	71,060	11	338,110	18								
77	栄村	238,270	65	0	238,270	69	283,970	70	45,700	61	45,700	68	283,970	65	238,270	61	45,700	68	283,970	65	238,270	61	45,700	68	283,970	65	238,270	61	45,700	68	283,970	65	238,270	61	45,700	68	283,970	65								

協会けんぽ保険料と国保料の比較

	市町村	国保料	倍率		市町村	国保料	倍率		市町村	国保料	倍率
1	長野市	350,960	1.96	27	御代田町	365,650	2.05	53	上松町	315,330	1.76
2	松本市	374,330	2.09	28	立科町	298,235	1.67	54	南木曽町	339,586	1.90
3	上田市	345,937	1.94	29	青木村	356,720	2.00	55	木祖村	310,860	1.74
4	岡谷市	343,173	1.92	30	長和町	314,185	1.76	56	王滝村	285,320	1.60
5	飯田市	332,545	1.86	31	下諏訪町	322,970	1.81	57	大桑村	322,410	1.80
6	諏訪市	337,230	1.89	32	富士見町	332,877	1.86	58	木曽町	317,680	1.78
7	須坂市	330,080	1.85	33	原村	313,860	1.76	59	麻績村	356,110	1.99
8	小諸市	338,920	1.90	34	辰野町	279,130	1.56	60	生坂村	339,420	1.90
9	伊那市	344,240	1.93	35	箕輪町	331,520	1.85	61	山形村	314,860	1.76
10	駒ヶ根市	337,878	1.89	36	飯島町	320,730	1.79	62	朝日村	334,046	1.87
11	中野市	340,030	1.90	37	南箕輪村	328,020	1.84	63	筑北村	345,080	1.93
12	大町市	316,550	1.77	38	中川村	296,040	1.66	64	池田町	308,860	1.73
13	飯山市	365,745	2.05	39	宮田村	342,537	1.92	65	松川村	322,510	1.80
14	茅野市	309,019	1.73	40	松川町	295,419	1.65	66	白馬村	319,730	1.79
15	塩尻市	326,427	1.83	41	高森町	326,574	1.83	67	小谷村	290,120	1.62
16	千曲市	338,080	1.89	42	阿南町	308,502	1.73	68	坂城町	337,255	1.89
17	佐久市	362,330	2.03	43	阿智村	329,281	1.84	69	小布施町	325,560	1.82
18	東御市	325,740	1.82	44	平谷村	223,025	1.25	70	高山村	348,710	1.95
19	安曇野市	338,060	1.89	45	根羽村	191,520	1.07	71	山ノ内町	311,070	1.74
20	小海町	310,220	1.74	46	下條村	277,295	1.55	72	木島平村	329,090	1.84
21	川上村	306,770	1.72	47	売木村	234,680	1.31	73	野沢温泉村	332,020	1.86
22	南牧村	287,870	1.61	48	天龍村	262,600	1.47	74	信濃町	322,180	1.80
23	南相木村	317,090	1.77	49	泰阜村	265,084	1.48	75	飯綱町	321,690	1.80
24	北相木村	349,410	1.95	50	喬木村	332,724	1.86	76	小川村	348,610	1.95
25	佐久穂町	328,420	1.84	51	豊丘村	299,812	1.68	77	栄村	283,970	1.59
26	軽井沢町	337,960	1.89	52	大鹿村	220,985	1.24				

(国保)

夫婦（40歳）と子ども1人の場合、所得210万円、固定資産税3万円

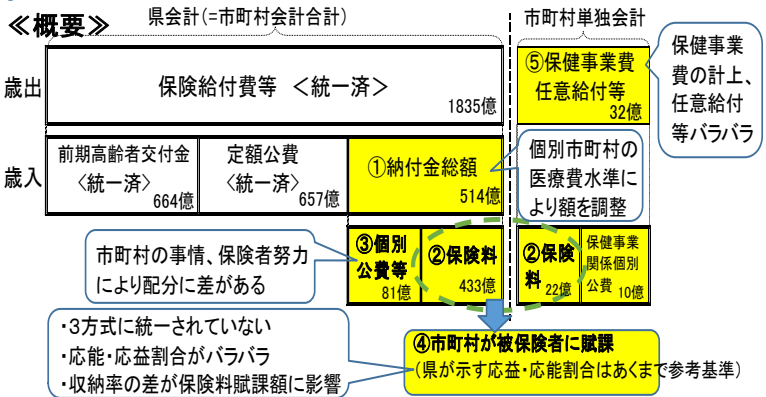
(協会けんぽ)

夫婦（40歳）と子ども1人の場合、夫の給与収入のみ（賞与4.32月）

給与収入	3,120,000 円	給与月額	191,176	保険料年額	131,214
所得	2,104,000 円	賞与	825,882	賞与保険料	47,530
		協会けんぽ保険料率	11.51 %	年間保険料	178,744

長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針

現 況



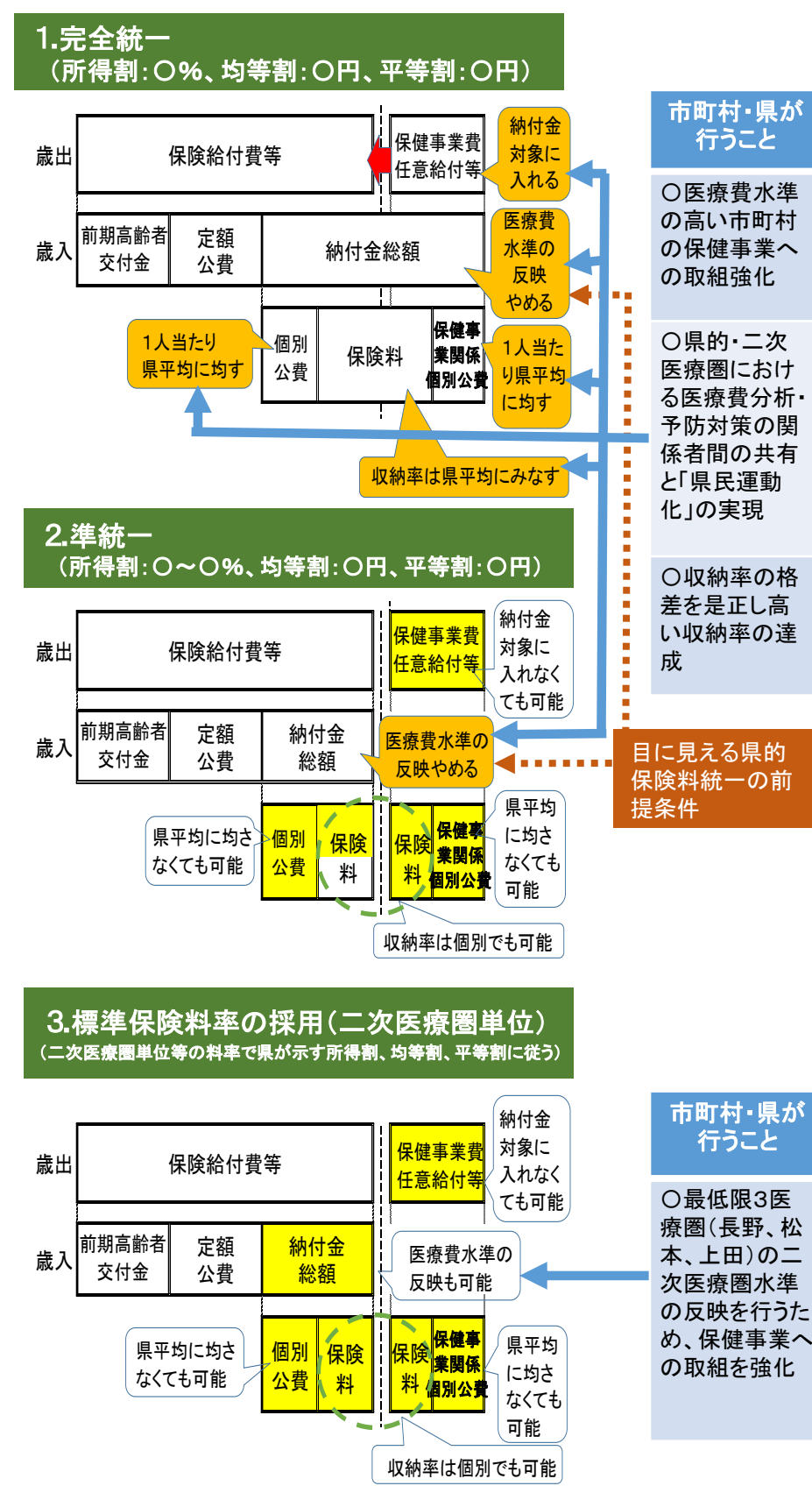
※1) R2納付金算定データ ※2) H30国保実態調査 ※3) R2年度 ※4) H30年度現年分 ※5) H30年度

格差の状況		市町村の主な意見	
		(円は一人当たり)	
項目	全 県	二次医療圏	県平均
①医療費水準 (※1)	最高 1.2327 (平谷村)	0.9963 (松本)	0.9413
	最低 0.6613 (王滝村)	0.8728 (南信州)	
調定額 (※2)	最高 119,638円 (小布施町)	103,075円 (北信)	94,575円
	最低 40,198円 (大鹿村)	83,872円 (北アルプス)	
総所得 (※2)	最高 1,034,058円 (川上村)	651,377円 (佐久)	595,839円
	最低 392,051円 (小川村)	523,147円 (北アルプス)	
②保険料(医療分)(※3)	所得割合 最高 9.1% (松本市)		6.31% (単純)
	最低 2.7% (根羽村)		
	資産割合 最高 50.0% (麻績村)		21.52% (単純)
	最低 0.0% (31市町村)		
	均等割額 最高 27,000円 (御代田町)		19,509円 (単純)
	最低 8,000円 (大鹿村)		
平等割額	最高 27,000円 (御代田町)		19,889円 (単純)
	最低 7,400円 (売木村)		
③個別公費 (※1)	最高 21,671円 (売木村)	7,068円 (上伊那)	5,280円
	最低 2,611円 (青木村)	4,414円 (長野)	
④収納率 (※4)	最高 100% (下條村、泰阜村、大鹿村)	98.34% (南信州)	95.1%
	最低 92.66% (長野市)	94.0% (長野)	
⑤保健事業 (※5)	最高 76,274円 (泰阜村)	8,664円 (木曽)	5,352円
	最低 1,866円 (売木村)	4,092円 (南信州)	
任意給付		i 出産育児一時金(42万円)、葬祭費(1~5万円、1村未実施) ii 結核精神給付金(33市町村)	

R 3 ~ R 9 の改革案



目 指 す 姿



長野県における 国民健康保険運営の中期的改革方針 (保険料水準等の統一に向けたロードマップ)

令和 3 年 3 月

長野県



目 次

これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 課題と対応・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 国保運営の標準化に向けた課題・・・・・・・・	1
(1) 保険給付の標準化について・・・・・・・・	1
(2) 保険料水準の統一について・・・・・・・・	2
2 最終的に目指す姿・・・・・・・・	4
(1) 完全統一案・・・・・・・・	4
(2) 準統一案・・・・・・・・	5
(3) 標準保険料率の採用案・・・・・・・・	6
第2 令和9年度までの国保運営の改革方針・・・・・・・・	6
1 改革方針のコンセプト・・・・・・・・	6
2 分野毎の方針・・・・・・・・	7
(1) 医療費指数・・・・・・・・	7
(2) 保険料・・・・・・・・	8
(3) 個別公費・・・・・・・・	11
(4) 収納率・・・・・・・・	11
(5) 保健事業、任意給付等・・・・・・・・	12
(6) 県が実施する保健事業・・・・・・・・	12
(7) 市町村事務の効率化、標準化・・・・・・・・	12
3 令和9年度における長野県の国保運営の姿・・・・・・・・	13
参考資料（ロードマップ策定に向けた経過）・・・・・・・・	14

これまでの経緯

国民健康保険（以下「国保」という。）は、加入者の皆様が保険料をあらかじめ出しあっておき、いざ医療にかかる時には、どんなに高額な医療費がかかっても、医療費の一部を支払えば医療サービスを受けられるようにする仕組みです。

しかしながら、国保は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、低所得者の被保険者が多く所得水準が低いこと、小規模保険者が多く財政が不安定になりやすいこと、などの構造的な問題を抱えています。

このため、国保制度の安定的な運営ができるように、平成 30 年度から県も市町村とともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体となりました。

平成 30 年度からの新制度による、本県の国保運営は概ね順調に実施されておりますが、今後も少子高齢化や過疎化の進行による被保険者の減少が見込まれる中では、保険者である県と市町村で、中長期的に持続可能な運営を図るために、絶えず制度の検証と改革をする必要があります。

具体的に、国保の持続可能性を高めるためには、保険給付と保険料の両側面に対し、県内市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図ることが必要と認識しています。

国においても、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を一層図ることが重要として、令和 2 年 5 月に国保運営方針策定要領を改定し、その中では保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化し、地域の実情を踏まえながら、市町村との具体的な議論を進めるように求めています。

これら状況を踏まえて、平成 30 年度から県と市町村で検討を進めた結果、主に保険料（税）水準の統一に向け、納付金の算定方法を見直すなどの必要な改革と保健事業の取組の方向性等を示した、国保運営の行程表（ロードマップ）を策定することとしました。

第 1 課題と対応

1 国保運営の標準化に向けた課題

（1）保険給付の標準化について

本県では、平成 30 年度の国保運営の都道府県単位化により、市町村が直接保険料を収納し、保険給付を責任を持って支払う形から、県が市町村に必要な納付金をお願いし、保険給付は県が責任を持って支払う形に変更されました。

その結果、平成 30 年度及び令和元年度は、以下の保険給付を行いました。

階層区分	H 3 0			R 元		
	件数	金額 (円)	割合 (%)	件数	金額 (円)	割合 (%)
400万円超	536	3,046,979,618	1.82	571	3,373,591,635	2.03
400～80万円超	26,371	35,102,456,661	21.02	27,054	35,853,793,439	21.52
80～30万円超	80,446	37,811,989,225	22.64	81,024	38,239,919,529	22.95
その他	7,574,184	91,016,866,117	54.51	7,435,995	89,128,791,708	53.50
合計	7,681,537	166,978,291,621	100.00	7,544,644	166,596,096,311	100.00

これらの中には一件当たりの金額が、平成 30 年度は約 2 千 5 百万円、令和元年度は約 5 千万円になる高額な給付もあります。

一方、保険給付に関しては、高額療養費の多数回該当の世帯の継続性における判定困難事例や、領収書の添付、未申告者への再勧奨の取扱いなど、市町村毎に若干異なる場合もあります。都道府県単位化に伴い、事務処理の効率化と事務の標準化をさらに進め、「県内どこに住んでも同じ給付」が受けられるように努める必要があります。

(2) 保険料水準の統一について

国保運営が都道府県単位化された現在、「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料」があるべき姿と考えますが、長野県は、全国的に見ても市町村数が多く、県内市町村間の医療費や所得、保険料等の格差も全国上位に位置しており、国保料(税)水準の統一は難しい県であると言えます。

具体的には主に以下 5 点の課題があります。

① 納付金算定における医療費水準の反映

現状は市町村が県に納める納付金の算定の際に、各市町村の医療費の多寡を表す、年齢調整後の医療費指数を反映して、納付金額の増加や減少のインセンティブを確保しています。これにより各市町村が医療費の増加抑制の取組みを行うことで、保険料の増加を抑制することができます。

しかし、小規模な町村では、人工透析などの高額な医療費が発生すると、医療費指数が大きく変動して納付金額も同様に大きく変動します。この場合、県が各市町村に示す、納付金額を賄うための参考の標準保険料率も大きく変動するため、市町村は保険料率の設定に苦慮することになります。

一方、市町村による保健事業の取組みでは容易に医療費の増加を抑制できない分野である、精神疾患の患者が多い小規模な村もあり、こうしたところでは常に納付金額が多く被保険者の保険料負担が重くなっている、是正を図る必要があります。

また、都市部と山間部とでは、医療機関(提供体制)へのアクセスのしやすさが大きく異なることが、市町村間の医療費水準の格差の一要因とも考えられます。保険料の統一にあたっては、医療提供体制は短期間で平準化されるものではないことから、こうし

た医療機関の提供体制の地域差をどのように捉えて、どのように保険料で扱うのかは課題であります。

＜標準保険料率の変動が大きい町村の状況＞

市町村名	被保険者数	医療費指数			標準保険料率					
					R元(c)		R2(d)		増減(d-c)	
		R元(a)	R2(b)	伸び率(b/a)	所得割	応益割 (均等+平等)	所得割	応益割 (均等+平等)	所得割	応益割 (均等+平等)
A村	320人	0.803	0.902	112.3%	3.50%	25,610円	3.97%	29,211円	0.47%	3,601円
B町	819人	0.983	0.933	94.9%	8.15%	59,560円	6.28%	46,233円	-1.87%	-13,327円

＜所得に占める保険料の割合が高い村の状況＞

番号	市町村名	被保険者数	医療費指数	一人当たり 所得額 (a)(※)	一人当たり 調定額 (b)	所得に 占める割合 (b/a)	備考 (県平均)
69	C村	591人	1.0752	395,814円	88,298円	22.3%	16.0%
68	D村	1,119人	1.0942	423,216円	85,815円	20.3%	

※ 基礎控除後の所得。擬制世帯主の所得は除く。

② 保険料算定方式及び応能・応益割合

保険料(税)算定方式は、市町村ごとに条例で定めており、県内市町村では約6割の市町村が所得割・資産割・均等割・平等割からなる4方式を採用し、残りの市町村は資産割の無い3方式を採用しているため、いずれかに統一する必要があります。また、被保険者一人当たり・一世帯当たり賦課される応益割額(均等割・平等割)は、県内市町村で大きな差があり、県が各市町村に示す標準保険料率と比較して著しく低い金額を設定している市町村もありますので、中長期的には標準保険料率に近づける必要があります。

なお、算定方式の変更、応益割額の引上げを行った場合に、個々の被保険者にとっては、負担が大きく変わる可能性があり、一定の配慮が必要となります。

③ 市町村に交付される「個別公費」の取扱い

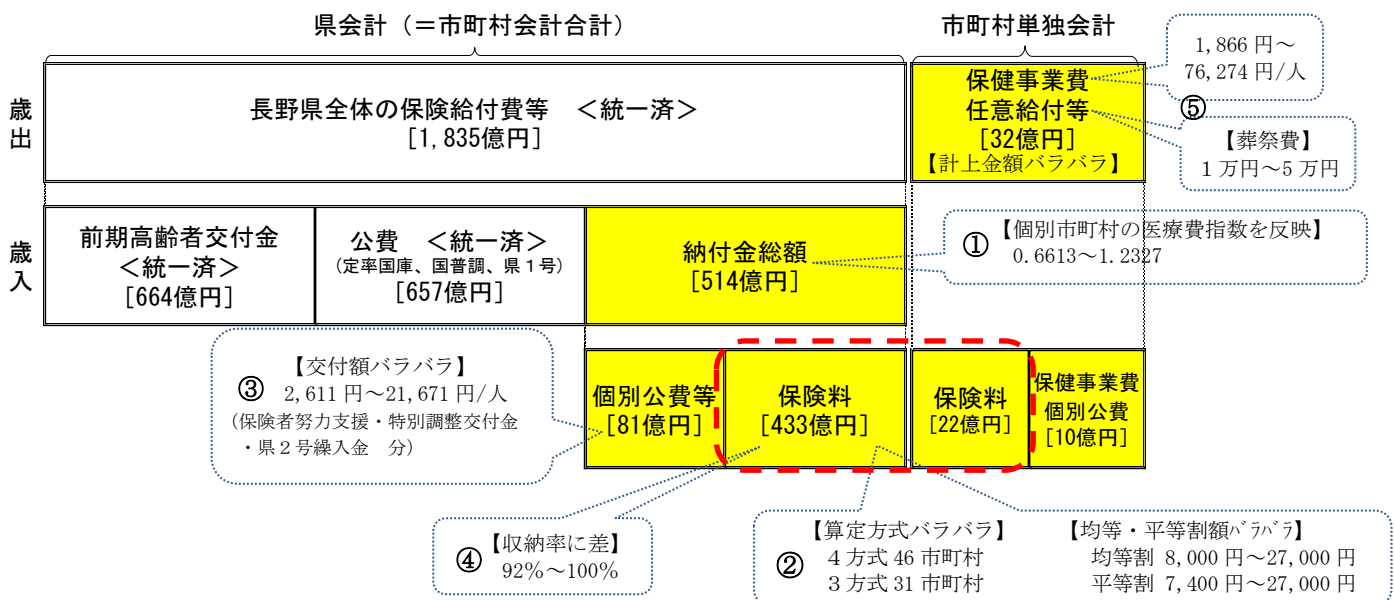
国特別調整交付金や、県2号繰入金、保険者努力支援交付金など、各市町村の事情や努力に応じて交付される公費により、各市町村は県に納める納付金の原資に充てることで、被保険者に賦課する保険料を少なくしています。保険料水準を統一するためには、最終的にこれらを県全体で均す必要がありますが、その一方で、市町村職員の医療費適正化や収納率向上などに取り組むためのモチベーションの低下が懸念されますので、両者の共存が必要となります。

④ 市町村間の収納率の格差

収納率は、小規模な町村は高く、大規模な市は低くなる傾向があり、県内では 100% から 92% と大きな差があります。保険料（税）率を県内で完全統一するためには、県平均の収納率を採用する必要がありますが、収納率が低い市町村はその分保険料が未納となり、収納率が高い市町村がその未納分を賄う構図となるため、収納率の高い市町村の被保険者の理解を得ることはそのままでは困難といった実態があります。

⑤ 保健事業費、任意給付等

各市町村が実施する保健事業や任意給付等の費用は、現状では県の納付金算定の対象外となります。各市町村では県が示す納付金にこれら費用を加えて、保険料（税）率を算定しています。保険料（税）を完全統一するには、これら費用も納付金算定対象とする必要がありますが、保健事業に要する費用の平準化や給付金額等を標準化ないし統一しないと、市町村間の公平性が保たれないといった課題もあります。



2 最終的に目指す姿

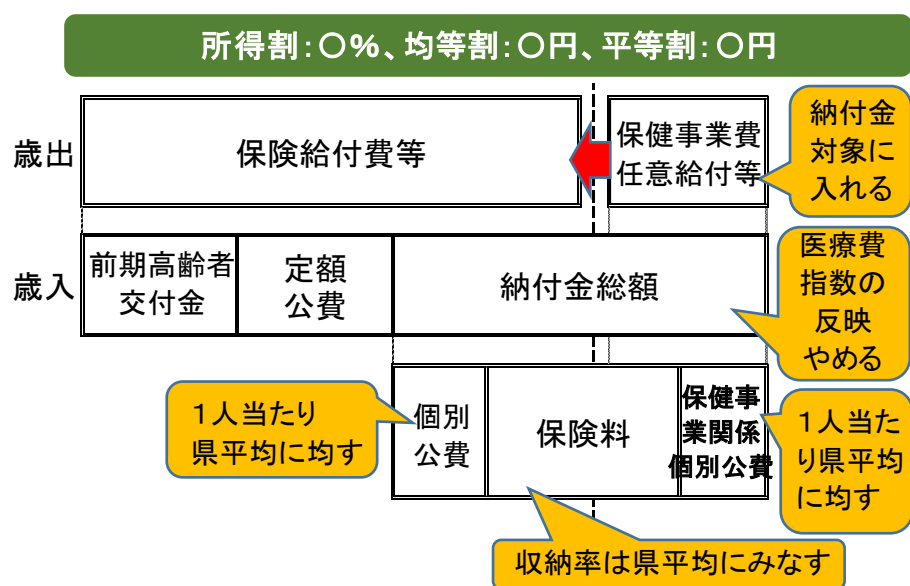
保険料統一の最終的な目指す姿は、いくつかの案が考えられます。下記の 3 つの案はあくまで、典型的なものであり、これらに準じたものもありえます。本県の目指す姿については、現段階では各市町村によって様々な意見があり、集約することができません。最終的に目指す姿については、令和 7～8 年頃までに検討を重ね、具体化を図ってまいります。当面は、最終的に目指す姿のどちらへでも行ける中間地点を、令和 9 年度までに到達できるようなロードマップを示します。（※第 2 を参照）

（1）完全統一案

所得割、均等割、平等割が全て県統一したもので賦課するもので、後期高齢者医療制度に近いものです。

統一に向けては県内市町村で差があるものを全て、県統一・県単位化・県平均に

均す必要があり、クリアすべき課題は大きいですが、被保険者からすると保険料統一が目に見えて判り易いものとなります。

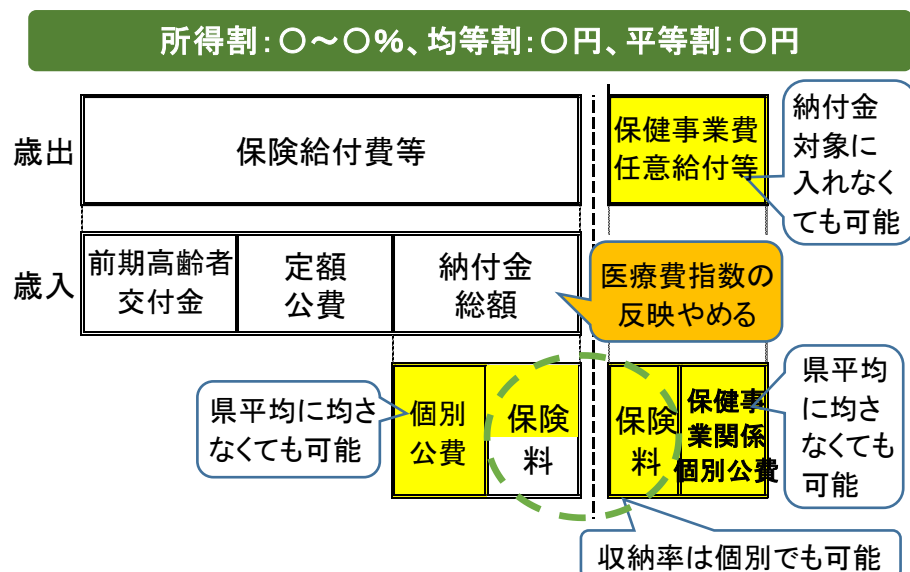


(2) 準統一案

完全統一が難しい場合に考えられるもので、所得割だけは個々の市町村により異なりますが、均等割・平等割は、県内市町村で同額に賦課するものです。

納付金算定に医療費水準を反映しないことができれば、応益割分を各市町村の被保険者数と世帯数で均等に配分することになり、各市町村で均等割・平等割を同額で賦課することができるものです。所得割の差については、各市町村の被保険者の所得水準の差、収納率の差、市町村毎に課題が異なる保健事業に関する事業費の差、保険者努力支援交付金の交付額の差として所得割で説明できるもので、完全統一と比較してクリアすべき課題は少なくなります。

応益割のみ賦課される低所得者の場合に限り、「県内で同じ保険料」という形になります。



(3) 標準保険料率の採用案

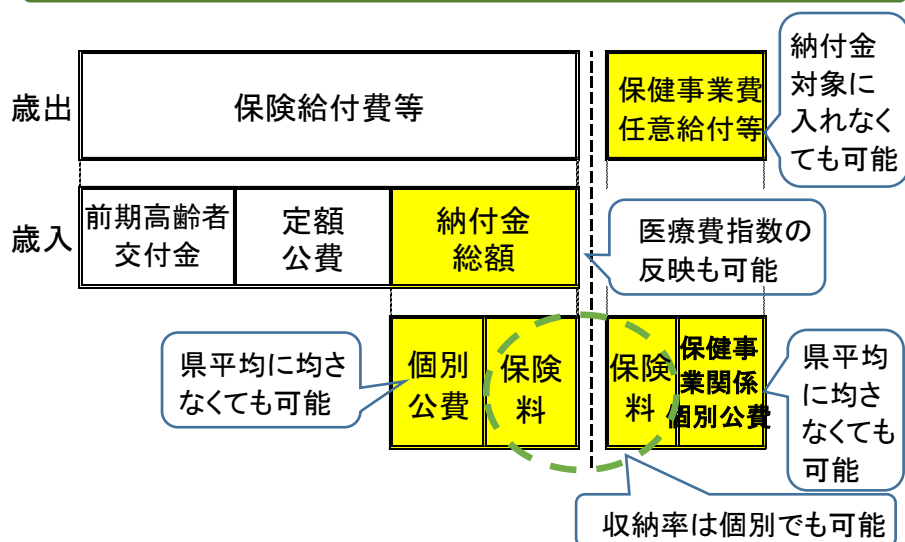
上記(1)(2)を目指す場合は、医療費指数の反映をやめる必要がありますが、この了解が得られない場合に、後述の第2に記載する二次医療圏統一(二次医療圏(※)毎の医療費指数を反映)をもって本県での統一とする場合に考えられるものです。

現在、県が市町村毎に示している標準保険料率を、二次医療圏毎の標準保険料率で示し、これにより各市町村で賦課してもらいます。

二次医療圏での料率は同じになりますが、被保険者からすると統一感があまり感じられません。

なお、二次医療圏内の平均収納率を採用しない場合には、同じ二次医療圏内でも、やや標準保険料率が違うことになります。

市町村毎の料率で県が示す所得割、均等割、平等割に従う



※県下10圏域(佐久・上田・諏訪・上伊那・南信州・木曽・松本・北アルプス・長野・北信)

第2 令和9年度までの国保運営の改革方針(統一に向けたロードマップ)

1 改革方針のコンセプト

○概ね二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の平準化を目指します。

○最終的な目指す姿のどこにでも行けるように、現状の保険料率の格差是正を図ります。

県内市町村においては、特に医療費指数の低い町村では、いきなり県統一には否定的な意見が多数あります。

ただし、小規模町村では、人工透析患者等の発生により、急激に医療費指数が上がり、納付金(保険料)が上がるリスクがあるため、より大きな枠で医療費を分ち合うことは必要です。

このため、まずは令和9年度までに原則二次医療圏で納付金算定に反映する医療費指数を統一するとともに、県も含めた市町村国保の保健事業の充実により、各圏域の医療費指数の差の縮小を目指します。

また、今後統一を進めていくに当たり、県内市町村の保険料（税）の算定方式が4方式と3方式に分かれていることや、応益割（均等割・平等割）の金額にかなりのバラつきがあるといった課題があり、これらを一定程度揃えていく必要があります。このため、令和9年度までに資産割を廃止するとともに、応益割額を二次医療圏の標準保険料率の応益割額に近づけて行きます。

2 分野毎の方針

（1）医療費指数

ア 二次医療圏の医療費指数が県平均以下の7医療圏（※次頁表を参照）

○納付金算定に反映する各市町村の医療費指数を、令和4年度から段階的に二次医療圏の医療費指数に1／6ずつ近づけ、令和9年度に二次医療圏に統一します。

小規模町村での高額な医療費の発生による医療費指数の急激な変動リスクを抑えるためには、より大きな枠組みで医療費を分ち合うことが必要でありますので、市町村単位から二次医療圏単位に変更してまいります。被保険者が受ける医療サービスは二次医療圏単位でほぼ完結していることから、被保険者に御理解をいただくようお願いしてまいります。

これにより、各市町村の納付金額の年度間の変動も一定程度抑えられ、市町村長が中長期的に安定した保険料（税）率の設定が可能となり、被保険者に対する頻繁な保険料改定のお願いを減らすことができるようになります。

イ 二次医療圏の医療費指数が県平均以上の3医療圏（※次頁表を参照）

○引き続き各市町村の医療費指数を納付金算定に反映しますが、できるだけ早い時期の二次医療圏統一を目指します。

これら圏域内の医療費指数が低い市町村から見ますと、県平均よりも高い二次医療圏の医療費指数に引き上げることは被保険者の理解が得られないため、当面は個々の市町村単位を継続します。

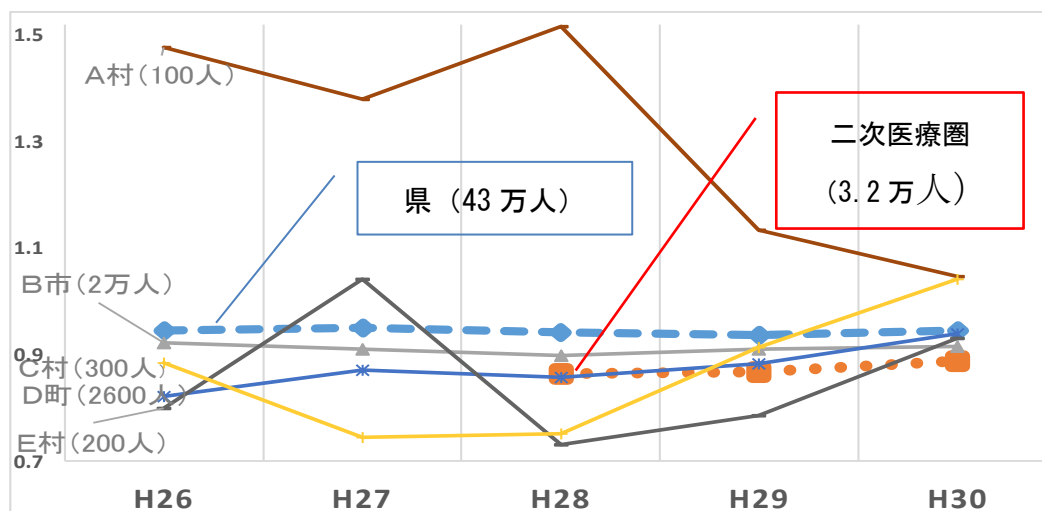
ただし、これら圏域の医療費指数の高い市町村における生活習慣病関連被保険者等への積極的介入を図るなど、県も関与しながら保健事業の取組みを強化して、医療費水準を抑えるために努力します。

一方、これら圏域内の小規模町村では、引き続き高額な医療費の発生により医療費指数が上がり、納付金額も上がるリスクが続きます。こうした場合は、県で激変緩和措置を行い、二次医療圏統一になるまでの間、当該町村における保険料の急激な上昇を抑えてまいります。

<長野県の医療費指数（R2納付金数値）「県平均 0.9413」>

「ア」 県平均以下								「イ」 県平均以上		
広域 (%)	南信州 0.8728 (△7.3)	佐久 0.8969 (△4.7)	上伊那 0.9069 (△3.7)	木曽 0.9088 (△3.5)	北アルプス 0.9121 (△3.1)	北信 0.9176 (△2.5)	諏訪 0.9275 (△1.5)	長野 0.9582 (1.8)	上田 0.9637 (2.4)	松本 0.9963 (5.8)
広域 最小 (%)	下條村 0.7177 (△23.8)	川上村 0.7685 (△18.4)	飯島町 0.8344 (△11.4)	王滝村 0.6613 (△29.7)	小谷村 0.7578 (△19.5)	栄村 0.8421 (△10.5)	富士見町 0.8113 (△13.8)	小布施町 0.8648 (△8.1)	長和町 0.9341 (△0.8)	朝日村 0.8378 (△11.0)
最大 (%)	平谷村 1.2327 (31.0)	北相木村 0.9387 (△0.3)	箕輪町 0.9159 (△2.7)	大桑村 0.9680 (2.8)	大町市 0.9682 (2.9)	飯山市 0.9771 (3.8)	諏訪市 0.9550 (1.5)	小川村 1.1500 (22.2)	青木村 0.9883 (5.0)	生坂村 1.1107 (18.0)

<年齢調整後の医療費指数の推移（南信州地域の一部市町村）>



【期待される効果】

市町村が適切な保険料（税）率の改定を行えるようになります。

保健事業の取り組みでは疾病予防が困難な被保険者の比較的高額な医療費負担について、二次医療圏単位により大きな枠で助け合うことができます。

(2) 保険料

ア 資産割の廃止

○資産割を令和9年度までに廃止します。（各市町村の準備が整い次第となります）

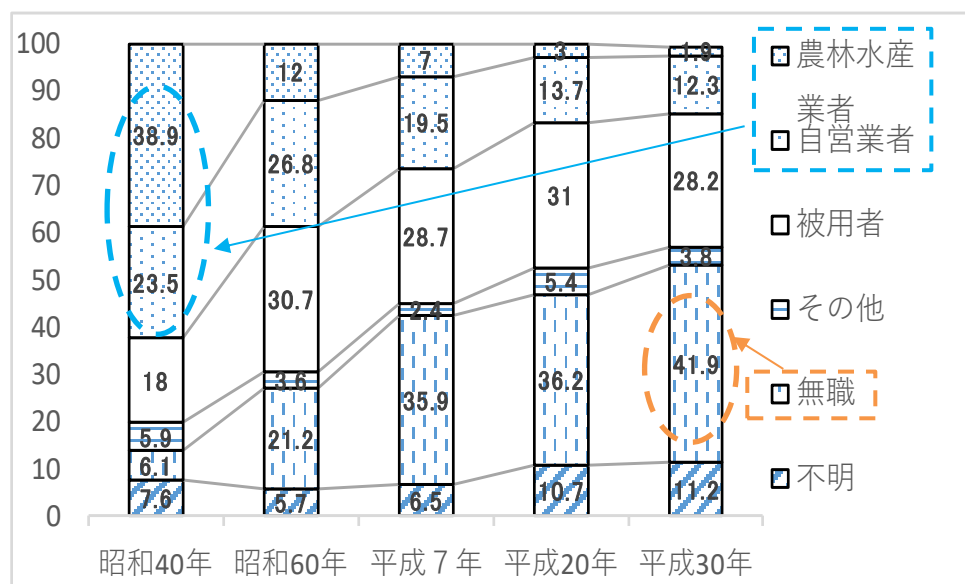
資産割は、かつて自営業者等が多かった頃の農地等の生産資産に対する課税が主でしたが、近年は、住宅・宅地等の生活資産への課税が主になっています。年金生活者等の低所得者であっても、応益割保険料のような7・5・2割軽減の制度も無い資産割は、負担が大きくなっています。また、金融資産や他市町村にある農地等には課税出来ないことから、不公平との意見もあります。

資産割の生活資産への課税重視の傾向は、今後も強まることが予想され、全国的にも本県でも廃止の方向であることから、令和9年度までに廃止することとします。

資産割の廃止分は、被保険者に広く負担していただくこととなりますが、低所得者に対する均等割・平等割の新規負担分は、公費による保険料軽減制度により個人負担が緩和されますので、市町村ではこの点を考慮して、料率を決めていただきます。

ただし、資産割率が著しく多く、かつ既に応益割保険料が高い一部の村においては、応益割への新たな負担増は大変であるとのことから、県では低所得者等の負担軽減を独自に村にお願いし、県2号繰入金による支援を行います。

<全国の市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移>



<長野県の賦課方式別保険者の状況（医療分）>

	～H29		H30		R2	
4方式	74	95.1%	59	76.6%	46	59.7%
3方式	3	3.9%	18	23.4%	31	40.3%

<全国の賦課方式別保険者の状況（医療分）>

	H20		H29		H30	
4方式	1,263	74.3%	1,012	59.0%	664	38.7%
3方式	387	22.7%	625	36.5%	949	55.4%
2方式	51	3.0%	77	4.5%	101	5.9%

【期待される効果】

将来的に自営業者の割合が更に減ることを鑑み資産割を廃止し、応益割（低所得者の収入に応じた軽減制度あり）と、所得割（収入に応じて負担）に移行してまいります。

イ 応益割保険料（均等・平等割）を標準保険料に近づけます。

○令和９年度までに、原則二次医療圏の医療費水準による標準保険料に、各市町村の応益割保険料を近づけます。

本県の国保被保険者は平成 26 年度の 53 万人から令和元年度の 43 万人と大幅に減少しており、今後もパートタイム労働者の健康保険の適用拡大などによる減少も予想されます。また、平成 26 年度から令和元年度の一人当たりの個人県民税や県民所得は着実に上がっていますが、国保の一人当たり所得は減少傾向です。

本県の後期高齢者医療制度の応益割保険料が、一人一世帯当たり 4 万円程度であることや、二次医療圏単位の標準保険料の応益割保険料も、4 万円前後であることを踏まえると、中長期的な国保の財政運営の安定化を図るため、また、今後の保険料収入を確保する観点から、応益割保険料の低い市町村にあっては、当該応益割保険料を一定程度引き上げる必要があります。

なお、国では令和 4 年度から子どもの均等割軽減制度の導入を検討しており、国が示した案によると、就学前の子どもがいる世帯は所得の多寡に関わらず均等割保険料の負担が軽減されることとなります。しかし、中所得者で子どもがいない世帯及び就学児のいる世帯は、低所得者等の応益割保険料軽減制度に該当しないため、そのままでは保険料負担は緩和されません。応益割保険料が低い市町村で応益割保険料を一定程度引き上げ、その分で所得割保険料を引き下げることによって、こうした中所得者の負担緩和が可能となります。

以上の事情を勘案して、現行の応益割保険料が著しく低い町村においては、応益割保険料の引き上げを行った際に、低所得者の応益割保険料の負担増は大変であることから、県では独自の低所得者の負担軽減措置を町村にお願いし、減収分は県 2 号繰入金による支援を行います。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少が予想されることや、低所得者の負担軽減措置の具体的な実施方法の検討が必要なことから、応益割保険料の引き上げは、令和 4 年度以降から実施することを基本としますが、資産割を廃止して応益割保険料に振り向ける市町村も想定されることから、実施時期は、個別市町村で判断することとなります。

<長野県国保一人当たり所得等の状況>

	H26	H27 (前年比、%)	H28 (前年比、%)	H29 (前年比、%)	H30 (前年比、%)	R元 (前年比、%)	備考
国保一人当たり所得(円)	605,318	579,384 (△4.28)	600,039 (3.56)	557,569 △7.08	559,687 (0.38)	570,490 (1.93)	国保調整交付金賦課状況調査数値
個人県民税一人当たり税額(円)	60,385	61,791 (2.33)	61,919 (0.21)	62,282 (0.59)	62,530 (0.40)	63,742 (1.94)	
県民所得一人当たり額(円)	2,610,000	2,701,000 (3.49)	2,728,000 (1.00)	2,876,000 (5.43)	2,882,000 (0.21)	2,940,000 (2.01)	県民所得は前年数値

【期待される効果】

中長期的に国保財政を安定化させるため、応益割保険料の著しく低い町村の応益割保険料の引上げは必要となります。その結果、長野県全体で、軽減制度が適用されない中所得者の保険料上昇を抑えることにつながります。

子どもの均等割軽減制度の導入が検討されている昨今、応益割保険料の水準をそろえ、中所得者の所得割の負担を緩和することは、子どもがいる世帯間のより平等な処遇にも寄与します。

（３）個別公費

○当面は個々の市町村の努力等により配分された金額を、当該市町村の財源として配分します。

保険料統一のためには、県全体で「個別公費」を均す必要がありますが、それにより市町村職員の医療費適正化や収納率向上などに取り組むためのモチベーションが低下するため、引き続き個々の市町村の努力に応じて配分すべきとの意見が市町村関係者から多くありました。

このため、当面は、引き続き各市町村の努力等に応じた配分とします。なお本県においては、保険者努力支援制度交付金都道府県分の指標①（約５億円弱）を、各市町村の予防・健康づくり事業への取組や、収納率の状況を評価して個別市町村に再配分を行っており、インセンティブの確保は重要と認識しています。

保険者努力支援制度交付金については、県の関与を高め、特に交付金の少ない市町村の底上げ支援を図ってまいります。時間をかけて各市町村の差を少なくした上で、県統一を検討します。

【期待される効果】

保険者努力支援制度交付金の交付額が少ない市町村について、県の関与を高め底上げを図っていくことで、県内被保険者に賦課する保険料総額を圧縮していきます。

（４）収納率

○当面は個別の市町村の収納率を従来どおり用います。

収納率は１００％から９２％と市町村間の差が大きく、県平均の収納率に均すことは収納率の高い市町村の被保険者の理解が得られません。

収納率の低い市町村の底上げを図るため、条例規則等による口座振替の義務付け（ペイジー等の導入を前提）、その他各種向上対策に関し、県と市町村で引き続き協議し、市町村間の差が少なくなったところで、県統一を検討します。

【期待される効果】

収納率を上げることで、長野県全体で、被保険者に対し不足分として上乗せする賦課額を減らすことができます。

(5) 保健事業、任意給付等

○保健事業費の計上の標準化の検討、人間ドック補助金等の統一を進めます。

人間ドック補助金等の標準化について、来年度以降、県と市町村のワーキンググループ等で検討を進め、合意が得られたものから県統一の対象とします。

結核精神給付金の取扱いは、過去の経緯も踏まえ、慎重な検討が必要な内容です。

令和9年度は統一までの途中期間でもありますので、検討の対象とはしません。

その他、保健事業の標準化については、引き続きワーキンググループ等で検討していきます。

【期待される効果】

全市町村で合意できれば、県内どこに住んでも、人間ドック等の受診費用に対する公平な補助が受けられます。

(6) 県が実施する保健事業

各県保健所にKDB（国保データベース）システムを導入して、二次医療圏域単位の分析等により、圏域・市町村毎に異なる健康課題を明確化し、個々の課題に対する市町村支援を実施してまいります。また、協会けんぽと連携して、将来的な国保被保険者に対する保健指導等に参画するなど、疾病予防や健康づくりを進めてまいります。

とりわけ、県として小規模町村の保健事業の運営に関し、依頼に応じて支援を行います。

【期待される効果】

保健所に導入するKDBデータの活用により、地域で共通する健康課題が明らかになり、市町村間で協調した取組みによる、圏域毎の一体的な健康づくりが推進されます。

40代～50代に対する保健事業の強化により、自営業者はもとより、会社員等が定年退職後に国保に加入してきた際の、医療費の増加を抑えることができます。

(7) 市町村事務の標準化及び効率化

市町村が行う以下の事務に関し、市町村間で取扱いが異なるものについて、事務の標準化及び効率化を推進してまいります。

ア 事務の標準化

国保関係の事務の総点検を行い、国保連合会への委託を含め、効率化を図り、被保険者への早期の給付決定等の検討も行います。

イ 保険給付の標準化

高額療養費の多数回該当の世帯の継続性の判定困難事例や、申請時における領収書の取扱いなどの標準化を検討し、公平な保険給付に努めます。

ウ 減免制度の標準化

保険料（税）・一部負担金の減免基準について、令和2年度に県が標準的な減免基準を定め、これらを参考にして、これまで基準の無かった市町村でも一定の基準を定めることになりました。

なお、県が示した標準的な減免基準は、あくまで最低限の足並みをそろえるものであり、各市町村の減免基準を実質的に統一するか否かについては、引き続きワーキンググループ等で検討していきます。

【期待される効果】

県内どこの市町村であっても、公平な給付と減免措置等が受けられます。

市町村事務の効率化により、被保険者へのサービス提供の迅速化等が図られます。

3 令和9年度における長野県の国保運営の姿〔R2納付金算定数値による〕

①医療費指数

⇒ 県平均以下の7医療圏は二次医療圏単位で統一。

〔医療費指数 0.87～0.93、格差 1.06 倍〕

⇒ 保健事業の強化により長野・松本・上田医療圏で医療費指数が高い市町村の医療費指数は低下傾向となり、二次医療圏統一に向けた検討を始められる状況。

〔※長野市 0.96、須坂市 0.96、高山村 0.96、飯綱町 0.96、小川村 1.14、松本市 1.00、塩尻市 0.98、筑北村 1.09、麻績村 1.07、生坂村 1.11、安曇野市 0.96、上田市 0.96、東御市 0.95、青木村 0.98 ⇒ それぞれ 0.2 ポイント程度低下〕

②保険料

⇒資産割は全市町村で廃止。

⇒保険料が著しく低い町村の応益割額は、標準保険料の応益割額に近づいている。

〔2万円以下（2村）⇒ 3万円程度、3万円以下（7町村）⇒ 4万円程度〕

③個別公費

⇒保険者努力支援制度等の交付額が、県内市町村間で一定程度平準化。

〔最高 21,671 円～最低 2,611 円 ⇒ 個々の市町村が県平均 5,280 円以上〕

※保険者努力支援（県分の指標①、市町村分）・特別調整交付金・県2号繰入金

④収納率

⇒県平均（95.1%）以下の収納率の14市町村で、条例・規則による口座振替の原則化が義務付けされたり、その他の収納率向上の取組により、収納率が96%程度に向上。

県全体の平均収納率も96%後半に向上。

⑤保健事業

⇒人間ドック補助金の標準的な実施基準が定められ、納付金算定対象に含めて実施。

⇒出産育児一時金・葬祭費の金額を統一。

⑥法定外繰入

⇒決算補填目的の法定外繰入は全て解消。

〔注：それぞれ取組みが順調に行われた場合〕

【参考資料】

ロードマップ策定に向けた経過

1 ワーキンググループの実施

ロードマップを策定するため、市町村との意見交換の場として、令和元年度に「医療費」「保険料」「標準化」の3つのワーキンググループ（WG）を設置し、各8市町村、計24市町村の参加を得て、上記の様々な課題について意見交換を行い、ロードマップの策定に係る、6つの論点整理を行いました。

（1）主な検討項目

医療費WG	■医療費水準と医療提供体制の地域差の現状分析・平準化の範囲等 ■医療費適正化インセンティブと保健事業の平準化
保険料WG	■収納率格差の現状分析・格差縮小対策等 ■収納率格差を踏まえた統一保険料率
標準化WG	■算定方式の統一 ■市町村任意給付事業・各種基準の統一 ■被保険者にとってのメリット

（2）開催状況 令和元年5月～12月まで計12回

（3）検討結果（論点整理）

- 論点1 市町村に交付される交付金の取扱い
- 論点2 市町村間の医療費格差の許容範囲
- 論点3 市町村間の収納率格差の許容範囲
- 論点4 保健事業の平準化
- 論点5 市町村独自の任意給付等の統一
- 論点6 保険料応益割の統一・資産割の廃止

2 市町村長等との意見交換

- （1） 令和元年度のWGでの検討で整理された6つの論点と方向性（案）について、全市町村長及び市町村国保担当者へ説明のうえ意見交換を実施しました。

ア 市町村長

令和2年4月～7月 計23回

イ 市町村国保担当者

令和2年8月～10月 計13回

- （2） 上記（1）でいただいたご意見を踏まえてロードマップたたき台を作成し、全市町村長への説明及び意見交換を実施しました。

令和2年12月～令和3年2月 計39回

(3) 主な意見

①医療費水準	・医療費水準が県平均より低い圏域では、ひとまず二次医療圏で統一が必要 ・二次医療圏内の医療費水準の格差是正のため、県の関与を高めることが必要 ・人工透析患者等が複数発生すると、小規模な町村では医療費が急激に上がり大変 ・住民の努力が一定程度医療費水準の高低に影響しており、それを反映しバランスをとるなら、二次医療圏で統一と考える
②個別公費	・保険者努力支援等の努力に対するインセンティブは引き続き残すべき
③保険料	・急激に保険料（税）率が上がらないように、時間をかけて ・資産割は不公平であり廃止すべき ・資産割はR 9 までであれば廃止可能
④収納率	・収納率は100%～92%と市町村間で差が大きく、県平均の収納率にすることは、収納率の高い市町村の被保険者の理解が得られない
⑤保健事業等	・市町村独自の保健事業は上手に残して欲しい ・人間ドック補助金などは統一して欲しい

長野県国民健康保険運営方針

令和3年3月

長野県

しあわせ  信州

目 次

はじめに.....	1
1 策定の目的.....	1
2 策定の根拠.....	1
3 方針の対象期間.....	1
第1 基本的な考え方.....	1
1 都道府県単位化により目指す姿.....	1
第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し.....	2
1 国保加入状況等.....	2
（1）被保険者の状況.....	2
（2）保険者の規模.....	3
（3）被用者保険との比較.....	4
2 医療費の現状と見通し.....	4
（1）医療費の現状.....	4
（2）医療費の将来推計.....	9
3 国保財政.....	11
（1）国保財政の現状.....	11
（2）財政収支の改善に係る基本的な考え方.....	14
（3）赤字解消・削減の取組、目標年次等.....	11
（4）財政安定化基金.....	16
第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法.....	17
1 現状.....	17
2 納付金及び標準的な保険料の算定方法.....	18
（1）保険料水準の統一について.....	18
（2）納付金の算定方法.....	18
（3）市町村標準保険料率.....	20
（4）各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率.....	21
（5）都道府県標準保険料率.....	21
3 激変緩和措置.....	21
4 納付金負担が大幅に減少する場合の措置.....	23
第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施.....	26
1 現状.....	26
2 目標収納率.....	28
3 収納強化の取組.....	29
（1）口座振替の促進.....	29

(2) 現年度分の収納強化.....	29
(3) 滞納対策.....	29
第5 市町村における保険給付の適正な実施.....	30
1 現状.....	30
2 県による保険給付の点検、不正利得の回収.....	32
(1) 保険給付の点検.....	32
(2) 大規模な不正利得返還金の回収.....	32
3 療養費の支給の適正化.....	33
4 レセプト点検の充実強化.....	33
5 第三者求償の推進.....	33
6 保険者間調整.....	34
7 高額療養費の多数回該当の取扱い.....	34
第6 医療費適正化の取組.....	35
1 現状.....	35
2 適正化に向けた取組.....	37
(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組.....	38
(2) 後発医薬品の使用促進.....	38
(3) 重複頻回受診・多剤投薬の適正化.....	38
(4) 糖尿病性腎症重症化予防の取組.....	38
(5) 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組.....	39
(6) KDB（国保データベース）システムの活用による保健事業の推進.....	39
第7 市町村が担う事務の効率化、標準化.....	39
1 市町村事務の効率化.....	39
2 市町村事務の標準化.....	40
(1) 申請書様式の標準化.....	40
(2) 事務処理マニュアルの作成.....	40
(3) 高額療養費の多数回該当の取扱い（再掲）.....	40
第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携.....	40
第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項.....	41
1 長野県県・市町村国保運営連携会議の設置.....	41
2 国民健康保険運営協議会の審議.....	41
3 情報共有の推進.....	41
第10 検証及び見直し.....	41
1 市町村によるPDCAサイクルの実施.....	41
2 国民健康保険運営方針の検証・見直し.....	42

はじめに

1 策定の目的

国民健康保険は、被用者保険に加入する方等以外の全ての方を加入者とする公的な医療保険制度であり、また、会社等を退職したほとんどの方が国民健康保険に加入するなど、国民皆保険の根幹として堅持していかなくてはならない国が創設した社会保障制度です。

国民皆保険は、医療を必要とする方が安心して医療サービスを受けるための制度ですが、近年、医療費は高齢化や医療の高度化等により年々増大を続け、また、高額薬剤の保険適用等、急激に医療費が増大する場合もあり、国民健康保険財政を圧迫しています。

こうした中で、平成 27 年 5 月、国民健康保険法が改正され、平成 30 年度より都道府県が市町村とともに保険者に位置付けられました。市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。県は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的役割を担い、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。

また、今後のさらなる高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加を抑制することが大変重要です。このため「保険者努力支援制度」を活用し、県及び市町村が協力・連携して予防・健康づくりへの取組を推進し、医療費の適正化を進める必要があります。

安定的な財政運営、市町村事務の効率化・標準化の推進や、保健事業等による医療費の増加抑制のための取組の推進等により持続可能な医療保険制度の構築を目指すという共通認識のもと、県と県内市町村が保険者として一体となって国民健康保険を運営するために、統一的な方針を定めます。

2 策定の根拠

本方針は、国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項に基づき策定します。

3 方針の対象期間

本方針の対象期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

第 1 基本的な考え方

都道府県単位化により目指す姿

国民健康保険は、高齢者の加入割合が高い、加入者の所得水準が低い、市

町村ごとの医療費、保険料の格差が大きい等の構造的課題を抱えています。本県においては、高齢者の加入割合は5割近くとなり、所得水準は全国の市町村国保と比べて低く、保険料格差は全国的な状況と比較して大きく、構造的課題が特に顕著となっています。

また、従来の市町村単位の財政運営では特に小規模市町村において、高額医療費が発生した場合などに、保険料負担の増加や年度末の急な決算補填など不安定な財政運営が強いられる状況にありました。こうした状況を踏まえ、加入者の保険料の変動リスクを軽減することを目指し、平成30年度から都道府県単位化による財政安定化を図ったところです。しかし、本県は、小規模市町村の割合が6割を超え、全国と比べて財政規模の小さな保険者が多いという特徴があります。

また、小規模市町村では長期入院患者が多い等の偶発的な理由により保険料負担が他市町村と比較して高い場合があります。都道府県単位化に伴い、「同じ所得の県民は同水準の保険料負担」という理念を踏まえ、今後も引き続き、国民健康保険運営の改革を図るとともに県内加入者の負担の平準化を図り、保険料水準の統一を目指します。

さらに、県も保険者の立場で県民の健康づくりのための保健事業の取組を各市町村と協力してこれまで以上に推進していくことで、県民の疾病予防を進め、医療費の適正化を図っていきます。

第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 国保加入状況等

(1) 被保険者の状況

- ・被保険者数については、平成28～30年度で42,013人減少（減少率8.47%）しましたが、全国の減少率は8.66%であり、全国と比べると減少率は低いものの、平成25～27年度の減少率は5.76%であり、以前より減少率が增大しています。
- ・高齢化率（加入者に占める65歳以上の方の割合）は、平成30年度において、全国43.2%に対して、本県は46.8%で全国と比べて高くなっており、平成28～30年度で2.2%の増加となっています。
- ・1世帯当たりの被保険者数は、平成30年度において、全国1.56人/世帯に対して、本県は1.60人/世帯であり、全国と比べてやや高くなっています。
- ・国保加入割合は、平成30年度において、本県は23.4%で平成28年から1.8%減少していますが、全国の25.0%と比べてやや低くなっています。

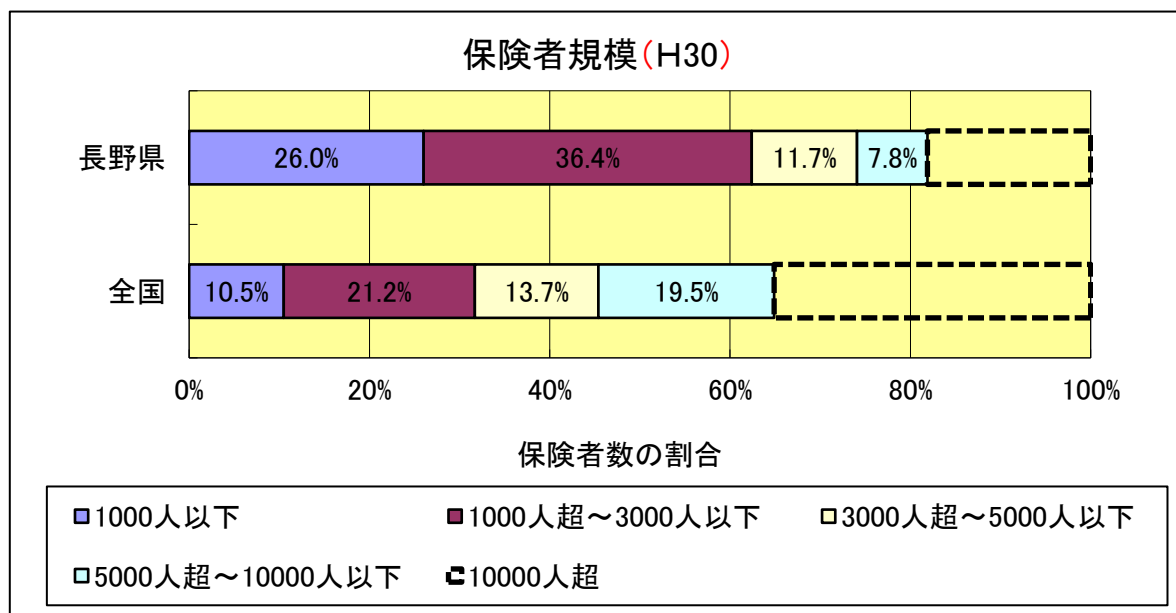
■国保被保険者加入状況等

	年度	被保険者数（人）			高齢化率	1世帯 当たり 被保険 者数	国保加 入割合
		総数	0～64 歳	65～74 歳			
長野県	H28	495,966	274,713	221,253	44.6%	1.65	25.2%
	H29	473,946	256,218	217,728	45.9%	1.63	24.2%
	H30	453,953	241,463	212,490	46.8%	1.60	23.4%
	R 元	438,224	230,350	207,874	47.4%	1.58	21.0%
全国	H28	30,125,921	17,462,600	12,378,078	41.1%	1.61	26.6%
	H29	28,702,416	16,280,983	12,190,724	42.5%	1.58	25.9%
	H30	27,517,328	15,317,699	11,895,719	43.2%	1.56	25.0%
	R 元	—	—	—	—	—	—

厚生労働省「国民健康保険事業年報」

（２）保険者の規模

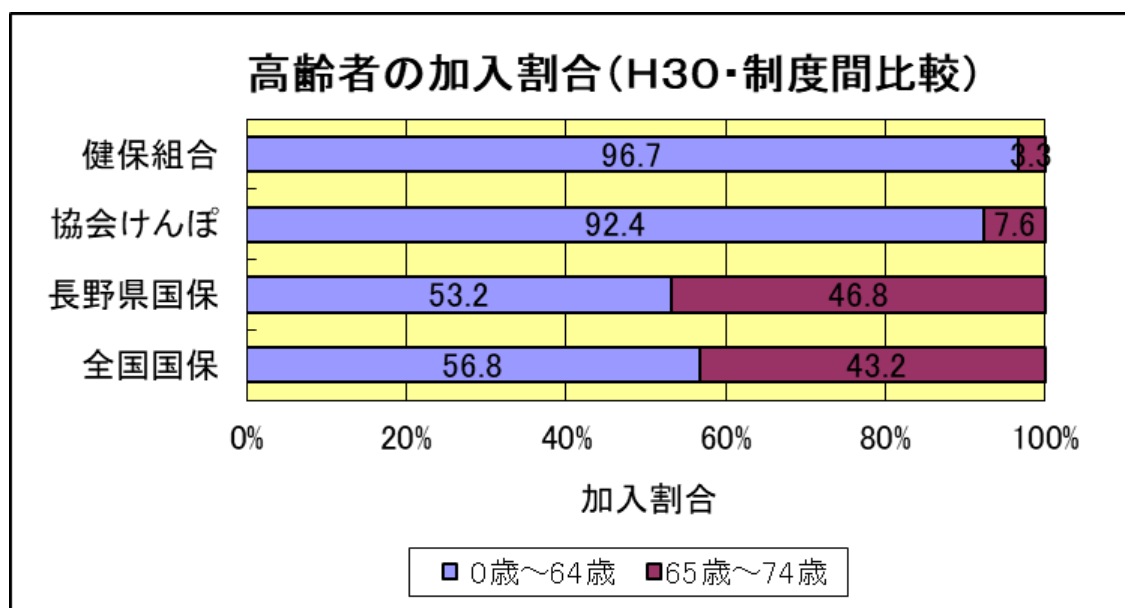
- ・市町村別に被保険者数をみると、財政が不安定になるリスクの高い小規模保険者（被保険者数が3,000人未満の保険者）が多く、平成30年度において、77市町村中48市町村（62.4%）あります（付属資料P1）。全国では、31.7%であり、全国と比べて小規模保険者が大幅に多い状況です。



厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(3) 被用者保険との比較

- ・他の医療保険制度と比較すると、被用者保険は高齢者の加入割合が 10%未満であるのに対して、本県国保では 47%にのびります (H30)。



厚生労働省「国民健康保険実態調査」「健康保険実態調査」

- ・また、他の医療保険制度と比べて、所得水準が低く、平成 30 年度において、本県の市町村国保の加入者一人当たり平均所得は、協会けんぽより 75 万円、組合健保より 141 万円低くなっています。

■保険別加入者一人当たり平均所得 (H30)

区分	市町村国保 (長野県)	市町村国保 (全国)	協会けんぽ	組合健保
加入者一人当たり平均所得	81 万円	88 万円	156 万円	222 万円

厚生労働省「国民健康保険実態調査」

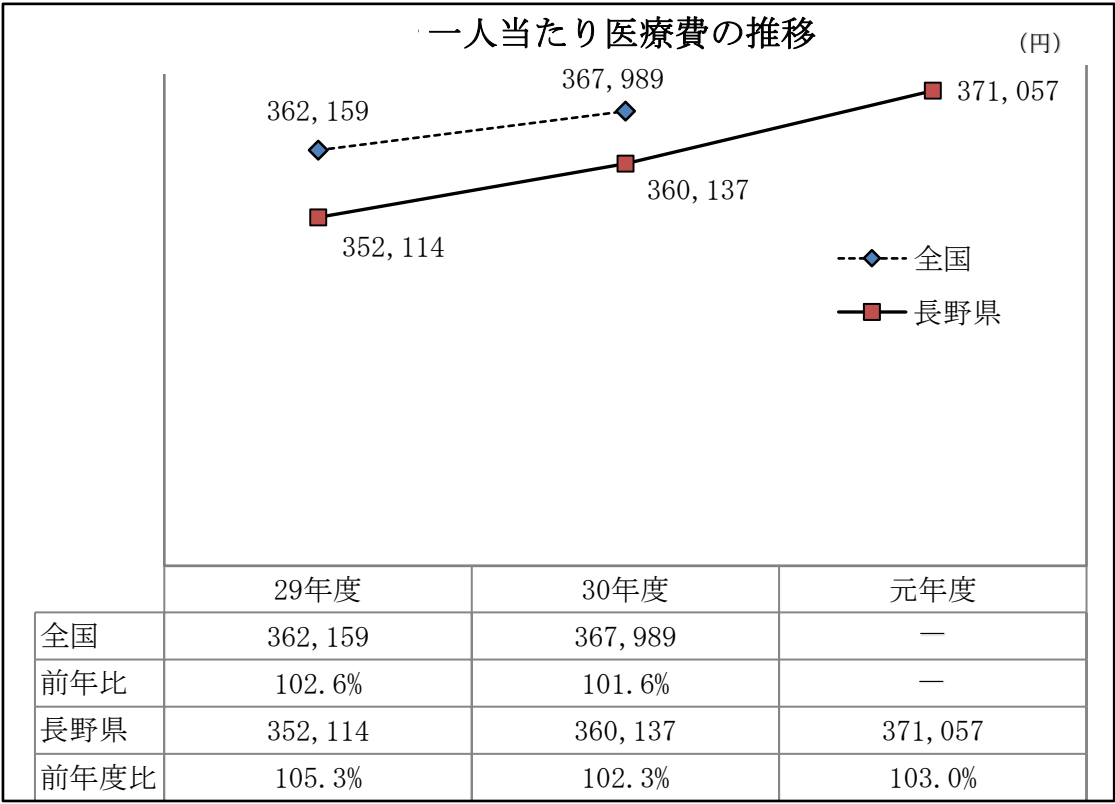
2 医療費の現状と見通し

(1) 医療費の現状

ア 一人当たり医療費

- ・本県の一人当たり医療費は、令和元年度においては 371,057 円、前年度から 3.0%伸びています。
- ・一人当たり医療費を市町村別にみると、多くの市町村で毎年上がっていますが、令和元年度においては、25 市町村で一人当たり医療費が低下しました。

小規模市町村においては、高額医療費発生の有無が一人当たり医療費に大きく反映されるためと考えられます（付属資料P3）。



厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 医療費の格差

- ・一人当たり実績医療費の格差は県内で最大で2.4倍となっています（R元）。

■一人当たり医療費格差状況（R元）

	最大	最小
市町村名	天龍村	川上村
一人当たり医療費	472,808 円	199,778 円
格差	2.4 倍	

長野県「国民健康保険事業状況」

- ・また、二次医療圏内での医療費格差は、最大が1.86倍（南信州）、最小が1.12倍（上田）となっています（R元）（付属資料P3）。

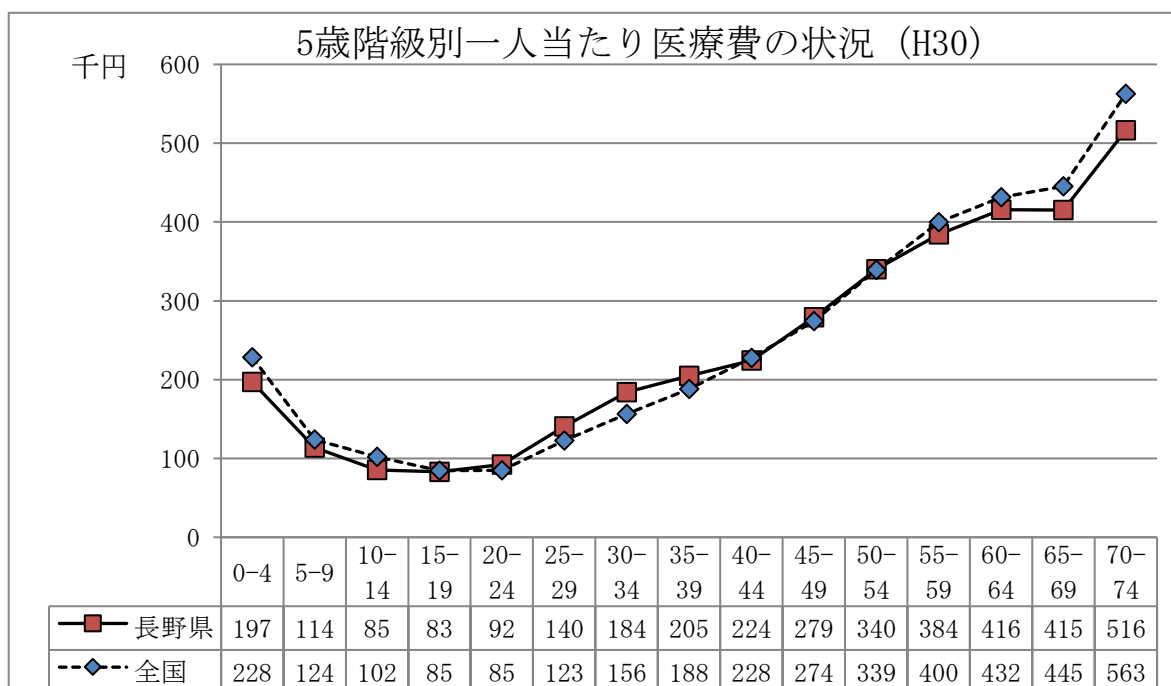
■ 一人当たり医療費二次医療圏別格差状況（R 元）

広域	最大	最小	格差	格差順位
佐 久	365,151 円 (佐久市)	199,778 円 (川上村)	1.828 倍	2
上 田	428,281 円 (青木村)	383,462 円 (上田市)	1.117 倍	10
諏 訪	404,955 円 (岡谷市)	285,515 円 (原村)	1.418 倍	5
上伊那	421,128 円 (辰野町)	330,295 円 (中川村)	1.275 倍	7
南信州	472,808 円 (天龍村)	253,673 円 (売木村)	1.864 倍	1
木 曽	399,526 円 (木曽町)	330,176 円 (上松町)	1.210 倍	9
松 本	448,361 円 (筑北村)	300,751 円 (朝日村)	1.491 倍	4
北アルプス	396,340 円 (大町市)	250,773 円 (白馬村)	1.580 倍	3
長 野	427,615 円 (小川村)	343,789 円 (小布施町)	1.244 倍	8
北 信	431,796 円 (栄村)	321,847 円 (野沢温泉村)	1.342 倍	6

長野県「令和元年度国民健康保険事業状況」

ウ 年齢階層別一人当たり医療費（H30）

- ・ 本県で年齢階層別一人当たり医療費が、県全体の一人当たり医療費（360,137 円）を超えているのは、55 歳以上の年齢階層であり、高齢層の一人当たり医療費が高くなっています。
- ・ 本県は、20-39 歳及び 45-54 歳の一人当たり医療費が全国平均よりも高くなっています。特に、30-34 歳では全国平均を約 28,000 円上回っています。



厚生労働省「国民健康保険実態調査」「医療給付費実態調査」

エ 地域差指数

- ・地域差指数は、地域の一人当たり医療費について人口の年齢構成の相違による分を補正し、指数化（全国平均＝1）したものです。
- ・本県の地域差指数は0.951となっており、全国よりも低くなっていますが、近年上昇傾向にあります。
- ・また、診療種別の地域差指数は、入院は0.952、入院外＋調剤は0.957、歯科は0.895で全国よりも低くなっていますが、近年上昇傾向にあります。

■診療種別地域差指数(H30)

	合計	入院	入院外 ＋調剤	歯科
地域差指数	0.951	0.952	0.957	0.895
全国順位	40	36	42	34

厚生労働省「医療費の地域差分析」

- ・市町村別の地域差指数をみると、地域差指数の高い市町村では、入院の地域差指数が高い傾向があります。他方、地域差指数の低い市町村においては、入院・入院外のいずれか、またはその両方が低い傾向があります。（付属資料P5）
- ・全診療種別の合計の地域差指数が全国平均を上回る市町村数は、10市町

村です。

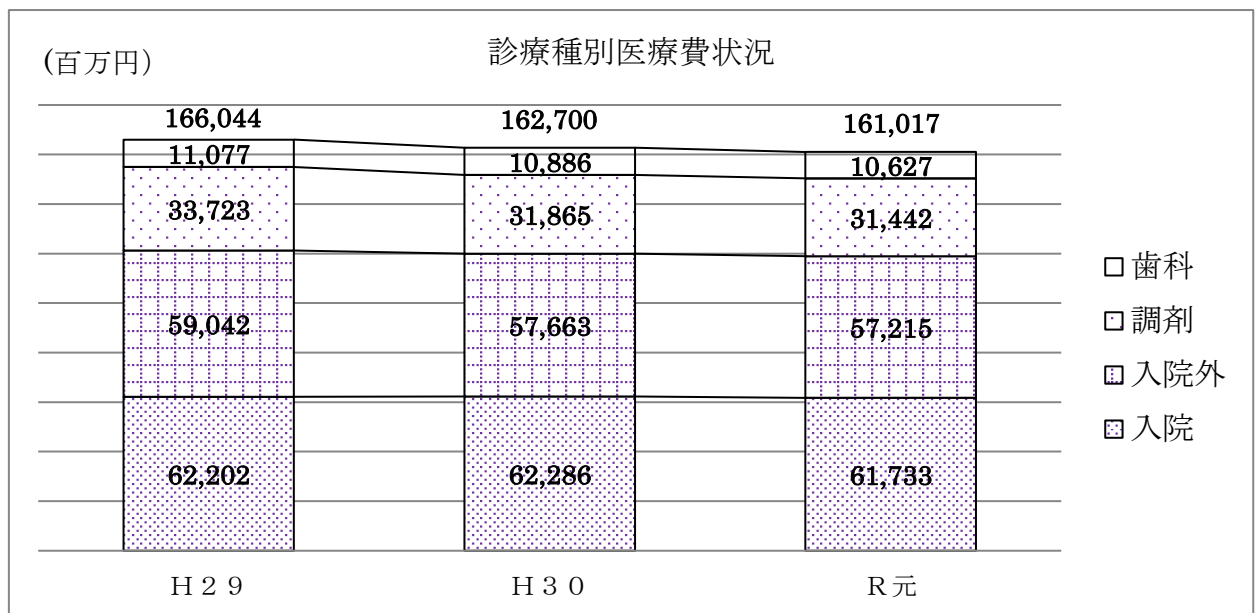
■地域差指数市町村別状況(H30)

	合計	入院	入院外 +調剤	歯科
全国平均(=1) を上回る市町村数	10 (2)	21 (3)	10 (1)	12 (2)

()内：人口1,000人未満の市町村
厚生労働省「医療費の地域差分析」

オ 診療種別医療費

- ・令和元年度の診療費に占める各診療種別医療費の割合は、入院38.3%、入院外+調剤55.1%、歯科6.6%です。



長野県「国民健康保険事業状況」

カ 高額医療費の状況

- ・一人当たり高額医療費(80万円超レセプトの80万円超部分)は、令和元年において33,783円でした。一人当たり医療費(371,057円)に占める割合は9.1%でした。

■一人当たり高額医療費状況

	一人当たり高額医療費 (円)	一人当たり医療費 に占める割合
H30	34,029	9.7%
R元	33,783	9.1%
R2	37,670	—

国保連合会提供データ

- ・市町村別にみると、高額医療費の格差は3年平均で最大で3.3倍の格差がありました（付属資料P7）。
- ・また、特に小規模市町村において、高額医療費の乱高下が生じることがあります。

（２）医療費の将来推計

○医療費の推計方法

医療費＝①被保険者数×②一人当たり医療費 で算出しています。

①被保険者数の推計

推計対象年度における県人口推計値（5歳階級別）に平成30年度の国保加入率（5歳階級別）を乗じて算出しています。

なお、県人口推計値（5歳階級別）は過去5年実績値をもとに毎年度の数値を推計しています。

使用データ：厚生労働省「国民健康保険保実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳人口統計」

②一人当たり医療費の推計

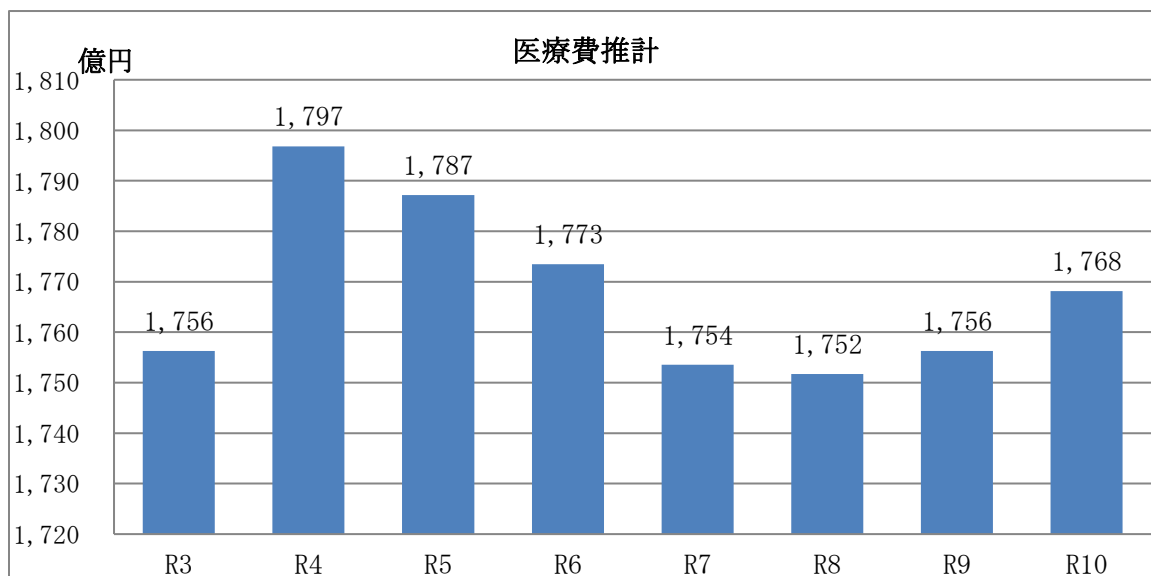
平成29年度の診療種別医療費実績値に推計対象年度の伸び率を乗じて算出しています。

伸び率は、平成24～28年度の診療種別医療費の伸び率の平均値に、人口変動率、診療報酬改定の影響、高齢化の影響等を勘案した伸び率を用いています。

※療養費等は除いている。

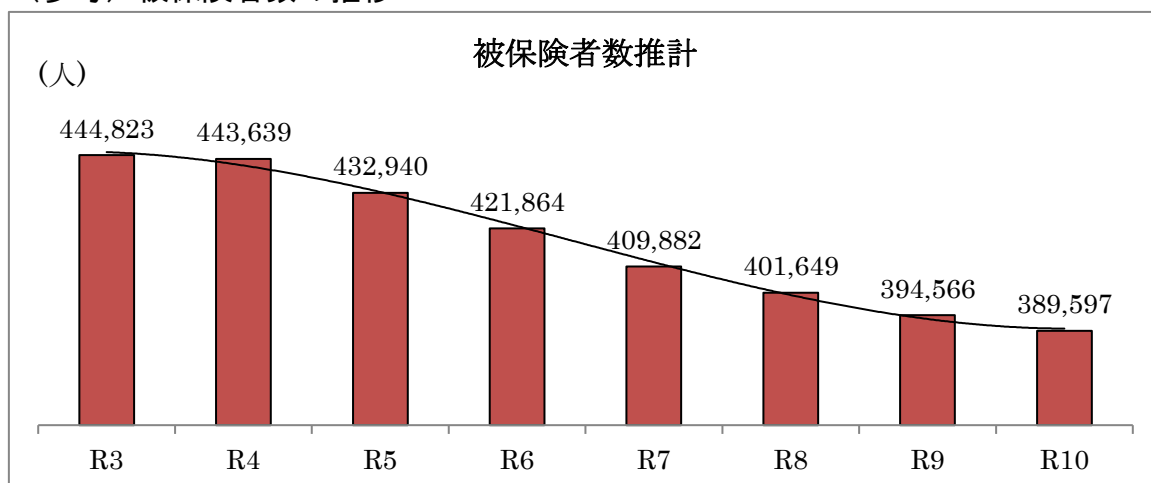
使用データ：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「医療給付実態調査」、「国民健康保険実態調査」、長野県「国民健康保険事業状況」

- ・総医療費は令和4年度に一旦ピークを迎えますが、令和4年度から7年度にかけて、団塊の世代が後期高齢者に移行していくことから、被保険者数が大幅減となり、医療費総額も減少する見込みです。ただし、一人当たり医療費は年々増加する見込みで、次第に医療費総額も増加する見込みです。



年度	R3	R4	R5	R6
推計医療費	1,756 億 2,571 万円	1,796 億 8,071 万円	1,787 億 1,610 万円	1,773 億 4,823 万円
一人当たり医療費	394,821 円	405,015 円	412,796 円	420,392 円
年度	R7	R8	R9	R10
推計医療費	1,753 億 5,299 万円	1,751 億 7,311 万円	1,756 億 3,064 万円	1,768 億 1,290 万円
一人当たり医療費	427,813 円	436,135 円	445,124 円	453,835 円

(参考) 被保険者数の推移



（３）今後に向けて

本県は、全国平均と比較して医療費は低い水準にありますが、さらなる高齢化や、医療の高度化等も予想される中で、一人当たりの医療費はますます増加する見込みです。

本方針においては、こうした現状や見通しを踏まえて、納付金制度により負担の平準化を進める（⇒第３）とともに、県、市町村で医療費適正化へのさらなる取組を行い（⇒第５）、国民健康保険制度の安定的な運営を目指します。

３ 市町村国保財政

（１）市町村国保財政の現状

ア 決算状況推移

- ・ 県内市町村国保全体の収入額は、令和元年度 2,106 億 1,150 万円、支出額は令和元年度 2,077 億 5,608 万円です。収支差引額は 28 億 5,542 万円で、平成 30 年度から 19 億 2,187 万円減少しました。
- ・ 保険料（税）収入は、平成 30 年度から 8 億 8,445 万円減少しました。
- ・ 法定外一般会計繰入金額は収入額の 0.6%と年々減少しています。
- ・ 基金保有額は、平成 30 年度から 1 億 8,191 万円減少しています。

■国保財政収支状況

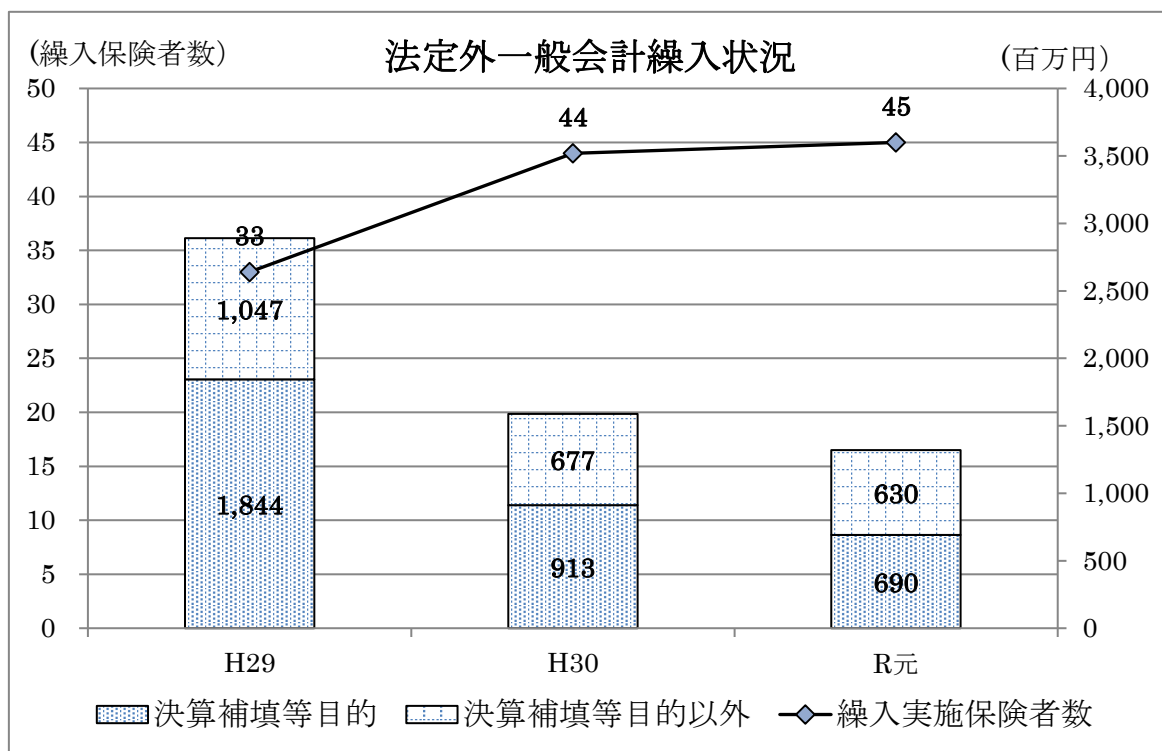
(千円)

	H30	R 元
収入 合計	214, 254, 057	210, 611, 500
国保料（税）	43, 763, 871	42, 879, 424
国庫支出金	918	83, 647
県支出金	145, 309, 601	144, 599, 475
法定一般会計繰入金	13, 808, 745	13, 743, 359
法定外一般会計繰入金	1, 589, 287	1, 320, 223
基金等繰入金	533, 014	1, 366, 712
繰越金	8, 467, 382	4, 663, 607
市町村債	99, 000	0
その他	682, 239	1, 955, 053
支出 合計	209, 476, 771	207, 756, 080
保険給付費	143, 461, 533	142, 571, 988
事業費納付金	55, 547, 354	57, 521, 230
医療給付費分	38, 597, 166	39, 733, 020
後期高齢者支援金等分	12, 732, 327	13, 077, 684
介護納付金分	4, 217, 859	4, 710, 526
保健事業費	2, 500, 886	2, 454, 769
基金等積立金	2, 181, 010	1, 039, 449
その他	5, 785, 988	4, 168, 644
収支差引額	4, 777, 286	2, 855, 420

厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 法定外繰入状況

- ・令和元年度、45 保険者が法定外一般会計繰入を実施し、その総額は 13 億 2,023 万円でした。前年度から、実施保険者は 1 保険者増加したものの、繰入額は約 2 億 6,900 万円減少しました。



「国民健康保険事業実施状況報告」

- ・繰入理由をみると、令和元年度において、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額が約6億9千万円、保健事業に充てる等の決算補填等目的以外の一般会計繰入額が、約6億3千万円でした。
- ・繰入額でみると、保険料（税）の負担緩和のための繰入が、約6億37百万円で繰入額の48.2%を占め、次いで保健事業に充てるための繰入が約3億4百万円で23.0%を占めました。
- ・繰入市町村数でみると、地方単独事業の医療給付費波及増等に対応するための繰入が38市町村、次いで保健事業費に充てるための繰入が18市町村でした。（付属資料P9）

■法定外一般会計繰入理由別繰入状況

		令和元年度		
		繰入額（円）	割合	繰入市町村数
決算補填等目的	保険料収納不足のため	0	0.0%	0
	医療費の増加	0	0.0%	0
	保険料（税）の負担緩和を図るため	636,842,794	48.2%	4
	任意給付に充てるため	53,510,038	4.1%	3
	累積赤字補填のため	0	0.0%	0
	公債費、借入金利息	0	0.0%	0
	小計	690,352,832	52.3%	7
決算補填等目的以外	保険料（税）の減免額に充てるため	0	0.0%	0
	地方単独事業の医療給付費波及増等	31,617,602	2.4%	38
	保健事業費に充てるため	303,861,149	23.0%	18
	直営診療施設に充てるため	0	0.0%	0
	基金積立	66,775,129	5.1%	2
	返済金	0	0.0%	0
	その他（後期高齢者健診受託分等）	227,616,000	17.2%	2
	小計	629,869,880	47.7%	45
合計		1,320,222,712	-	45

※1 理由別構成割合＝当該理由による繰入金額／法定外繰入金額合計

※2 小計、合計の繰入市町村数は、複数の理由により繰り入れている市町村があるため、各理由の繰入市町村数の計と一致しない。

※3 国民健康保険事業実施状況報告

ウ 前年度繰上充用

- ・前年度繰上充用は、会計年度経過後、その当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることをいいます。
- ・本県では、平成 26、27 年度に 1 市ずつ前年度繰上充用を行いました、前年度繰上充用金は解消しました。（付属資料 P11）

エ 所得状況

- ・市町村別にみると、所得格差が約 4.5 倍あります。（付属資料 P12）

（２）財政収支の改善に係る基本的な考え方

国民健康保険事業実施のために必要な費用を、保険料（税）や保険者努力

支援制度交付金及び特別調整交付金等の個別公費等でまかない、財政収支が単年度において均衡していることが健全な財政といえます。赤字が発生することのないよう、市町村は適正に保険料（税）率を設定するよう留意します。また、県は大幅に黒字が発生させることがないよう適正に納付金を算定するよう留意します。

（３）赤字解消・削減の取組、目標年次等

ア 解消・削減すべき赤字

平成 30 年度から、市町村が解消・削減に取り組むべき「赤字」を、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」と「前年度繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る）」の合計額として、計画的・段階的な解消、削減を図っています。

イ 解消・削減の対象となる法定外一般会計繰入

法定外一般会計繰入のうち、削減・解消の対象として赤字に含まれるのは、決算補填等目的の法定外一般会計繰入です。決算補填等目的とは、以下の目的により法定外繰入を行なった場合をいいます。

- 保険料の収納不足のため
- 保険料の負担緩和を図るため
- 任意給付に充てるため
- 累積赤字補填のため
- 公債費、借入金利息

なお、上記のうち、「保険料収納不足のため」による繰入については、県に設置した財政安定化基金を活用することにより、法定外一般会計繰入の必要性は大幅に低下する見込みです。

ウ 赤字解消・削減のための取組

赤字である「決算補填等目的の法定外繰入」及び「前年度繰上充用金の増加額」が発生した市町村が、赤字発生 of 翌々年度にその解消が見込まれない場合は、赤字発生 of 要因分析、目標年次、赤字解消・削減のための具体的取組等を記載した「赤字解消計画」を策定し、計画的に赤字を解消・削減していくこととします。県は該当市町村と十分協議のうえ、赤字解消・削減の取組や目標年次等の設定について、着実な解消につながるよう指導・助言を行います。

赤字は、発生 of 翌年度に解消することが望ましいものですが、法定外繰入

については、保険料負担緩和のための繰入を行ってきた市町村が、ただちに繰入を行わないこととすると保険料が急激に上昇することとなります。このような市町村においては、それぞれの状況に応じて解消・削減の目標年次を定めた計画を策定します。赤字解消・削減のための具体的な取組としては以下のものが挙げられます。

○保険料率の引き上げ

○保健事業等の医療費適正化のための取組

○保険料収納強化による収入の確保

前年度繰上充用については、発生の翌年度に解消することを基本とします。

(4) 財政安定化基金

ア 財政安定化基金の活用

県に設置する財政安定化基金は、県全体の給付増や、市町村での保険料収納不足による財源不足が生じた場合等に、一般会計からの財政補填を行う必要がないよう、県に対する貸付や市町村に対する貸付・交付に活用します。また、決算剰余金等の留保財源の積立金（特例基金に積み立てる場合に限る）等を財源とし、納付金の年度間平準等に活用します。

ここでは、市町村の保険料収納不足に対する交付について、交付要件、交付割合、市町村による交付補填のルールについての基本的な考え方を定めます。

イ 交付要件「特別な事情」

市町村の収納不足に対する交付は、市町村の収納意欲を削ぐことがないよう「特別な事情」があった場合に限定します。「特別な事情」とは、大規模災害、地域経済の破綻、又はこれらに類する事情とします。

ウ 交付額の割合

交付額の割合は市町村の保険料収納不足額の2分の1以内です。

エ 市町村による交付補填

市町村が負担すべき交付補填分については、交付を受けた当該市町村が補填します。

第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法

1 現状

ア 各市町村の保険料（税）算定方式

市町村の保険料（税）算定方式は、市町村ごとに条例で定めることとされています。

県内の大半の市町村では、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも4方式を採用していますが30市町村において、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも3方式を採用しています。後期高齢者支援金分については、2市で2方式を採用しています（付属資料P13）。

■算定方式別市町村数（R2）

	医療分	後期高齢者等 支援金分	介護 納付金分	備 考 (各方式の構成要素)
4 方式	46	45	46	所得、固定資産、 被保険者数、世帯数
3 方式	31	30	31	所得、被保険者数、世帯数
2 方式	0	2	0	所得、被保険者数

「国民健康保険事業実施状況報告」

イ 市町村の応能・応益の賦課割合

- ・令和元年度の市町村の保険料（税）における県全体の応能割・応益割の賦課割合は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分のいずれにおいても、応能割による賦課割合が高く、医療分で応能：応益＝58.6：41.4となっています。
- ・所得割：資産割：均等割：平等割の割合は、令和元年度の医療分において、56.2：2.4：25.3：16.1となっています。
- ・市町村別にみると、応能割の割合が50%を超える市町村数は令和元年度の医療分で69となっており、応能割による賦課割合が高い傾向となっています（付属資料P15）。

■県平均の応能・応益の賦課割合（R元）

	医療分		後期高齢者等支援金分		介護納付金分	
応能割	58.6%		58.3%		57.7%	
(所得割) (資産割)	(56.2%)	(2.4%)	(56.0%)	(2.3%)	(56.1%)	(1.6%)
応益割	41.4%		41.7%		42.3%	
(均等割) (平等割)	(25.3%)	(16.1%)	(26.9%)	(14.8%)	(25.1%)	(17.2%)

長野県「令和元年度 国民健康保険事業状況」

ウ 市町村の賦課限度額の設定状況

- 令和2年度の各市町村の賦課限度額は、77市町村が法定の上限額である医療分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分17万円と同額です。

エ 保険料水準の格差

- 一人当たり保険料調定額の格差は、令和元年度において、最大3.5倍となっています（付属資料P17）。

■ 一人当たり保険料調定額の格差状況（R 元）

	最大	最小
市町村名	川上村	大鹿村
一人当たり調定額	133,717 円	38,400 円
格差	3.5 倍	

長野県「国民健康保険事業状況」

2 納付金及び標準的な保険料の算定方法

（1）保険料水準の統一について

今後も少子高齢化や過疎化の進行による被保険者の減少が見込まれる中では、保険者である県と市町村で、中長期的に持続可能な運営を図るために、絶えず本県における国民健康保険制度の検証と改革が必要です。

具体的には、国保の持続可能性を高めるためには、保険給付と保険料の両側面に対し、県内市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図ることが必要と認識しています。

『長野県における国民健康保険運営の中期的な改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）』（以下、「ロードマップ」という）に従い、統一を進めます。

（2）納付金の算定方法

ア 納付金制度について

平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営を担っています。県は、保険給付費等を支払うために市町村から納付金を集めます。市町村は、納付金の支払等に充てるために保険料（税）を徴収します。

イ 納付金の配分

市町村ごとの納付金額は、県全体で当該年度において必要となる保険給付費等から公費等の収入を差し引いた額を、市町村ごとの応能のシェア（当該

市町村の所得が県全体の所得に占める割合）と応益のシェア（当該市町村の被保険者数が県全体の被保険者数占める割合）に応じて配分することによって算出します。

本県では、応益のシェアは被保険者数と世帯数により配分します。この配分は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分共通です。

ウ 応能分と応益分の割合

納付金総額に占める応能分と応益分の割合については、全国平均と比較した都道府県の所得水準によることが原則とされています。

本県では、原則通り、全国平均と比較した県の所得水準によって応能分と応益分の割合を設定します（所得係数 β を使用します）。

本県では、 β ＝およそ 0.95 であり、応能：応益の割合は、およそ 49：51 となります。この割合は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分それぞれ設定します。

エ 応益分における均等割と平等割の割合

前述の「イ 納付金の配分」に記載したように応益分を被保険者数と世帯数に応じて配分するため、被保険者数と世帯数の配分割合を設定する必要があります。

本県では、全市町村の保険料（税）賦課における均等割（被保険者割）と平等割（世帯割）の割合の過去3年間の平均値を用いることとします（令和3年：平成28～30年、令和4年：平成29年～令和元年、令和5年：平成30年～令和2年）。この割合は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分それぞれ設定します。

なお、この割合は市町村標準保険料率を算定する際に、各市町村の応能割賦課総額を均等割賦課総額と平等割賦課総額に按分する割合としても用います。

オ 医療費水準の反映

① α の設定

納付金（医療分）の算定においては、各市町村の医療費水準（年齢調整後の医療費指数）を反映させることができる仕組みとなっています（医療費指数反映係数 α による調整）。これにより、医療費がかかっている市町村は相応の負担とすることとなります。

現在の市町村単位の運営上の保険料水準は、各市町村の医療サービスの利用、疾病予防や健康づくりの取組等による医療費水準が反映されています。令和2年度の納付金算定においては、本県における市町村毎の

1人当たり医療費水準の格差は最大 2.3 倍と全国で最も大きい状況にあります。保険料の格差を縮小していくためには納付金算定において各市町村の医療費水準の反映度を引き下げていくことが必要です。しかし、ただちに各市町村の現在の医療費水準を反映しないこととすると、加入者の保険料負担の激変を生じさせる懸念があるほか、医療費適正化に取り組んできた市町村の理解を得ることは困難です。このため、当面の間、加入者の負担に大きな影響を生じさせないよう、また、医療費適正化の取組へのインセンティブを確保する観点から、各市町村の医療費水準を全て反映して納付金を算定します（ $\alpha = 1$ とします）。

② 高額医療費の共同負担

医療費水準を反映させる際、各市町村の年齢調整後の医療費指数の算定において、高額医療費部分を各市町村の実績医療費から差し引いて、県全体の高額医療費分を市町村の被保険者数に応じて配分しなおす調整（高額医療費の共同負担）を行うことが可能です。

本県では、特に小規模市町村での高額医療費の発生による納付金額上昇リスクを県全体に分散する観点から、80 万円超のレセプトの 80 万円超部分について、県全体で共同負担する調整を行うこととします。

【※ 年齢調整後の医療費指数】

年齢調整後の医療費指数は、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を示す指標です。市町村が県に納付する納付金は、本県では、医療費水準に応じた額とすることとしています。その医療費水準を表すのが年齢調整後の医療費指数です。

年齢調整後の医療費指数が 1 を下回る市町村が多く（69 市町村）、全国水準よりも医療費水準は低めの傾向であるといえます（付属資料 P19）。

カ 賦課限度額の設定

納付金の算定において、所得総額から賦課限度額を超過する部分を除くため、賦課限度額の設定が必要です。

本県では、政令の上限額と同額の賦課限度額を用いることとしています。

（３）市町村標準保険料率

市町村が賦課する際の保険料率は、市町村ごとに条例で決定しますが、県は、国保法第 82 条の 3 により、県統一の標準的な保険料算定方式に基づく「市町村標準保険料率」を示しています。

市町村標準保険料率は、①各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る、②各市町村が具体的に目指すべき値を示すという二つの役割を担うものです。

ア 標準的な保険料の算定方式

本県においては、多くの市町村において4方式を用いて算定していますが、国保被保険者の職業構成が自営業者中心であったものが、現在は年金生活者が多くを占めるようになり、必ずしも資産状況が被保険者の負担能力と直結しない傾向が強くなってきています。

そこで、本県では、市町村標準保険料率の算定方式として資産割を除いた3方式（所得割、均等割、平等割による算定）を用いることとします。

なお、応益分については、1世帯当たり被保険者数が多い世帯の保険料額が重くなりすぎないように、平等割も考慮します。

イ 標準的な収納率

各市町村が保険料で集めるべき額を標準的な収納率で割り戻した額を、市町村標準保険料率の算定の基礎として用います。

本県においては、市町村標準保険料率は、市町村ごとの収納率の過去3年間の平均値を用いて算定することとしています。（令和3年：平成28～30年、令和4年：平成29年～令和元年、令和5年：平成30年～令和2年）。

（4）各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率

県統一の標準的な保険料の算定方式は3方式としますが、県内市町村の多くは、4方式を採用しているため、県は市町村の現行の保険料（税）算定方式を踏まえ、各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率を示します。

（5）都道府県標準保険料率

県は、都道府県間の保険料負担の比較を行うことができるようにするため、全国共通の保険料算定方式（2方式）によって算出した都道府県標準保険料率を公表します。

3 激変緩和措置

県では、急激な保険料（税）上昇を抑制するために、市町村での保険料（税）算定の基礎となる納付金額が著しく高額とならないよう激変緩和措置を実施しています。具体的には、納付金算定において各市町村の一人当たり納付金額の毎年の増加率が平成28年度の納付金相当額と比べた一定の率（※）までとなるよう、県繰入金を充当し市町村の納付金額を抑制します。県に支払う

納付金を抑えることで、市町村が集めるべき保険料（税）総額が抑えられ、加入者の保険料（税）額が抑えられます。なお、保険料（税）の動向は県・市町村国保運営連携会議等において毎年度検証します。

措置期間は平成 30 年度から原則 6 年間とします。ただし、緩和対象額の状況等を勘案し、さらに 4 年間（計 10 年間）を目途として延長します。また、運営方針の改定の都度、措置期間の見直しを検討します。

	対象市町村数	充当額
H30	47	18 億 5 千万円
R 元	50	22 億 8 千万円
R 2	20	1 億 8 千万円

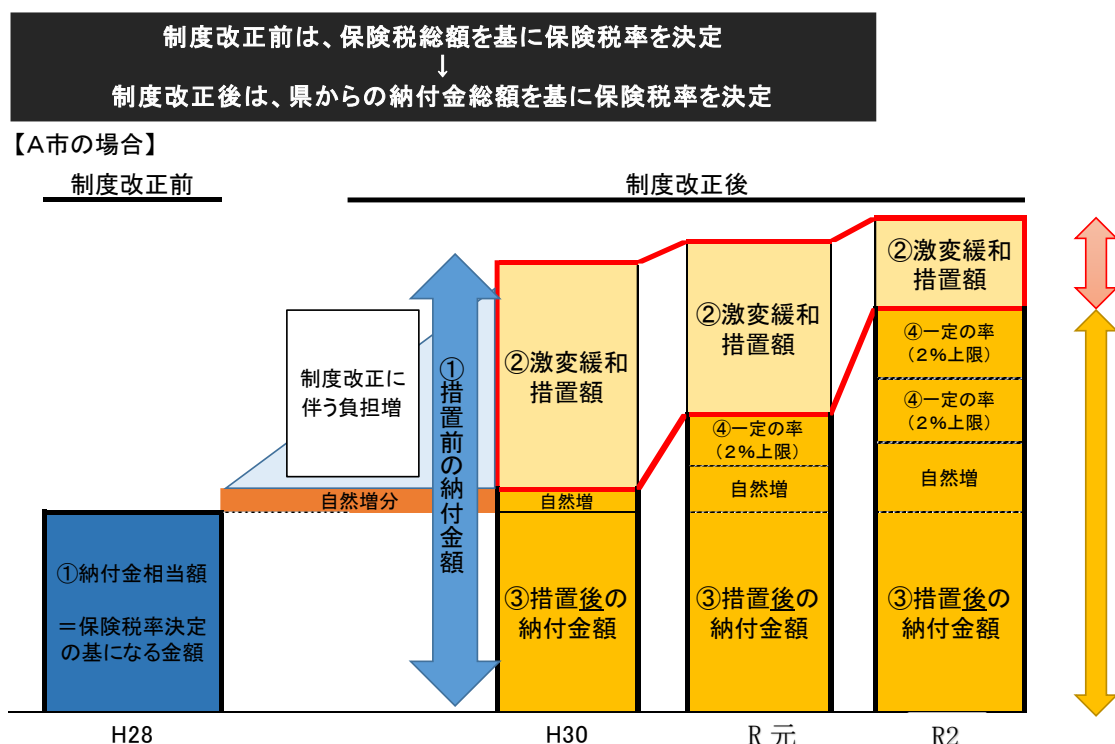
【※ 一定の率】

急激な負担上昇への配慮から、一定の率は 2 % 以内（自然増は除く）とします。なお、新制度初年度である平成 30 年度においては特に負担上昇に配慮する観点から、一定の率は 0 % とします。

4 令和 4 年度、令和 5 年度の納付金算定方法の特例について

- ① ロードマップに従い、医療費水準の二次医療圏への統一に向けて令和 4 年度は医療費指数の 1 / 6、令和 5 年度は 2 / 6 反映を行います。
- ② 令和 2 年 1 月国内で発生し、今なお影響のある新型コロナウイルス感染症による県内被保険者の所得減少に起因する賦課額の減少、収納率の低下等の問題について今後市町村と協議の上、対応していきます。

激変緩和のイメージ



- ① 保険税率決定の基になる金額である制度改正前の納付金相当額が制度改正後の納付金額に増加
- ② 激変緩和措置としてA市に公費を投入
- ③ 激変緩和措置により、保険税率決定の基礎となる金額が制度改正前の水準程度に減少
- ④ 激変緩和措置額は一定の率を積み増すことにより年々減少させる
(6年間で措置額が0円となるよう一定の率を設定するが、毎年度2%以内。
上限を設けることにより6年経過しても措置額が0円とならない市町村がある場合に措置期間延長。)

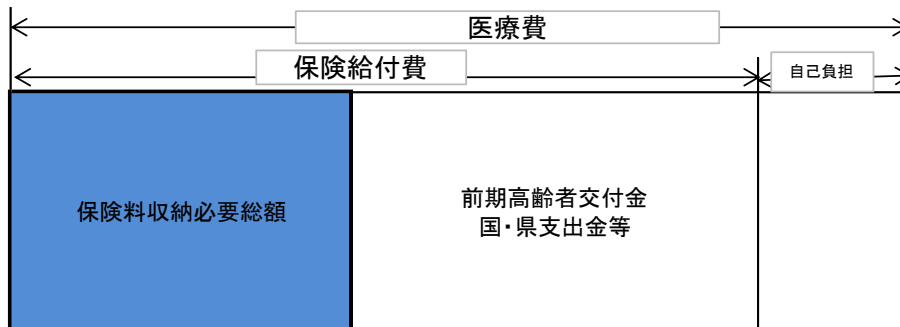
5 納付金負担が大幅に減少する場合の措置

市町村の納付金負担がこれまでの状況と比較し大幅に減少する場合の納付金額の下限値を設定します。下限値の具体的な数値は医療費適正化のインセンティブを損なわないよう、県内で最も低い医療費指数と県平均の医療費指数の割合による値とします。

参考

納付金・市町村標準保険料率算定の流れ（イメージ）

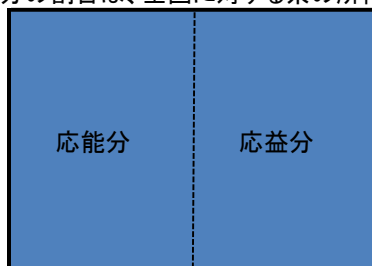
- 1 県が納付金として集めるべき総額（保険料収納必要総額）を算定します。
県全体で必要となる保険給付費等の見込額から、国・県による公費等の収入を差し引いて算定します。



- 2 納付金として集めるべき総額（保険料収納必要総額）を各市町村に按分します。

- ① 保険料収納必要総額を、応能分と応益分に按分します。

按分の割合は、全国に対する県の所得水準により決定します（長野県は応能：応益＝49：51）。



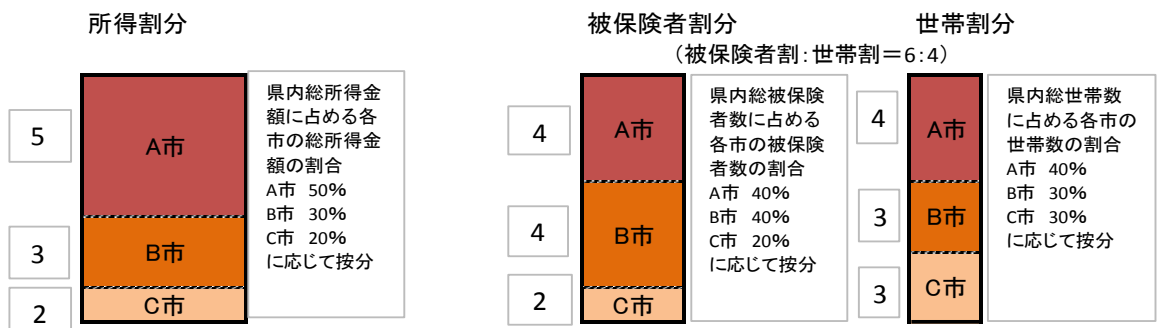
※ 納付金算定に用いる所得は、県統一の賦課限度額を超過する所得を算定の基礎から除きます。県統一の賦課限度額は、政令の上限額と同額です。

- ② 応能分は市町村の所得のシェアに応じて各市町村に配分します。

応益分は、市町村の被保険者割分と世帯割分に按分します。（長野県は被保険者割：世帯割＝6：4）

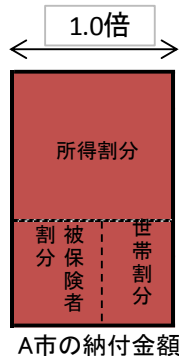
被保険者割分は、市町村の被保険者のシェアに応じて各市町村に配分します。

世帯割分は、市町村の世帯のシェアに応じて各市町村に配分します。



- ③ 応能分(所得割分)と応益分(被保険者割分、世帯割分)の合計を、各市町村の医療費水準に応じて増減調整します。

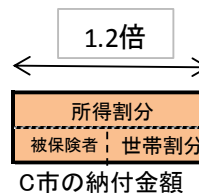
医療費水準
(全国平均と同水準)
⇒納付金額はそのまま



医療費水準
(全国の0.8倍)
⇒納付金額を0.8倍

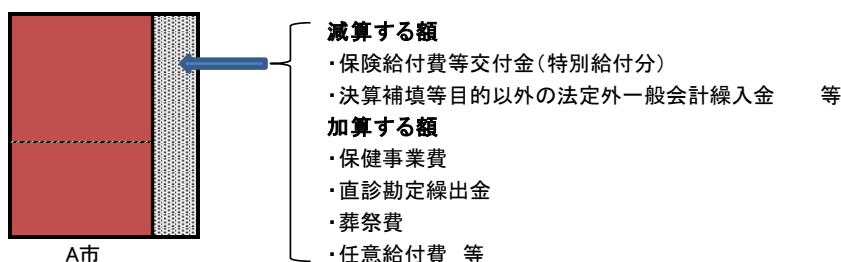


医療費水準
(全国の1.2倍)
⇒納付金額を1.2倍



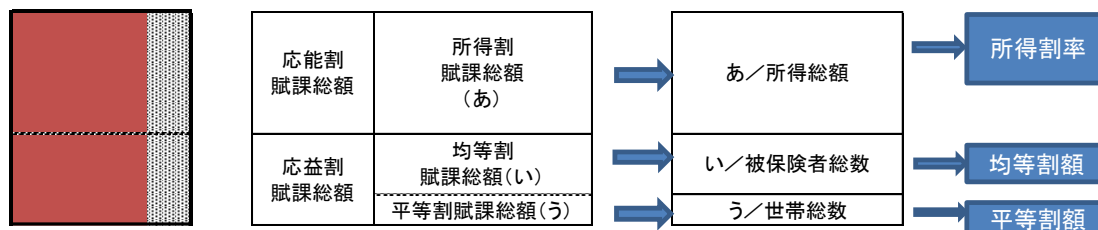
※医療費水準による調整により、保険料収納必要総額と各市町村の納付金額の計が一致しない場合には、全市町村均一の調整係数を乗じることにより一致するよう調整します。

- 3 市町村ごと交付される公費を減算し、また、市町村ごとにかかる経費(保健事業費等)を加算し、市町村が保険料により集めるべき額(標準保険料率の算定に必要な保険料総額)を算定します。



※ 市町村の保険料収納率の見込を乗じ、保険料収納不足にならないよう調整します。
保険料収納率の見込(標準的な収納率)は、市町村ごとの保険料収納率の実績に応じて設定します。

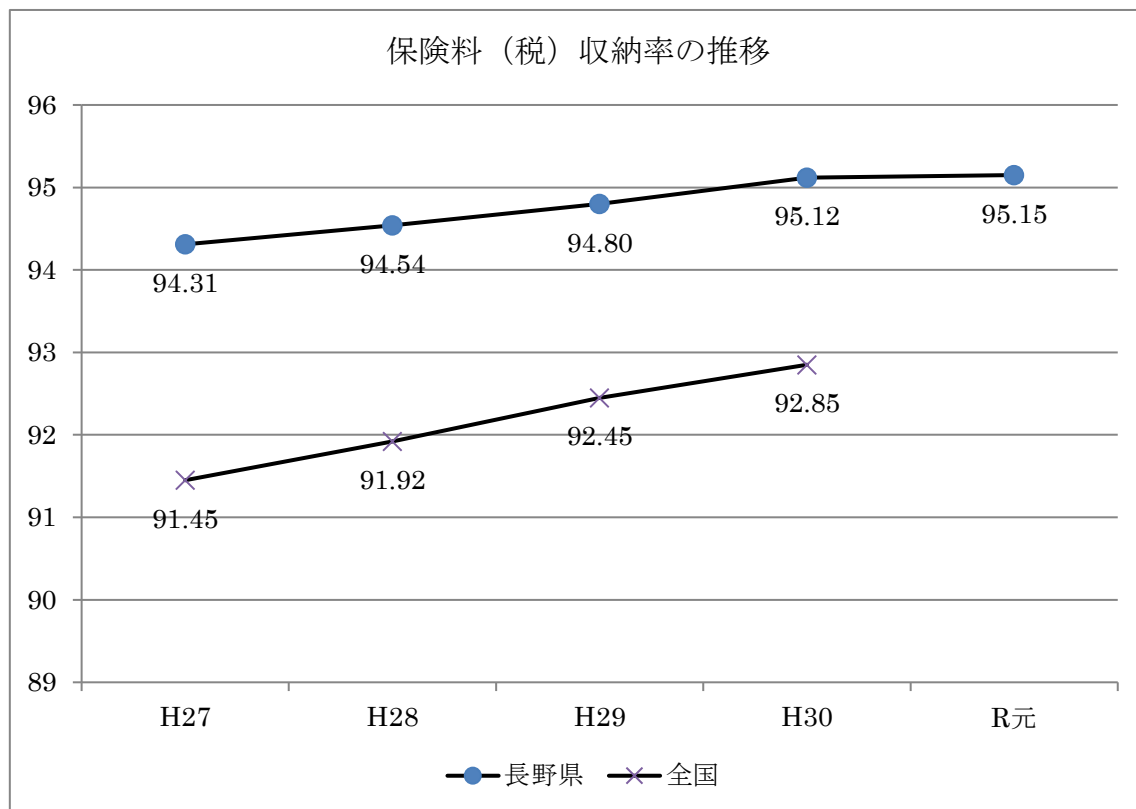
- 4 市町村が保険料により集めるべき額を、市町村の所得水準に応じて、応能割賦課総額と応益割賦課総額に按分します。県統一の保険料算定方式(3方式)により、市町村標準保険料率を算出するため、応益分を均等割分と平等割分に按分します。均等割と平等割の按分割合は、県全体の実績の平均を用います(およそ6:4)。
所得割賦課総額、均等割賦課総額、平等割賦課総額をそれぞれ各市町村の所得総額、被保険者総数、世帯総数で割り、保険料率(額)が算出されます。



第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施

1 現状

- ・ 県内市町村の保険料（税）収納率の平均は、令和元年度は 95.15%であり、平成 30 年度では 95.12%で、全国平均（92.85%）より 2.27%高く、全国 5 位です。
- ・ 保険料（税）収納率は上昇傾向にありますが、元々の収納率が高いため、近年は伸び率が鈍化しています。



※収納率は一般被保険者現年度分 厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 市町村別保険料（税）収納率推移（付属資料 P20）

- ・ 令和元年度において、保険料（税）収納率が 100%の市町村が 5 保険者あります。
- ・ 平成 29 年度から令和元年度にかけて保険料（税）収納率が低下した市町村は 30 保険者です。
- ・ 保険者規模別にみると、保険者規模が大きくなるにつれて、保険料（税）収納率が低下する傾向がありますが、規模が大きい保険者でも、高い収納率の保険者があります。

ウ 保険料（税）の収納状況

- ・令和元年度に期限内納付の割合が 92.4%で、全国平均より 1.8%高くなっています。
- ・本県は、口座振替、特別徴収による収納額が全国平均より多いため、収納率も全国平均より高くなっていると考えられます。
- ・期限後納付において、訪問徴収による割合、額とも減少しています。
- ・市町村別の口座振替率は、40%台～90%台まで、市町村によって大きく差があります。保険料（税）収納率の高い市町村で、口座振替率が高い傾向があります。（付属資料 P22）。

■ 納付方法別収納状況

（額：百万円）

区分		期 限 内					期 限 後			合計
		口座振替	自主納付	特別徴収 (年金天引き)	納付組織	小計	訪問	その他	小計	
H29	世帯数	166,536	74,920	58,238	60	299,754				299,754
	収納額	26,996	8,223	4,970	6	40,195	282	2,830	3,112	43,307
	収納額 構成比 (%)	62.3	19.0	11.5	0.0	92.8	0.7	6.5	7.2	
H30	世帯数	164,260	70,407	57,353	46	292,066				292,066
	収納額	25,660	8,246	4,967	5	38,878	231	2,727	2,958	41,836
	収納額 構成比 (%)	61.3	19.7	11.9	0.0	92.9	0.6	6.5	7.1	
R 元 (全国)	世帯数	162,007	73,045	60,552	36	295,640				295,640
	収納額	25,055	8,045	4,935	5	38,040	146	2,943	3,089	41,130
	収納額 構成比 (%)	60.9 (48.8)	19.6 (32.3)	12.0 (8.9)	0.0 (0.6)	92.4 (90.6)	0.4 (-)	7.1 (-)	7.5 (9.4)	

「国民健康保険実施状況報告」

エ 保険料（税）の滞納状況

- ・滞納世帯の割合は、10%前後です。
- ・保険料（税）滞納額は、年々減少しており、平成 27 年度には 100 億円を下回

りました。

■保険料（税）滞納状況

	①世帯数	②滞納世帯数	③滞納世帯率	④保険料（税） 滞納額 （百万円）
H28	299,722 (19,596,284)	35,849 (3,112,195)	12.0% (15.9%)	8,694
H29	291,085 (18,901,729)	33,094 (2,892,929)	11.4% (15.3%)	7,974
H30	283,386 (18,376,762)	27,343 (2,671,058)	9.6% (14.5%)	7,246

（ ）内：全国数値
長野県調査

2 目標収納率

本県は、全国平均と比較して保険料（税）収納率の高い状況にありますが、国保財源の確保を図るため、さらなる向上を目指し、市町村目標収納率を設定します。

目標収納率は、保険者規模に応じた目指すべき収納率の水準として、県内市町村保険者の保険者規模（一般被保険者数）別に設定します。

ア 設定方法

基準年度（※）の規模別平均収納率＋基準年度の前2年度分の規模別平均収納率の伸び率により設定します。

令和3年度より、被保険者数の減少に合わせた収納率とするため、保険者規模区分に「3万人以上5万人未満」を新設しました。

（※）基準年度は、目標設定年度の2年度前とします。

イ 保険者規模別目標収納率一覧表（令和3年度の設定例）

保険者 規模	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上
保険者数	48	9	6	11	2	1
目標 収納率	97.83%	96.67%	96.35%	96.24%	93.82%	92.29%

3 収納強化の取組

市町村は上記の目標収納率を目安にさらなる保険料（税）収納率の向上に向けて収納強化に取り組みます。

県は市町村の収納強化のために必要な助言等を行います。特に下記の点について重点的な強化を図ることとします。

（１）口座振替の促進

保険料（税）収納方法別の収納率をみると、口座振替 95.59%、自主納付 60.64%となっています（R 元）。

自主納付から口座振替への切り替えを促進し、収納率の向上を図ります。

（２）現年度分の収納強化

現年度分の確実な徴収により、滞納繰越の発生を未然に防ぐ観点から、現年度分の収納強化を図ります。

また、保険料（税）のうち、納期内に納付された額が全体の約 88%を占めていますが、納期後納付も一定程度あります。納期内の納付率を高めていくとともに、納期を過ぎた世帯に対しては、積極的な訪問実施等により納期後納付の収納強化を図ります。

（３）滞納対策

ア 滞納者との接触の機会の確保

滞納者に対する直接面談、短期被保険者証の交付等により納付相談の機会を確保し、滞納者の状況把握に努め、個別の事情に応じた納付の促進に取り組めます。

イ 差押え等の滞納処分の実施

悪質滞納者に対しては、負担の公平の観点から、差押え等の滞納処分を積極的に実施します。

ウ 収納対策の共同実施

市町村は、長野県及び長野県内の全市町村を構成員とする広域連合『長野県地方税滞納整理機構』に委託し、国保税を含めた地方税の大口・徴収が困難な滞納事案の滞納整理を進めるとともに、徴収業務の研修への参加や各種相談を行います。

【滞納整理機構による滞納処分の流れ】

- ① 構成団体（県及び市町村）は、各々の選定要件に応じた滞納整理困難案件を選定し、機構に移管する。
- ② 機構は徹底した財産調査を行い、その結果により以下の処理を行う。
 - ア 財産がある場合は、滞納処分の上、徴収・換価を行い、該当の構成団体に払い出す。
 - イ 財産がない場合は、意見を付して該当の構成団体に返還し、執行停止後に不納欠損とする。

第5 市町村における保険給付の適正な実施

1 現状

ア レセプト点検実施状況

- ・レセプト点検の財政効果額とは、点検前の被保険者一人当たり診療報酬額に対する、レセプト点検を契機として判明した過誤調整額と返納金調定額の割合です。
- ・一人当たり財政効果額は、年々増加しており、令和元年度は1,727円でした。
- ・本県のレセプト内容点検による一人当たり財政効果額は256円です。

■ レセプト点検一人当たり財政効果額

	被保険者一人当たり財政効果額	
		うち内容点検
H29	1,579 円	198 円
H30	1,729 円	216 円
R 元	1,727 円	256 円

「国民健康保険事業実施状況報告」

- ・県内市町村の全市町村が、レセプト点検を実施しており、実施形態としては、市町村職員による実施（自庁点検）、国保連合会への委託、民間業者への委託があります。

■ レセプト点検実施状況（R 元）

実施形態	市町村数
自庁点検	64
国保連合会への委託	66
業者への委託	3

「国民健康保険事業実施状況報告」

※国保連合会へ委託し、かつ自庁点検も実施している市町村があるため、市町村数計が 77 を超えている。

イ 柔道整復師療養費の患者調査実施市町村数

- ・柔道整復師療養費については、給付の適正な実施を図るよう、国通知により示されています（平成 24 年 3 月 12 日付け厚生労働省保険局医療課長他通知参照）。その中で、柔道整復師の療養費について、多部位・長期又は頻度が高い受診の疑いのあるものについて、患者調査に努めるよう示されています。
- ・本県では、令和元年度において、30 市町村が患者調査を実施しました。

■患者調査実施市町村数

	実施市町村数
H29	27
H30	27
R 元	30

「国民健康保険事業実施状況報告」

ウ 第三者求償の取組状況

○第三者行為求償にかかる取組状況(R 元)

- ・損害保険関係団体との覚書締結、国保連合会への求償事務の委託は、全市町村が行っています。
- ・求償事務に係る数値目標の設定は、53 市町村が行っています。

○第三者行為求償にかかる調定状況(R 元)

- ・交通事故に係る求償額は、7,976 万円、交通事故以外に係る求償額は 732 万円です。
- ・第三者に対する直接求償額は、交通事故・交通事故以外合計 201 万円です。

■ 第三者行為求償調定状況

区分			調定件数	調定額（千円）
交通事故	原付自動車・	自動車賠償責任保険	70	16,997
		任意保険	89	52,155
		第三者直接求償	11	8,665
	個人賠償責任保険（自転車）		2	27
	第三者直接求償（自転車）		2	1,922
	交通事故 小計		174	79,766
交通事故以外	業務上傷病		0	0
	公害健康被害		0	0
	個人賠償責任保険等（自転車事故以外）		2	7,237
	第三者直接求償		3	89
	交通事故以外 小計		5	7,326
合計			179	87,092

「国民健康保険事業実施状況報告」

エ 不当利得・不正利得返還金調定状況

- ・不当利得・不正利得の返還金について、件数は近年多少増加傾向にあります。

■ 不当利得・不正利得返還金調定状況

	件数	返還金調定額（千円）
H29	5,599	103,880
H30	4,122	132,350
R 元	4,214	195,876

「国民健康保険事業実施状況報告」

2 県による保険給付の点検、不正利得の回収

（１）保険給付の点検

県による保険給付の点検が実施可能となったことから（改正国保法第 75 条の 3）、令和元年度から県内市町村間を異動した被保険者に係る異動前後のレセプトの縦覧点検等を開始し、保険給付の適正化を図っています。

（２）大規模な不正利得返還金の回収

保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、市町村の委託を受けて、県が不正請求に係る費用返還を求めることができます（改正国保法第 65

条4項)。

県は、平成31年3月から、病院の不正利得返還金のうち、返還先が複数の市町村に及ぶ案件で一定の要件に該当するものについて、市町村からの委託を受け不正利得返還金の回収を行っています。

3 療養費の支給の適正化

柔道整復師の施術の療養費については、給付の適正化に向けて、多部位、長期又は受診頻度が高い被保険者等について、患者調査に努めるよう国から示されています。本県においても、患者調査の実施及び被保険者に対する支給対象範囲の周知・広報を推進します。

あん摩マッサージ・はり・灸の療養費の支給の適正化については、国において受領委任制度が整備されたことを受け、県内市町村では平成31年4月から令和元年6月にかけて受領委任制度を開始しました。

4 レセプト点検の充実強化

レセプト点検については、これまでも医療給付専門指導員による市町村助言、レセプト点検集団指導等行ってきました。県は、今後も引き続きこうした支援を実施します。

市町村は、助言、指導等を活用しながら、給付点検のスキルアップに努めるとともに、特に資格確認による過誤調整・返還請求等の事務を確実に実施します。

5 第三者求償の推進

第三者行為にかかる保険給付の求償事務について、市町村の求償事務の強化に向けた取組を推進します。

○第三者行為による保険事故の発生を早期に発見するための取組

- ・被害届の確実な届出の励行
- ・レセプト点検等により第三者行為の疑いのあるものについて被保険者へ照会
- ・新聞やニュースを活用した交通事故等の把握
- ・消防署等他機関との連携
- ・損害保険関係団体との覚書の活用

○PDCAサイクルの実施による求償の取組強化

第三者求償事務の数値目標を設定する等によるPDCAサイクルの実施
(数値目標例)

- ・受診日又は事故日から被害届の受理日までの平均日数

- ・ 求償分の収納率

6 保険者間調整

国保保険者間及び国保保険者と一部被用者保険者間において、国保連合会を通じて過誤の調整を行う仕組みが設けられました。

今後は、こうした保険者間調整の仕組みも活用しながら、特に、被用者保険との保険者間調整についての活用を図り、返還金の回収に努めます。

7 高額療養費の多数回該当の取扱い

都道府県単位化に伴い、給付機会の拡大が図られ、都道府県内市町村間の転居の場合に高額療養費の多数回該当の該当回数が継続されることとなりました。

高額療養費の多数回該当の該当回数継続の基準である「世帯の継続性」については、高額療養費が世帯単位で家計の負担を図る目的としたものであることから、世帯を主宰する世帯主に着目した以下の基準とします。

ただし、基準によっても判定が困難な具体的な事例については、県と市町村で協議の上判定を行い、判定結果を全市町村で共有することにより、判定を統一的行います。

（基準Ⅰ）

単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。一の世帯で完結する住所異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

※擬制世帯主の異動は、世帯の継続性の判定対象に含めずに考えている。

- 1 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者数が変わらない場合の住所異動。具体的には、転入及び世帯主の変更を想定。
- 2 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保被保険者の増加又は減少を伴う場合の住所異動。具体的には、出生、社会保険離脱及び生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を想定。

（基準Ⅱ）

世帯分離、世帯合併等による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者数の増加及び他の世帯への異動による国保被保険者数の減少をいう。）の場合には、異動後の世帯主が異動前に主宰していた世帯との継続性を認める。

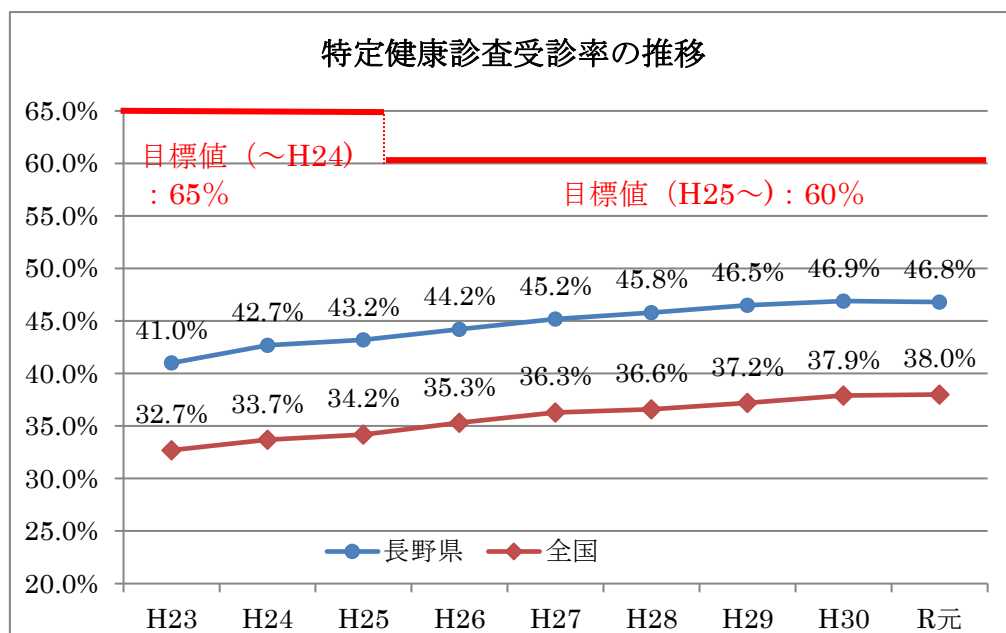
なお、同一市町村内における転居においても、上記基準を用いることとします。

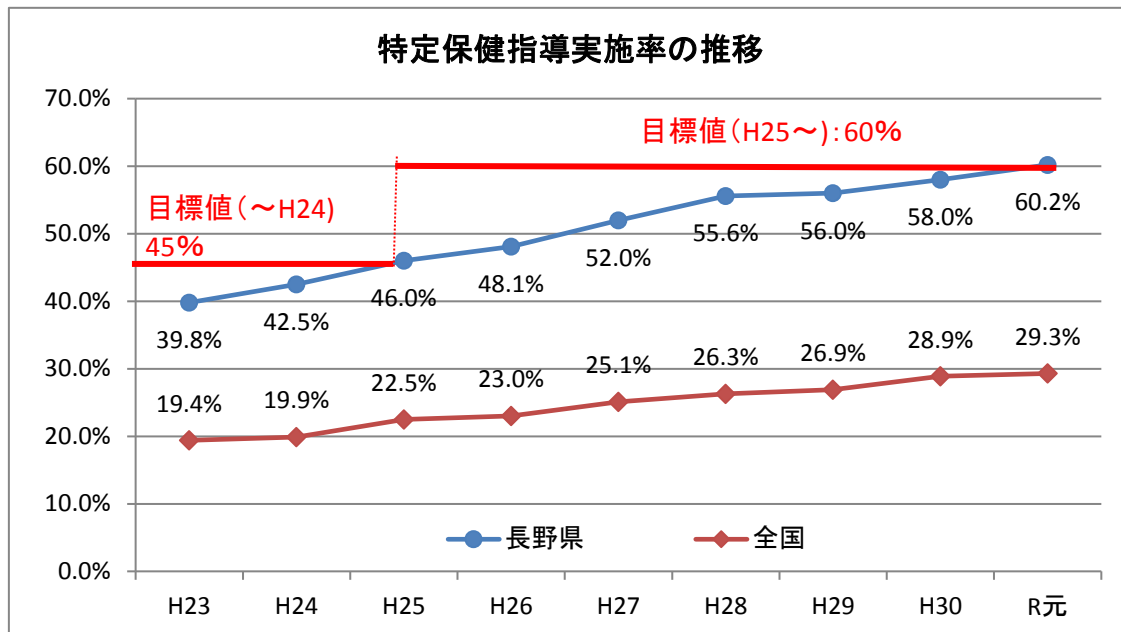
第6 医療費適正化の取組

1 現状

ア 特定健康診査受診率・保健指導実施率の推移

- ・本県は、令和元年度において、特定健康診査受診率は46.8%で、全国平均より8.8%高く、特定保健指導実施率は60.2%で、全国平均より30.9%高くなっています。
- ・特定健康診査受診率は全国5位、特定保健指導実施率は全国4位でした(R元)。
- ・市町村別にみると、令和元年度において、第3期特定健康診査等実施計画期間(H30～R5)における特定健康診査受診率の全国目標値(60%)を達成しているのは13市町村、特定保健指導実施率の全国目標値(60%)を達成しているのは53市町村でした(附属資料P23)。

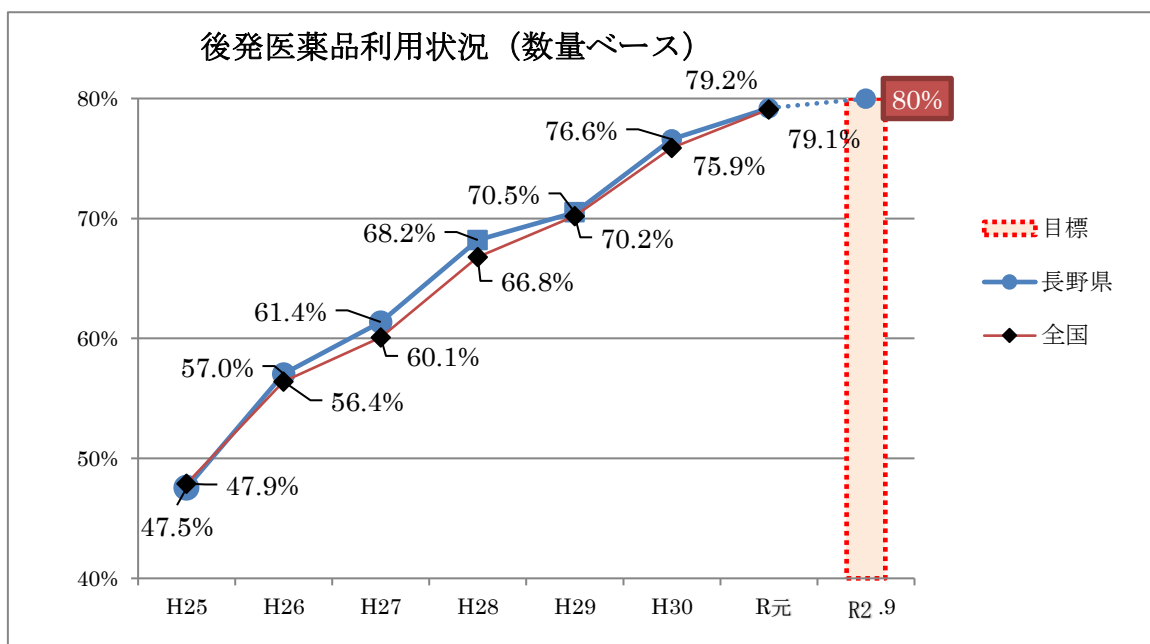




国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況 報告書」

イ 後発医薬品使用状況（数量ベース）

- ・本県国保のジェネリック医薬品の使用割合は、平成 26 年度に全国平均（全保険者）を超え、令和元年度の後発医薬品使用割合は、79.2%でした。
- ・国が平成 27 年度に示した使用割合の目標値は、令和 2 年 9 月までに 80%とされています。



国保連合会提供データ

ウ 医療費通知・後発医薬品差額通知実施状況

- 令和元年度において、医療費通知を実施している市町村は 77 市町村、後発医薬品差額通知を実施している市町村数は 76 市町村でした。

■医療費通知・後発医薬品差額通知実施市町村数

	医療費通知	後発医薬品差額通知
H29	71	74
H30	75	74
R 元	77	76

国保連合会提供データ

エ 糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

- 令和元年度において、糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している市町村数は 73 市町村でした。
- 令和元年度からは、小規模市町村に糖尿病性腎症重症化予防アドバイザーを派遣し、市町村の取組を支援しています。

■糖尿病等の重症化予防取組実施市町村数

	実施市町村数
H29	57
H30	73
R 元	73

保険者努力支援制度

オ データヘルス計画策定状況

- データヘルス計画は、平成 26 年度から市町村による策定が進められています。県内市町村では、令和元年度時点で 76 市町村が策定しています。

2 適正化に向けた取組

平成 30 年度から、国による保険者努力支援制度が施行されました。保険者努力支援制度は、保険者（都道府県及び市町村）の医療費適正化に向けた取組等に対する支援のため、一定の評価指標を達成した保険者に対して交付金が交付される仕組みです。同制度は令和 2 年度に抜本的な強化が実施されました。

保険者努力支援制度の評価指標の達成を目指すことで医療費の伸びを抑制するとともに、交付される交付金を活用して、保険料（税）の抑制にもつなげます。

なお、保険者努力支援制度交付金についてはロードマップに従い、保険料水準

統一に向けて、県の関与を高め、特に交付金の少ない市町村の底上げ支援を図っていきます。

定年退職すると被用者保険から国保に移ることが多いため、県では協会けんぽと連携した将来的な国保被保険者の疾病予防や健康づくり等の保健事業を実施し、継続した健康づくり支援体制の構築を目指すともに、県庁及び保健所に国保ヘルスアップ支援員を配置して、KDBデータの分析・提供等により、市町村の保健事業を支援しており、令和3年度よりこれらの取組を更に強化します。さらに市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及び糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進します。

また、県が保険者になったことを踏まえ、県としての保健事業や、県と市町村が共有できる医療費適正化に向けた取組の方針を定めます。

なお、ロードマップに従い、保険料水準統一に向けて市町村ごとに課題が異なる事業費の計上の標準化の検討、人間ドック補助金等の統一を進めます。

(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組

本県は、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率が全国平均よりも高くなっています。特定保健指導実施率は全国目標値に達していますが、特定健康診査は全国目標値60%を目標としてさらなる受診率の向上を図ります。

県は、被保険者の状況に応じた受診しやすい環境整備等の検討に着手するほか、市町村が、未受診者対策を推進できるよう、他市町村の効果的な取組の情報提供等、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた支援を行います。

(2) 後発医薬品の使用促進

後発医薬品差額通知の実施、後発医薬品希望カード・シールの配布等による被保険者への周知啓発事業を行い、後発医薬品の使用促進を図ります。

また、県は、ジェネリック医薬品使用促進連絡会を通じて、後発医薬品の周知啓発等による使用促進を図ります。

(3) 重複頻回受診・多剤投薬の適正化

市町村は、国保連合会から提供される、重複頻回受診疑いリスト等を活用し、適正受診指導に向けた訪問指導等の実施を推進します。その際、指導が受診抑制とならないよう留意します。

県は、関係機関と連携しながら、薬剤の適正使用に向けた取組を推進します。

(4) 糖尿病性腎症重症化予防の取組

本県では、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に

結び付け、人工透析への移行を防止するため、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を平成 28 年度に策定（平成 29 年度及び令和 2 年度に改訂）しました。

市町村はプログラムを参考としながら、さらなる効果的な重症化予防に取り組みます。

県は市町村の取組が円滑に行われるよう、郡市医師会等との連携支援、保険者協議会を通じた好事例の横展開等を行います。

（５）個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組

被保険者の健康意識の向上、被保険者に健康について関心を持ってもらうための取組が重要となっています。

そうした点から、わかりやすい情報提供や個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する健康ポイント制度等の取組を進めます。

また、商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業の実施を推進します。

（６）KDB（国保データベース）システムの活用による保健事業の推進

データヘルス計画に基づく保健事業の実施が進められていますが、県は県庁及び県保健所に国保ヘルスアップ支援員を配置して、KDB を活用する等によりデータ分析を行い、医療費や生活習慣病の現状や健診結果等について「見える化」した情報の提供や保健事業の効果検証を行うとともに、成果を上げた好事例の情報の提供を行います。また市町村は、独自のデータ分析に加え、県が提供する情報を活用して保健事業の実施を推進します。

第 7 市町村が担う事務の効率化、標準化

1 市町村事務の効率化

市町村が行う事務の効率的な運営の推進を図る観点から、ロードマップ記載事項の他、県内統一の広報を実施すべき内容について、スケールメリットが見込めることから、長野県国民健康保険団体連合会及び長野県後期高齢者医療広域連合と連携して統一的な広報事業を実施します。

広報内容の例：被保険者証と高齢受給者証の一体化の広報・周知

オンライン資格確認によるマイナンバーカードの被保険者利用
の広報・周知

傷病手当制度の広報・周知

社会保険へ加入した方に対する被保険者証の回収協力の広報

2 市町村事務の標準化

(1) 申請書様式の標準化

県単位の国保運営である趣旨から、各種申請書の標準的な様式例を県で定め、提供します。

(2) 事務処理マニュアルの作成

新制度が施行されること等により、市町村の保険者事務の内容に変更が生じるものがあります。そうした新たな事務についての事務処理マニュアルを作成します。

(3) 高額療養費の多数回該当の取扱い（再掲 34 頁参照）

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

県が、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割を担い、国保事業の健全な運営を進めるに当たっては、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケア体制）の構築に向けた取組の重要性や、健康保険法等改正法により令和2年4月から市町村国保の保健事業及び後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業とを一体的に実施することとなったことに留意しつつ、国保部門における取組と保健医療及び福祉サービス等に関する諸施策との有機的な連携を進めることが求められています。

その上で県と市町村は、地域包括ケア体制の構築に向け、保健医療・福祉部門と連携する必要があります。

具体的な取組例

(1) 県の取組

- 国保部門と保健医療部門等の連携による取組の推進
- 県内及び他都道府県における、国保部門と保健医療、福祉サービス等の連携の好事例の紹介

(2) 市町村の取組

- 地域包括ケア体制の構築に向けた部局横断的な会議体や地域包括ケアに資する地域のネットワーク等への国保部門の参画
- 個々の被保険者に係る保健活動等の実施状況についての、医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組みづくり
- 国保被保険者を含む高齢者などの健康づくり等につながる住民主体の地域

活動への支援

- 後期高齢者医療部門と連携した保健事業の実施（健診データの提供など）
- 国保直診施設等を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施

第 9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

1 長野県県・市町村国保運営連携会議の設置

平成 28 年度、県、県内市町村代表者、国保連合会で構成される長野県県・市町村国保運営連携会議を設置しました。長野県県・市町村国保運営連携会議において、納付金、標準保険料率及び国保運営方針等について協議、意見交換を行います。

2 国民健康保険運営協議会の審議

平成 29 年度、有識者、関係団体、被保険者等により構成する長野県国民健康保険運営協議会を設置しました。国民健康保険運営協議会において、納付金、標準保険料率及び国保運営方針等の国民健康保険の運営にかかる重要事項について審議いただき、安定した国保の運営に努めます。

3 情報共有の推進

県と市町村が一体となって、国民健康保険を運営していくために、連携会議、各種研修会、定期的な情報交換会等で情報を共有し、共通認識を図ります。また、各施策における市町村の取組についての横展開を図ります。

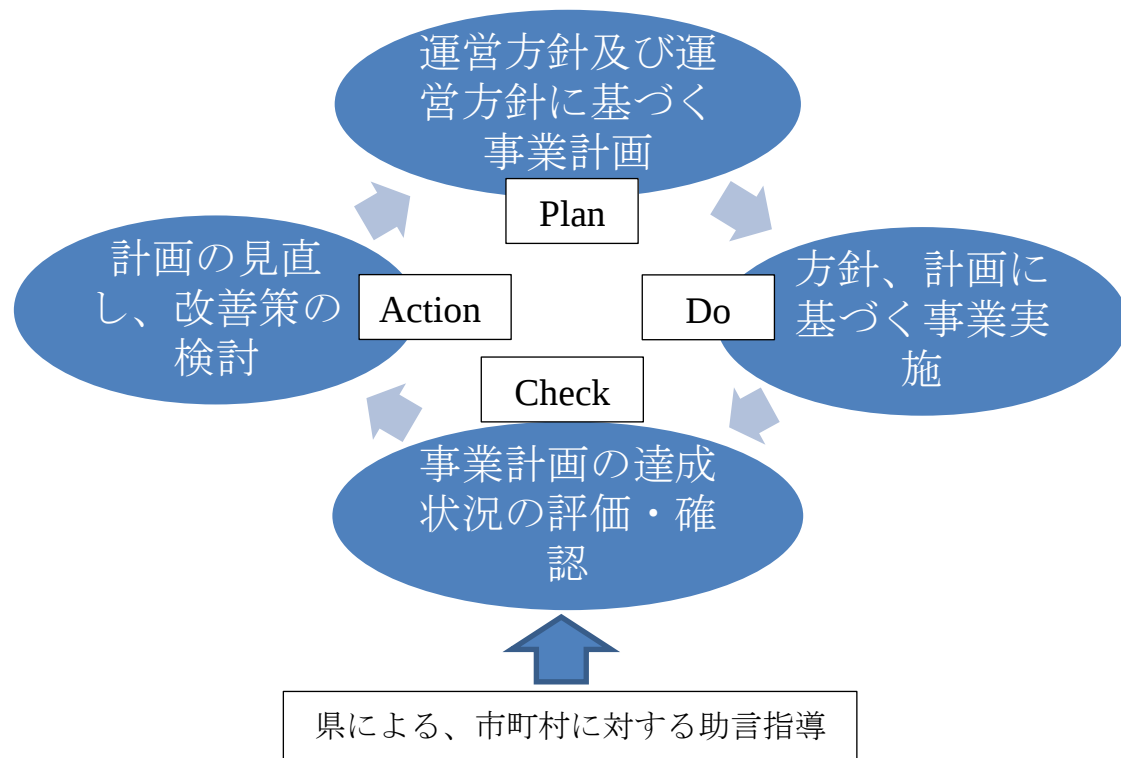
第 10 検証及び見直し

1 市町村による PDCA サイクルの実施

市町村は、本方針に定めた事項の実施状況を定期的に把握・分析し、検証を行い、継続的な改善を行う P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Action）を実施することとし、安定的な財政運営や広域的、効率的な事業運営を図ります。

県は、市町村に対する助言（定期的に実施する一般助言及び特別な事情のある市町村に対して随時実施する特別助言）を通じて、市町村による P D C A サイクルの実施を支援します。

PDCA サイクルのイメージ



2 国民健康保険運営方針の検証・見直し

本方針に基づき行う事業の実施状況を、長野県県・市町村国保運営連携会議での協議及び長野県国民健康保険運営協議会での審議において検証し、本方針の見直しを行います。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
@長野県アルクマ

補聴器に関する助成事業を行っている自治体

区分	高齢者向け事業
	18歳未満者向け事業
	18歳以上向け事業

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
北海道	・札幌市	子どもの補聴器等購入補助	18歳未満難聴児	×	あり	治療で改善見込みない。いずれかの耳の平均聴力レベルが30dB以下。補聴器の使用で言語習得等の効果が認められる者	原則1個（片耳分）医師が認めた場合2個。市民税非課税世帯・生保世帯：0円、市民税課税世帯：助成基準額の1割	4/1/2014
	・北海道赤井川村	赤井川村高齢者補聴器購入助成金交	65歳以上	×			費用の50%最大3万円。導入前に申請。	
	・北海道北見市	補装具交付(補聴器)	70歳以上	×	非課税	両耳の聴力損失 約40デシベル以上	現物交付のみ	
岩手県	岩手県	難聴字児補聴器購入助成（実施主体は市町村）	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。生保は保護法対応	両耳聴力30 d b 以上で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	負担割合県1/3、市町村1/3、本人1/3。軽度・中等度基準価格43,200円、耳掛け型52,900円 ～骨伝導式眼鏡型127,200円を基準額として補助	耐用年数原則5年
	・岩手県遠野市						原則1割自己負担	
	・岩手県大船渡市							
秋田県		難聴字児補聴器購入費助成（実施主体は市町村）	18歳未満		世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。生保は保護法対応	両耳聴力30 d b 以上70 d b 未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	補聴器購入費用（本体・電池・イヤーマールド）、および修理費用の1/3を市町村に交付	
宮城県	宮城県	全難聴調査による						
	仙台市	全難聴調査による						
山形県	山形県	全難聴調査による						
福島県	福島県本宮市	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。他の法令に基づき補聴器助成を受けている者は除外	両耳聴力30 d b 以上70 d b 未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	基準額の範囲内で購入費用の2/3助成	
栃木県	栃木県	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成（実施主体は市町村）	18歳未満		あり			
	・栃木県宇都宮市		概ね65歳以上			一側耳の聴力レベル、55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベル55デシベル以上70デシベル未満で、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた方	所得税額が15000円未満で4段階で事故負担額が0円から26400円に分かれる	
	・栃木県足利市		75歳以上		生活保護か非課税	6 5 歳以上で要介護認定または要支援認定を受けているか、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を含む。）で、医師の判定を受けた方も可		集音器は助成の対象外
茨城県	・茨城県古川市	白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成	65歳以上	×			購入費の 1/2 以内で 限度額 10,000 円 ・ 1 人 1 回 1 台のみ	
群馬県	群馬県	全難聴調査による						
	新潟県							
	・新潟県阿賀野市	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成	18歳以上			1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の方 2.医師に補聴器の装用が特に必要と判断された方	購入費用の2分の1。30,000円上限。修理・部品交換は対象外。原則5年間再申請できない	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
新潟県	・新潟県三条市	補聴器購入費 助成	50歳以上74歳以下			片耳の聴力レベルが40デシベル以上、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方。装用により、コミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する場合	生活保護世帯・市民税非課税世帯 購入費の額 50,000円 市民税課税世帯 購入費の額の 1/2 25,000円	
	・新潟市見附市	難聴者補聴器購入費助成	50歳以上74歳以下のひとり暮らしの方	×			生活保護世帯・市民税非課税世帯：購入費の額 50,000円 市民税課税世帯：購入費の額の 1/2 25,000円	
	・新潟県聖籠町		18歳以上	×		両耳の聴力レベルが40デシベル以上。過去5年間に聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成を受けていない方	補聴器購入費用の1/2限度額 非課税世帯3万円まで 課税世帯2万円まで	
	・新潟県刈羽村	難聴者補聴器購入費助成	18歳～64歳の両耳の聴力が30dB以上ある者。65				生保：購入費の全額を助成（上限10万円） 村民税非課税世帯：購入費の半額を助成（上限5万円） 村民税課税世帯：購入費の半額を助成（上限3万円）	2020年4月より実施
東京都	東京都	全難聴調査による						
	・東京都足立区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×		住民税非課税または生保受給者、中国帰国者支援給付者。医師診断得られた方、聴力40～70Db未満（両耳）	助成上限額25000円,一人一台一回のみ、	集音器は対象外
	・東京都板橋区		65歳以上	×	非課税	尚且つ耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判断した中等度難聴者	上限2万円。助成は1回限り、修理経費、付属品購入は含まず	補聴器購入アフターケア証明書の提出を条件
	・東京都渋谷区	調査中						
	・東京都新宿区	補聴器の支給	70歳以上				現物支給2,000円 ※生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担が生じません。	
	・東京都豊島区		65歳以上	×	本人非課税	介護保険料所得段階が1から5耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けた方（中程度難聴程度）	購入費用を1台一回限り、限度額2万円まで、補聴器本体および付属品	集音器は対象外
	・東京都練馬区	高齢者の補聴器購入費用助成事業	65歳以上	×	住民税非課税世帯	または生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者 耳鼻咽喉科医の診断結果（意見書）を得られる方（両耳の聴力レベル40db	本体および付属品の購入費用として、25,000円を上限	集音器および故障、修理、メンテナンスなどは対象外
	・東京都文京区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税（個人）	医師の診断（500円）を受け、医師が補聴器の必要性を認める方	2万5千円を上限として、1人1回に限り補聴器購入費用を助成	8/3/2020
	・東京都利島村	高齢者補聴器購入費助成	満65歳以上	×	本人が住民税非課税	耳鼻咽喉科医師により、補聴器の必要性を認める意見書等を得ることができること。	補聴器本体1台分の購入費用人につき2万円以内	9/1/2020
	・東京都千代田区	補聴器購入費の助成	年齢制限なし		あり	補聴器の必要性を認める医師の意見、聴力レベルが40デシベル以上である方、扶養義務者等の所得が、千代田区障害者福祉手当の所得基準の範囲内であること	補聴器購入費の9割を助成。ただし、50,000円を限度	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
	・東京都江東区	高齢者4補聴器の現物支給及び購入費助成	65歳以上	×	あり	所得制限 扶養親族3人以上の場合一人につき38万円加算 0人257万2千円、1人305万2千円、3人343万2000円	現物支給：1人一回一台限り現物支給 購入補助：30000円上限支給	集音器は対象外
	・東京都江戸川区	補聴器購入資金の一部助成	満65歳以上		本人が住民税非課税	医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円	
	・東京都葛飾区	補聴器購入資費助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	医師が補聴器の必要性を認める方（要医師証明書、領収書）	1人一回、上限35000円上限	
	・東京都大田区	高齢者補聴器購入費助成	満70歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
	・東京都中央区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	あり	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方 本人の前年所得が267万2千円（扶養0）、315万2千円（扶養1）一人増毎38万円加算	35000円上限。未満額の場合は購入金額	
	・東京都墨田区	高齢者補聴器購入費助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
千葉県	千葉県	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成（実施主体は市町村）	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	各市町村より基準価格の範囲内で購入価格の2/3を助成	
	千葉県千葉市	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成			あり	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	難聴の程度により定められた基準額の範囲内で購入費用の2/3	2014年よりFM受信機・マイク、オーディオチューンも単独助成
	・千葉県浦安市	補聴器の購入費助成	65歳以上	×		医師の証明書、領収書	35000円を上限に1回だけ助成	
	・千葉県船橋市	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税世帯（世帯分離していても×）	購入後1年以内申請で有効。医師の証明書、領収書。転入者で課税状況が確認できない場合は確認できる書類	上限2万円	集音器、助聴器は対象外
	・千葉県印西市	高齢者補聴器購入費助成 2021年9月受付中止中	65歳以上			医師の証明書、領収書	上限2万円	
埼玉県	さいたま市	軽・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部助成	満18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。他の法令に基づき補聴器助成を受けている者は除外	両耳の聴力レベルが70db未満の方又は片耳の聴力レベルが70db以上の者で身障手帳交付非対象の者。医師が言語習得上効果期待できると判断した者。要医師意見書	補聴器の種類により基準額を合計した額から負担上限月額をひいた額	
	・埼玉県朝霞市	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	市民税非課税世帯に属する	医師の証明書	上限2万円	集音器は対象外
神奈川県	・神奈川県	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助	18歳未満					

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
山梨県	山梨県	全難聴調査による						
長野県	伊那市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等の助成	18歳未満	×	対象児童の属する世帯内に市町 村民税の所得割額が46万円以上 の方がいる場合は対象外	聴力レベルが身体障害者手帳の 交付対象外であることの医師意 見書、見積書	購入は別表（補聴器助成基準）に定める基 準額または補聴器の購入に要する費用のい ずれか低い額の3分の2を助成。修理は助成 を受けて購入した補聴器を対象に同一年度 内に2回を限度、補装具費支給制度に基づ く基準額または実際に修理に要した費用の いずれか低い額の3分の2を助成	
	千曲市	全難聴調査による						
	安曇野市	全難聴調査による						
	上田市	全難聴調査による						
	・長野県木曽町		65歳	×		領収書添付、同一対象者に5年に1回限 り、予算終了とともに受付終了	購入費の2分の 1 以内で30,000円上限	
	・長野県南牧村		18歳以上		なし	聴覚障害による身障手帳を所持してい ない者で、補聴器を必要とする者。身 障手帳所持者で補聴器を補助具として 購入した者。要医師意見書、領収書。	助成額は補聴器購入費として上限5 0000円。同一年度中一人1回限り。	7/1/2021
	・長野県南箕輪村	高齢者補聴器購入費助成	満75歳以上	×	高齢者が属する全世帯員が市町村民 税非課税、村納付金に未納がない	両耳聴力40 d b 以上70 d b 未満または 片耳40 d b 以上90 d b 未満、耳鼻科医 師による証明書。	購入費用の額として上限20000円	集音器、助聴器対象外
静岡県	静岡県	軽度・中等度難聴児補聴器 購入補助	18歳未満	×		両耳聴力30 d b 以上で、身障手帳の対 象とならないこと。	2/3補助（限度額あり）	
	・静岡県長泉町	高齢者補聴器購入助成	65歳以上	×		両耳の聴力が50 d b 以上70 d b 未 満、障害者総合支援法による補聴 器の支給対象にならない方、医師 の証明、領収書	購入費用の2分の1以内として上 限30000円	
	・静岡県焼津市	高齢者保健福祉用具（補聴 器）給付	65歳以上	×	本人住民税非課税	両耳の聴力が30 d b 以上。（70 d b 未満以上の場合は障がい者助成 ）。医師の証明、販売見積書	購入費用の1/2以内で上限30000 円	
	・静岡県磐田市	補聴器購入費助成	70歳以上	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	両耳の聴力30 d b 以上の身障手帳交付 非対象者。医師の証明。他の助成受 けていない。市税等非滞納者。過去の非 助成者	購入費用の1/2以内で上限30000 円	
岐阜県		全難聴調査による						
愛知県	名古屋市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	聴力レベルが原則として30デシベル以 上で、かつ、身体障害者手帳の対象と ならない方 補聴器の装用が必要と医 師に診断された方	基準額の範囲内で購入費の10分の9を 助成（2019年度より）（生活保護法 による被保護世帯等、又は市民税非課 税世帯に属する世帯の方は、基準額の 全額を助成）	平成18年厚生労働省告示第 528号に定められた額に1. 048の加算を乗じた額を基 準額とする 耐用年5年
	・愛知県北名古屋市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成	18歳未満難	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	両耳の聴力が30 d b 以上で身体障 害者手帳対象外者。医師の証明。 他の購入費助成を受けていない。	見積額又は基準額のいずれか低 い額も3分の 2 （1000円未満切 り捨て）	
	一宮市	難聴児補聴器購入費の助成	18歳未満	×	あり	身体障害者手帳の対象ではない（ 両耳の聴力レベルが70デシベル未 満）で、補聴器の装用が医師に判 断されている方	障害者総合支援法に定められた補装具 費（補聴器）の基準額内とし、原則1 割の利用者負担世帯の所得の状況に応 じて、利用者負担に上限設定あり	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
	・愛知県設楽町	難聴高齢者補聴器購入費等助	満65歳以上	×		医師の意見書得た者	補聴器の購入と修理と調整費の一部助成。購入：片耳上限50000円修理、調整：上限10000円	
	・愛知県犬山市	難聴高齢者補聴器購入費等助	65歳以上以	×	住民税非課税	事前申請。両耳の聴力30～69db	補聴器購入費の半額補助。（上限20000円）	
	・愛知県稲沢市	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	18歳未満	×	詳細不明	事前申請。両耳の聴力30以上で、身障手帳の交付非対象者。要医師判断証明書	補聴器の購入と修理と調整費の一部助成。	
奈良県	奈良県	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	補助基準額の3分の2（1,000円未満切り捨て）基準額耳穴式145220円～耳掛け式36252円等の詳細な基準額示す	
和歌山県	和歌山県	全難聴調査による						
滋賀県	滋賀県	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成（実施主体市町）	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない児童。（ただし、指定医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象と1個あたり40000円教育上の理由等により両耳分が必要な場合は、2個まで助成。※助成を受けて5年以内は、再度助成を受けることができない。※修理や電池交換は助成の対象とならない。	補助率：市町負担額の1／2（市町の助成額は、基準額の2／3。市町村民税非課税世帯および生活保護世帯に属するもの	修理費用も可
京都府	京都府	難聴児補聴器助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象			
兵庫県	兵庫県	全難聴調査による						2013年6月実施
	神戸市	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	18歳未満		世帯の市民税の所得割額の合計額（寄付金税額控除や住宅借入金等特別税額控除を受けている場合は、当該控除額を所得割の額に加算した額）が23.5万円未満の方	両耳とも聴力が、30dB以上70dB未満の方（ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、片方又は両方の耳の聴力レベルが30デシベル未満についても対象となる場合	6000円～10万円（イヤーマールド～骨伝導耳掛け式）	2013年6月実施
	・兵庫県明石市	高齢者補聴器購入費助成	65歳以上	×		耳鼻科医師の証明（医師意見書）を受けた人（中等度難聴程度）。他の助成を受けていない。市税等非滞納者。過去の非助成者	1人一回限り、上限2万円 故障・修理、メンテナンスは対象外。申請前購入は対象外。	集音期器は対象外
香川県	香川県	全難聴調査による						
徳島県	徳島県	全難聴調査による						
愛媛県	愛媛県	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成（実施主体市町村）	18歳未満	×	対象児又は対象児の属する世帯の他の世帯員の市町村民税所得割の額が46万円以上でないこと。	両耳の聴力が30db以上であることただし、聴覚障がいに関し、身体障害者福祉法に基づき指定医師が補聴器を必要と認め市町が決定した場合も可	基準額の2／3（市町1／3、県1／3）自己負担は1.1万～2.2万円程度（機種による）	
高知県	高知県	全難聴調査による						
広島県	広島県	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	18歳未満	×	対象児又は対象児の世帯の世帯員のうち、市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円以上の場合	両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと	購入費と基準額と比較して少ない方の額の3分の2。県・市町・本人は各々1／3負担（基準表別途）	
岡山県	岡山県	難聴児補聴器交付（実施主体市町村）	18歳未満	×	本人又は世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は交付対象外		新規及び更新の補聴器購入費の3分の2※市町村への補助（補助率1／2）とし、県・市町村・本人は各々1／3負担する（耐用年数5年）	
島根県	島根県	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	18歳未満	×	対象児又は属する世帯の他の世帯員の市町村民税所得割の最多市町村民税所得割課税者の課税額が46万円以上の場合は対象外	両耳の聴力レベルの平均が30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。	県の補助額は、補聴器購入費等として市町村が認める額と補助基準額（別途）とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と、市町村が助成した額を比較して少ない方の額から	
	福岡県	全難聴調査による						
	福岡市	全難聴調査による						

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
福岡県	・福岡県田川市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費助成	18歳未満	×	世帯所得が一定額以上は対象外	両耳の聴力30以上で、身障手帳の交付非対象者。医師が装着により言語習得に一定効果があると判断した場合はこの限りではない	助成対経費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の3分の2を助成	
		軽度難聴者補聴器購入助成	とくになし	×	市民全非課税世帯、均等割りのみの 市民税課税世帯または生保世帯	事前申請。両耳の聴力レベル50db以上70db未満、又は片耳のレベル50dbで他耳が90db未満であること。耳鼻咽喉科治療により改善見込めない人。	助成対経費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の2分の1を助成	耐用年数期間中における買替は対象外
長崎県	長崎県	全難聴調査による						
宮崎健	宮崎県	全難聴調査による						
熊本県	熊本県	全難聴調査による						
	熊本市	全難聴調査による						
鹿児島県	鹿児島県	全難聴調査による						
沖縄県	・沖縄県那覇市	加齢性難聴者に対する補聴器購入費用の助成	65歳以上	×	市民税非課税	事前申請。耳鼻咽喉科医師から補聴器が必要との意見書。他の制度で補助受けられない方。	補聴器1台の購入費として一人25000円を上限。一人一回のみ（上限25名の先着順）	

2021.10 諏訪地方社保調べ
出典 中央社保協、全難聴ホームページより作成